

教育職員	待遇職員
十五年	一年

右の場合にも全在職一六年の一時恩給の外に之と選擇的に一五年の教育職員普通恩給を認むべきことになり此の普通恩給を選択するときには待遇職員の時恩給を併給せぬ。

傷兵親族扶助料、一時扶助料

軍人の増加恩給を受ける者は傷兵院法に所謂傷兵である、故に傷と謂つても（昭和九年の改正で癡兵院法が傷兵院法になる迄は癡兵といつた）實は傷病兩者を包含する意味である。傷兵は傷兵院に入院するの資格があるのであつて、入院の申請が内務大臣に許可されて入院すると傷兵院法施行規則第四條に依り在院中は本人の受くべき増加恩給の月割額の二分の一に相當する金額を毎月手當として支給され傷兵院法第三條に依り本人の増加恩給及普通恩給は支給を停止され本人の親族（本人が入院の日に死亡したと假定すれば其の恩給法上の遺族に當る人の意味で兄弟姉妹をも含む（傷兵院法第三條第三項）に恩給法上の扶助料の順位に依り（同上第二項）原則として普通恩給の二分の一に當る年額の扶助料、又は一時扶助料を恩給法の規定を準用して給せられる（扶助料證書の形式は八四二頁参照）。之を傷兵（從來は癡兵）親族扶助料（又は傷兵親族一時扶助料）と呼び慣はしてゐる。基本法及附屬法令を左に掲げる。

傷兵院法（明治三十九年） （改正昭和九年） 法律第二二號）（抄）

第一條 戦闘又ハ戦闘ニ準ズベキ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍人又ハ準軍人トシテ恩給法ニ依リ増加恩給ヲ受クル者精神又ハ身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

第二條 普通公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍人又ハ準軍人トシテ恩給法ニ依リ増加恩給ヲ受クル者精神又ハ傷兵親族扶助料、一時扶助料

傷兵親族扶助料、一時扶助料

七七八

身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スルトキハ申請ニ基キ特ニ傷兵院ニ入院セシムルコトヲ得

第三條 傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ支給ヲ停止シ其ノ親族ニ扶助料又ハ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ扶助料又ハ一時扶助料ノ支給ニ關シテハ恩給法ノ扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶助料ノ年額ハ恩給法第七十五條第一項第三號ノ金額ニ相當スル額トス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシテ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニハ恩給法第八十一條ノ一時扶助料ヲ給セズ

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアルヘキ第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 傷兵院ニ入院中ノ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退院ヲ命ズ

- 一 恩給法ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利消滅シタルトキ又ハ恩給ヲ停止セラレタルトキ
- 二 收容保護ヲ要セザルニ至リタルトキ
- 三 懲戒ニ處セラレ改悛ノ見込ナキトキ

第五條 傷兵院ニ入院シタル者ニシテ退院ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退院シタル者ハ退院ノ日ヨリ二箇年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ傷兵院ニ入院スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和九年六月一九日勅令第一六八號ヲ以テ同月二十日ヨリ施行）

本法施行ノ際現ニ傷兵院ニ入院中ノ者ハ本法ニ依リ傷兵院ニ入院セシメタルモノト看做ス

(1) 傷兵院法施行規則。

(2) 扶助料ノ給與事由は恩給法に於けるそれと異り傷兵の入院であるから傷兵入院中扶助料を受けてゐる妻が死亡し後日後妻が出來た如き場合にも後妻は傷兵の入院中扶助料を受ける権利がある。

(3) 昭和九年勅令第二五七號（傷兵院法第三條第四項ノ規定ニ依リ扶助料ノ額ニ關スル件）。

傷兵院法施行規則（大正一二年）（改正昭和九年第一三號）（抄）

第一條 傷兵院法第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ傷兵院ニ入院セシムル者ハ其ノ身體又ハ精神ノ障碍ノ程度方恩給法施行令第二十四條第一項ノ特別項症乃至第三項症ノ症狀ニ相當シ且家族、資産、其ノ他ノ狀況ニ因リ適當ナル介護ヲ受クルコト能ハザルモノニ限ル

第二條ノ二 傷兵院ニ入院ヲ許可セラレタル者ハ入院ノ際恩給證書ヲ傷兵院長ニ提出スベシ但シ特別ノ事情ニ因リ恩給證書ヲ提出スルコト能ハザル場合ニ於テ内務大臣ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 傷兵院ニ入院シタル者ニハ在院中本人ノ受クヘキ增加恩給月割額二分ノ一ニ相當スル金額ヲ毎月手當トシテ支給ス

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第二百五十七號（傷兵院法第三條第四項ノ規定ニ依リ扶助料ノ額ニ關スル件）

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ傷兵院法第三條第一項ノ一時扶助料ヲ給シタル後ニ於テ他ノ親族ニ給スルコトアルベキ傷兵院法第三條第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ年額ハ入院ノ月ノ翌月ヨリ起算シ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル年數ニ相當スル期間ヲ限リ傷兵院法第三條第二項ノ規定又ハ恩給法第七十五條ノ規定ニ依リ扶助料年額ヨリ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル扶助料年額ノ五分ノ一ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

傷兵親族扶助料、一時扶助料

七七九

傷兵親族扶助料、一時扶助料

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷兵院入院者親族扶助料一時扶助料給與手續(昭和九年 閣令第一號)

第一條 傷兵院法第三條ノ規定ニ依ル扶助料又ハ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料請求ノ規定ヲ準用スルノ外扶助料請求書又ハ一時扶助料請求書ニ第二條ノ證明書ヲ添附シ内閣恩給局ニ之ヲ差出スベシ

第二條 傷兵院シタルトキハ傷兵院長ハ左ノ事項ヲ記載シタル證明書ヲ扶助料又ハ一時扶助料ヲ受クベキ親族ニ交付スベシ

一 恩給證書ニ記載シタル事項

二 入院ノ日

第三條 傷兵入院シ若ハ退院シ又ハ入院中死亡シタル時ハ傷兵院長ハ速ニ其氏名及入院若ハ退院又ハ死亡ノ日ヲ貯金局ニ通知スベシ

第四條 入院中ノ者退院シ又ハ死亡シタル爲扶助料ヲ受クルノ權利消滅シタルトキハ貯金局ニ於テ退院又ハ死亡ノ月ノ翌月ヨリ扶助料ノ支給ヲ止メ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ扶助料證書ヲ占有スル者ハ速ニ之ヲ内閣恩給局ニ返還スベシ若シ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ扶助料證書ヲ返還シ得ザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ届出スベシ

第五條 扶助料又ハ一時扶助料ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和九年法律第十二號施行ノ日以後ノ事項ニ付之ヲ適用ス
大正二年閣令第二號ハ之ヲ廢止ス

執達吏恩給

執達吏は従前の官吏恩給法上の官吏でもなく又恩給法上の公務員でもないが執達吏規則に俸給年額を六〇〇圓と看做して官吏恩給法に照し恩給を給する旨の規定があるので現在と雖も之に依て恩給を受け得るのである。

執達吏規則(明治三十三 法律第五一號)抄

朕執達吏規則を裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

第十九條 執達吏一年間ニ收入セシ手數料六、百圓(一)ニ充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十一條 執達吏ハ官吏恩給法(二)ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

附則(三)

本法施行ノ期日ハ勅令(四)ヲ以テ之ヲ定ム

附則(五)

本法ハ大正十年分ヨリ之ヲ適用ス但シ執達吏規則第二十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ大正九年八月一日以後恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタルモノニ付之ヲ適用ス

(1) 初め一八〇圓であつたのを大正八年法律第四〇號を以て四五〇圓に改め更に大正一〇年法律第二六號(官報三月三〇日)を以て六〇〇圓に改めたのである。因に大正九年法律第一〇號に依る恩給増額の際執達吏に付ては同年勅令第三二三號を以て特例を設け「執達吏規則第二十一條ノ規定ニ依リ手數料年額四百五十圓ヲ俸給額ト看做シ算出シタル恩給ヲ大正九年法律第十號第一條第一項ノ規定ニ依リ増額スル場合ニ於テハ大正九年勅令第二七八號ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ恩給年額トス(本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス)」とした。

(2) 官吏恩給法は今や恩給法第八四條を以て廢止されたから恩給法施行後は之に代ふるに恩給法を以て解すればよいのである。

(3) 照シとは執達吏恩給自體の發生消滅及執達吏在職年相互の關係等の恩給關係にして性質上執達吏にも準用し得るものは官吏恩給法(恩給法施行後は恩給法)の規定に依り律するの意である。

〔具申裁決例〕「官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受クトハ……執達吏ヲ官吏恩給法第一條ニ所謂文官判任以上ノ者トシテ之ト全然同一ノ待遇ヲ爲スノ趣旨ニ非ス仍テ本件ノ如ク執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者文官ニ再任シタル場合ニ其ノ恩給ヲ停止スヘキヤ否ヤニ付考フルニ一見官吏恩給法第十二條第二項第一號ノ停止規定ハ右ノ場合ニ準用シテ然ルヘキカ如クナルモ元來恩給停止ノ趣旨ハ年金恩給ノ基礎トシテ通算シ得ヘキ官職ニ在職中ハ俸給ノ外同時ニ恩給ヲ給スルノ謂レナキヲ以テ其ノ官職ヲ退クニ至ル迄特別ノ規定アル場合ノ外恩給權ニ制限ヲ加ヘテ恩給金ヲ給與セサルニ在ルヲ以テ官吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ハ文官在職年トノ間ニ通算性ナキ(同法第八條參照)執達吏ト爲ルモ其ノ恩給ヲ停止スヘキニアラサルト同様ニ執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者其ノ在職年ト通算セ

ラレサル文官判任以上ノ官ニ任スルモ其ノ恩給ヲ停止スヘキニ非ス右官吏恩給法第十二條第二項第一號ハ執達吏ニ付テハ唯執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者執達吏ニ再就職シタル場合ニ其ノ恩給ヲ停止スルノ限度ニ於テノミ準用セラレヘキモノトス」

(4) 恩給と謂ふも官吏恩給法時代には同法中に退官賜金の規定がなかつたから恩給法施行後も之に相當する一時恩給を給せず、又同様の理由に依り扶助料、一時扶助料を執達吏の遺族に給しない。結局普通恩給、増加恩給及傷病年金を給し得るものと解する。

(5) 此の附則は前述大正八年法律第四〇號の附則一で勅令とは大正八年勅令第一九二號のことで同勅令は大正八年六月一日より施行する旨規定した。

(6) 前述大正一〇年法律第二六號の附則である。

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

(昭和七年六月一八日公布法律第一三號)

恩給の基礎俸給に關し、當分の間恩給法と雖るべからざる關係のある法律が恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律である、昭和六年六月以降に官吏、待遇官吏等の俸給月額大體一〇〇圓以上の者の一般的減俸が行はれた爲恩給法第六〇條以下の俸給額を基礎とする恩給額も減俸率に比例して減額される結果になつた、然るに軍人及準軍人に付ては其の恩給額は當時の恩給法別表第一號表及第四號表に假定俸給額を基礎として表で定められてあり實際に受ける俸給額と關係が無く而して減俸の當時今次の減俸は一時的措置であるとして此の表を改正しなかつたので軍人及準軍人だけは減俸に關係なく減俸前と同額の恩給を給せられたのである、而して昭和八年法律第五〇號に依る恩給法改正後も軍人及準軍人に付てだけは假定俸給額を定め(第五九條ノ二)、之を基礎として算出すると上記法律第五〇號で廢止された別表第一號表第四號表の金額と同様の金額になるやうに即右別表が今尙存すると同様の結果になつてゐるのである、從て減俸後は軍人準軍人の恩給は利益で其の他の公務員の恩給は不利となつたが前述の如く今次の減俸は一時的措置と解せられてゐるので軍人準軍人の恩給は依然其の儘としてをいて其の他の公務員の恩給の中減俸前の俸給を基礎として算出し既に給與した一時的の恩給に付ては遡つて追給し將來も又は將來から給する恩給に付ては給與事由發生の翌月から増給して軍人準軍人の恩給額と其の公務員の恩給額との間の衡平を計ることになつたのである(第一條)。又

恩給法第九九條第一項の規定に依り従前の差額停止の規定の適用を受ける公務員に付ては其の差額算出の基礎たる退職當時の俸給が減俸前の俸給規程に依る俸給であるのに減俸規程施行後の同じく差額算出の基礎をなす再就職中の俸給は減俸規程に依るのでは同價値であるべき新舊俸給の比較上權衡を失するものがある(其の公務員は減俸規程施行後も減俸前の退職當時の俸給額の給與を保障せられることになり俸給の減額だけ恩給から補助を受け減俸されないのと同様の結果となるから)から退職當時の俸給は之に相當する減俸規程施行後の俸給に引直して計算するの要がある、而して之は減俸規程施行の際に遡つて實行するのが理論に合するが既に給した分は之を問はず本法施行後から實施することにした(第二條)。以上が本法制定の理由である。尙、昭和八年法律第五〇號を以て恩給法中に改正を加へたが本法には何等影響はないのであつて此の改正に拘らず、本法は依然として、密接不可離の現行法なのである。

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律

第一條 昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程(一)ニ依り俸給ヲ給セラレテ指定期間ニ在リテハ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニハ勅令(二)ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給額(三)ト改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ(四)俸給ヲ基礎トスル恩給額トノ差額ヲ年金タル恩給ニ在リテハ退職又ハ死亡ノ翌月ヨリ増給シ一時金タル恩給ニ在リテハ追給ス(五)

前項ノ規定ハ昭和六年六月一日以降勅令ヲ以テ指定スル時期(六)迄ニ新ニ制定セラルル俸給ニ關スル規程ニ依り俸給ヲ給セラレテ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ニ其ノ遺族ニ付之ヲ準用ス(七)

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

第二條 恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ従前ノ例⁽⁹⁾ニ依リ普通恩給ト其ノ基礎ト爲リタル在職年ニ通算スルコトヲ得ル官職⁽¹⁰⁾ニ就キ受クル俸給トノ合算額ノ退職當時ノ俸給ヲ超過スル差額ヲ普通恩給ヲ停止スル場合ニ於ケル其ノ退職當時ノ俸給ハ本法施行後ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル時期⁽¹¹⁾迄昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依ル其ノ俸給ニ相當スル俸給⁽¹²⁾トス

前項俸給額ノ算定ニ關シテハ勅令⁽¹³⁾ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令⁽¹⁴⁾ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 所謂減俸令等の減俸規程である。命令の番號及件名を列擧するに凡そ次の如くである。

- 昭和六年 第九九號 高等官官等俸給令中改正
- 同 第一〇〇號 判任官俸給令中改正
- 同 第二〇一號 神宮司廳職員官等俸給令中改正
- 同 第二〇二號 造幣醫及專賣醫官等等級俸給令中改正
- 同 第二〇五號 奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正
- 同 第二〇六號 帝國大學高等官官等俸給令中改正
- 同 第一〇七號 官立大學教官職務俸ニ關スル件中改正

- 同 第一〇八號 京城帝國大學高等官俸給令中改正
 - 同 第一〇九號 臺北帝國大學高等官俸給令中改正
 - 同 第一一〇號 臺灣總督府監獄待遇職員給與令中改正
 - 同 第一一一號 臺灣總督府警察醫官等等級給與令中改正
 - 同 第一一二號 旅順工科大学教官職務俸令中改正
 - 同 第一一三號 府縣知事加俸ニ關スル件中改正
 - 同 第一一四號 地方待遇職員令中改正
 - 同 第一一五號 公立學校職員俸給令中改正
 - 同 第一一六號 公立大學職員俸給令中改正
 - 同 第一一七號 道府縣立感化院職員令中改正
 - 同 第一一八號 公立圖書館職員令中改正
 - 同 第一一九號 鐵道省鐵道醫ニ關スル件中改正
 - 同 第二〇號 朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及藥劑師ニ關スル件中改正
 - 同 第二二號 公立學校職員年功加俸令中改正
 - 同 第二二二號 師範學校長勤績加俸令中改正
 - 同 第一四三號 二以上ハ俸給ヲ受クル官吏等ハ減俸ニ關スル件
- 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

七八八

- 昭和六年 第一四八號 市町村立小學校教員加俸令中改正
 - 昭和六年 第一〇號 官幣社神職俸給規則中改正
 - 同 第一一號 奏任及判任待遇神宮職員俸給規則中改正
 - 同 第一二號 明治神宮外苑管理署職員俸給規則中改正
 - 昭和六年 第一七號 小學校令施行規則中改正
 - 文部省令 第一一七號 官幣大社神職俸給規則中改正
 - 拓務省令 第一一號 官幣大社神職俸給規則中改正
 - 昭和六年 第六六號 官幣大社朝鮮神職俸給規則中改正
 - 鮮總督府令 第三四號 臺灣公立幼稚園保母ノ俸給ニ關スル件中改正
 - 同 第三六號 官幣社神職俸給規則中改正
 - 昭和六年 第二六號 樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中改正
 - 樺太廳令 第二六號 樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中改正
- 尙在外指定學校職員の俸給に付ては關東州及南滿洲鐵道附屬地の在外指定學校のものは昭和六年關東廳令第二二號を以て改正減俸し其の他の在外指定學校のものは減俸したるものと然らざるものがある(參考…大正一二年外務、文部省令在外指定學校ノ指定ニ關スル規程第二二條に曰く在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル規程ハ所管領事官之ヲ定メ外務文部兩大臣ニ報告スヘシ)。

(2)(7)(11) 其の時期は將來軍人以外の公務員に付て一般的に減俸を舊に還元するとか反對に軍人の恩給額を減額するとか其の他の理由に依り本勅令を存置するの必要なくなる時期で今から何年何月と豫定し得ない時期である。

(3) 昭和七年法律第一三號施行令第一、二條では別項に掲げた。

(4) 其ノ恩給額即減俸令適用後の退職又は死亡の當時又は前(改正恩給法)の俸給を基礎として恩給法に依り算出した恩給額である。

(5) 假に昭和六年六月以降の減俸令が發布されざりしならば舊俸給規程に依り受けたらう所の俸給の意。

(6) 一方に於ては絶えず恩給法第六〇條以下の規定に依り退職若は死亡の當時又は前(改正恩給法)の俸給を基礎とする恩給額が生ずるのを他方に於て本法に依り絶えず差額を増給又は追給するのであるから觀念上は絶えず更正が行はれることになるのである、併し實際の取扱に於ては既に本法施行(昭和七年八月一日)前に裁定した恩給は後から新證書又は追給裁定通知書を發行して差額を遡つて給するの外ないが(昭和七年閣令第一號第一條)本法施行後裁定せられる恩給は便宜上最初から更正恩給額を表示した證書又は裁定通知書を發行することになつてゐるのである(同上閣令第二條)此の事を規定した昭和七年閣令第一號は後述する。

(8) 新に制定せられる規程に依る俸給が減俸令に依る俸給と同額ならば此の俸給の還元額と同額を基礎として恩給額を算出し同額でなければ假に此の新規程に依る俸給が減俸令に依る俸給であつたならば何程の額に還元すべきかを考へ其の還元すべき額を基礎として恩給額を算出する事が準用であると解する。本項の「新に制定せラルル俸給ニ關スル規程」の一例は昭和八年八月八日勅令第二二三號内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師官制の俸給令の如きである。

(9) 差額停止の従前の例は

(イ) 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法(法九〇)(二七頁)

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

七八九

第五條 退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス但シ第一號ノ場合ニ於テハ其ノ差額ニ限り支給ヲ停止ス

一 退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二 (略)

(ロ) 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法(明二三、法九一)第七條(二二條—二七頁)

(ハ) 公立學校職員退隱料等ニ關スル法律(明二九、法一三)第一條(二二條—三四頁)

(ニ) 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリノ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四五

法一一)第二條(二二條—四〇頁)

(ホ) 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任官以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明三三、法七七)第

二條(二二條—四二頁)

(ヘ) 樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退隱料遺族扶助料ニ關スル法律(明四一、法三五)第一條(二二條—四三頁)

(ト) 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法(明三八法、六四)第二條(二二條—四五頁)

而して(ロ)以下皆(イ)と同趣の規定である。

(10) 通算することを得る官職に關する規定は

(イ) 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條ノ二

(ロ) 前記(ハ)の法律第三條、第四條、第四條ノ二

(ハ) 前記(ニ)の法律第四條

(ニ) 前記(ホ)の法律第四條

(ホ) 前記(ハ)の法律第四條

(ヘ) 前記(ト)の法律第七條

(12) 「其ノ俸給」とは「退職當時ノ俸給」を指し「相當スル俸給」とは減俸令に依る減額せられた俸給である。

(13) 「俸給額」とは前項の「改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依ル……相當スル俸給」の額である。勅令とは後に述べらる昭和七年法律第一三號施行令第三條以下である。

(14) 昭和七年勅令第二〇三號である、曰く「昭和七年法律第十三號ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス」

昭和七年法律第十三號施行令(昭和七年七月三〇日勅令第二〇四號)

第一條 昭和七年法律第十三號第一條第一項ノ規定ニ依リ増額シ又ハ追給スベキ恩給金額ヲ算出スル爲ニ要スル改正前ノ俸給規程ニ依リ受ケベカリシ俸給ハ左ノ各號ニ依ル

一 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シ俸給(イ)ヲ減額セラレタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラルルコトナクシテ(ロ)在職シ又ハ死亡シタルトキハ減俸直前ノ俸給トス

二 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラレテ(イ)退職シ又ハ死亡シタルトキ及該俸給規程施行後就職シタル者退職シ又ハ死亡シタルトキハ

(イ) 本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規定(ロ)ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給力減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ム

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

ル級俸定額トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額方之ニ對應スル改正前ノ俸給規定ニ定ムル級俸定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス但シ其ノ俸給ニ直近スル上位ノ級俸定額ノ改正前ノ級俸定額ニ還元セラレタル額ヲ超ユルコトナシ⁽⁷⁾

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程⁽⁸⁾ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官俸給令判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シイノ規定ニ依リ算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給⁽⁹⁾ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ規定スルモノ⁽¹⁰⁾ニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額方改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノ⁽¹¹⁾ニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額方夫々改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算シ⁽¹²⁾タル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トス⁽¹³⁾但シ本俸及本俸ニ準ズベキ俸給ノ改正前ノ俸給ニ還元セラレタルモノノ合算額ハ改正前ノ俸給規程所定ノ最高限ヲ超ユルコトナシ⁽¹⁴⁾

前項ノ場合ニ於テ前項各號ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圍位未滿ハ之ヲ切捨ツ⁽¹⁵⁾
退職又ハ死亡當時ノ本俸ト本俸ニ準ズベキ俸給トノ合算額方第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ノ規定ニ依リ改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給ニ還元セラレルベキ最低額⁽¹⁶⁾ニ達セザルモノナルトキハ第一項第二號(ハ)ノ規定ニ依リ算出ヲ行ハズ⁽¹⁷⁾

第二條 昭和六年六月二十二日以降官吏又ハ待遇官吏タルニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケニ以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ又ハニ以上ノ官職ニ在職中死亡シタル者⁽¹⁸⁾前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ該當⁽¹⁹⁾スル場合ニ在リテハ其ノ本俸ニ付テハ退職又ハ死亡當時ノ各官職ノ俸給ニ互ニ⁽²⁰⁾他ノ俸給ノ額ヲ合算シ各合算額ニ付假ニ前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ノ規定スル算出方法ニ依リ減俸前ノ俸給額ニ還元シ各還元額ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給額ノ比率ニ依リテ按分シ其ノ各俸給ニ屬スベキモノ⁽²¹⁾ヲ以テ改正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ各官職ノ俸給額トス

第三條 昭和七年法律第十三號⁽²²⁾第二條ノ規定ニ依リ退職當時ノ俸給ヲ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ依ル相當俸給ニ換算スルニハ左ノ各號ニ依ル⁽²³⁾

一 大正十二年十月一日以降昭和六年六月又ハ七月ノ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ノ適用前ニ退職シタル者ノ退職當時ニ相當スル俸給ハ

(イ) 本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給方改正前ノ俸給規定ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ト之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ俸給定額方之ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規定ニ定ムル俸給定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官等俸給令、判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シイノ規定ニ依リ

算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額方改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額方々改正前ノ俸給規定ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算⁽²⁾シタル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トス

二 大正十二年九月三十日以前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ大正十二年十月一日恩給法ニ依リ更正増額セラレタル恩給ノ基礎ト爲リタル俸給額⁽³⁾ヲ以テ退職當時ノ俸給額トシ前號ノ規定ニ依リテ算出シタル金額トス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圍位未滿ハ之ヲ圍位ニ滿タシム

第四條 昭和六年六月二十二日前官吏又ハ待遇官吏タルニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケニ以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ其ノ合算額ヲ基礎トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ノ退職當時ノ本俸ノ額ノ換算ニ付テハ昭和六年勅令第百四十三號⁽⁴⁾ヲ準用ス⁽⁵⁾此ノ場合ニ於テ昭和六年六月一日以降同月二十二日前退職シタル者ニ付テハ其ノ俸給ハ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給トス⁽⁶⁾

第五條 減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ於テ改正當時ノ在職者ニ付經過的ニ級俸定額ノ減率ヨリ低キ減率ニ依ル俸

給ヲ給スル規定アリタル官職方退職當時ノ官職タリシ者ニシテ同規程施行ノ當時在職シタルモノ⁽⁷⁾ニ關シハテ引續キ在職スル間ニ限り前二條ノ規定ニ依ル金額ニ依ラズシテ其ノ退職當時ノ俸給額ニ付定メラレタル低キ減率ニ依ル俸給ヲ以テ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給トス

第六條 第三條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ俸給(ニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ合算額)ノ年額千四百四十圓以下ナルトキハ其ノ減額ヲ行ハズ⁽⁸⁾千四百四十圓ヲ超エ千二百圓以下ナルトキハ之ヲ千四百四十圓トス⁽⁹⁾但シ前條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第七條 本令中退職又ハ死亡當時ノ俸給ノ換算ニ關スル規定ハ退職又ハ死亡前一年內ノ各俸給ノ換算ニ付テハ準用ス⁽¹⁰⁾

附則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和八年勅令第ニ四七號附則)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (1) 俸給とは恩給法第四條に規定する如く本俸及本俸に準ずべきものの總稱である。
- (2) 減俸された後退職又は死亡迄の間に俸給額が昇給等に依り變らなかつた場合のことである。本俸又は本俸に準ずべきものの中何れかが變動せられ他の一方が變動せられなかつた場合には變動のなかつた方に第一號を適用し

變動のあつた方に第二號を適用するのである。

(3) 此の場合には單に俸給規程施行ノ際在職シタル者とあり第一號の如く在職し俸給ヲ減額セラレタル者と規定してゐないから施行の際減俸されて後更に俸給に變更のあつた場合の外施行の際減俸を受けなかつたが(例へば文官として八五圓)後に減額された俸給(同上九五圓)に昇つた場合をも包含する。

(4) 判任官俸給令、公立學校職員俸給令の如く俸給を等級を以て區分した俸給規程。

(5) 例へば減俸の爲改正した判任官俸給令の四級俸定額たる九五圓に該當する場合には改正前之に對する四級俸定額たる一〇〇圓を以て改正前ノ俸給規程ニ依り受クベカリシ俸給とするが如し。

(6) 前例の場合に俸給定額にあらざる九八圓を受けたとせば其の直近下位の級俸定額即四級俸九五圓が之に對應する改正前の俸給定額一〇〇圓に對する割合 $\frac{95}{100}$ を以て九八圓を除した一〇三圓を以て改正前ノ俸給規程ニ依り受クベカリシ俸給とするが如きである。

特別俸は級俸の定ある俸給規程中に存するも特別俸夫れ自身は定額なきを以て其の直近下位の一級俸又は一級上俸の定額が改正前の一級俸又は一級上俸定額に對して有する割合で其の特別俸を除した金額と解する。

(7) 之に該當する場合は殆どない。

(8) 大正八年勅令第二五七號鐵道省鐵道醫ニ關スル件に規定する鐵道醫の俸給規定の如きである、實は鐵道醫には俸給規程といふべきものがないのであつて例へば判任待遇の者に付ても判任官が最高俸二〇〇圓であるが如き制限なく二五〇圓でも三〇〇圓でも給し得るのである 従て二〇〇圓で退職した場合に之を判任官の新舊一級俸の割

合で二二〇圓に還元して然るべきである。

(9) 恩給法施行令第二〇條に規定する年功加俸、指定地加俸、職務俸等である。以上の加俸を併せ有するときは各加俸毎に還元すべきである。

尙樟、太、公立小學校、教員、加俸、支給規程(大正一一年勅令第五一號)第三條は管内に於て勤続滿五年以上一〇年未滿の者には第一次特別加俸として本俸十分の一、一〇年以上一五年未滿の者には第二次特別加俸として本俸一〇分の一・五、一五年以上の者には第三次特別加俸として本俸一〇分之二を給する規定がある(本令の根據は明治四一年勅令第四五號、小學校令第四五條及明治四一年內務省令第六號)、是は本俸に準ずべきものに該當するのであるが本俸額に隨つて定る特別のものであつて(ハ)の方法に依ることを得ぬのである。仍て此の場合には本俸額を改正前の俸給規程に依れば受クベカリシ俸給額に引直し(昭和七年樺太總令第二六號)其の引直した額の一〇分の一・五、二を「改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ」加俸とすべきである。

(10) 高等官官等俸給令第一九條第一項(曰く別表第二表第一號乃至第三號又ハ別表第五表ニ依ル奏任文官ニシテ五年以上各其ノ官ノ一級俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ六百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得)、公立大學職員俸給令第四條第二項(曰く教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓以下、助教ノ職務俸ハ年額千二百五十圓以下トス母シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超エルコトヲ得ス)の如きである。

(11) 帝國大學高等官官等俸給令第四條、京城帝國大學高等官官等俸給令第三條及第五條、臺北帝國大學高等官官等俸給令第三條、公立學校職員年功加俸令別表、師範學校長勤続加俸令別表、市町村立小學校教員加俸令第三條の如きである。市町村立小學校教員加俸令第三條第二項には「年功加俸ハ本科正教員ニ在リテハ年額二十四圓乃至六十圓トシ専科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至二十四圓トス但シ年功加俸ヲ受ケタル後勤続五年ヲ加フル

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令——一四

毎ニ本科正教員ニ在リテハ年額十八圓乃至三十圓(減俸前は一八圓乃至三六圓)専科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至十五圓(減俸前は一二圓乃至一八圓)ヲ加フルコトヲ得」とあり年功加俸を基本的の第一次加俸と第二次以降の加俸加給とに分けてゐるから此の兩者は別々に(ハ)に依り還元すべきであること(9)に述べた通りである。

(12) 準本俸の最高限及最低額を規定する俸給規程に於て減俸後の改正規程に定むる最高額 b' 及最低額 a' 改正前の規程に定むる最高額 b 及最低額 a に對する夫々の割合は b'/b 、 a'/a であるが a' と b' との中間の額は如何なる率に依て a と b との中間の如何なる額に相當せしめたならば最も公平であるか、之を算出する方法を補間計算(Interpolation)と謂ひ其の算出率を「補間計算シタル割合」と謂ふのである、然らば其の割合は如何にして算出するか

(イ) 改正規程に依る額 x を改正前の規程 a に依る額 y に換算する場合(即第一條第二項(ハ)の場合)には

$$\left(\frac{b'-a'}{b-a}\right) + (b'-a') \cdot x = a + (b-a) \cdot y$$

新最低額の最低額に對する割合を β とし

新最低額と改正規程に依る退職又は死亡當時の俸給と額の差を α とし

退職又は死亡當時の俸給額に依り當該の場合の具體的の補間計算を爲すべき割合を α とすれば

$$\alpha = \beta + \gamma \cdot \alpha \quad (\gamma \text{が百分とならば} \beta \text{より} \alpha \text{を減することとなる})$$

$$\gamma = \frac{b'-a'}{b-a} \text{に依り求める換算額を算出し得られる。}$$

(ロ) 改正前の規程に依る退職又は死亡當時の俸給額 x を新規規程に依る額 y に換算する場合(即第三條第一項(ハ)には $y = \beta \cdot x + \alpha$ に依り求めらる。

補間計算は昭和八年一月一日以後は退職又は死亡前一年内の各俸給に付各別に適用される(第七條及び附則)。

(13) 例之公立學校年功加俸令別表中學校長所長教諭助教諭令監の俸給月額八〇圓以上にして勤続五年以上一〇年未滿の者の年功加俸九六圓を改正前の額に換算すると九六圓を補間計算した割合〇・八八八八八八九で除した一〇八圓となり同じく九七圓を換算すると之を補間計算した割合〇・八八九七三〇七で除して一〇九圓となる。

(14) 例へば東京府知事として本俸一級俸五三五〇圓指定地加俸四五〇圓(七〇〇圓を受くべき場合なるも本俸と合し五〇〇圓を超ゆるを得ざるを以て四五〇圓とす)を受くる場合本俸は還元して六〇〇〇圓、加俸は還元して五一四圓となるも其の合算額は六一四圓となり改正前の大正九年勅令第二六三號府縣知事加俸ニ關スル件の最高限六五〇〇圓を超ゆるから還元俸給額は六五〇〇圓とするが如き、又帝國大學教授として俸給令改正後本俸一級俸四〇五〇圓、講座に對する職務俸一〇五〇圓を受けたる場合に之を還元するに本俸四五〇〇圓、職務俸一二一九圓合計五七一九圓なるも改正前の帝國大學高等官官等俸給令第四條第二項に五七〇〇圓を超ゆるを行ざるの制限あるを以て還元俸給額は五七〇〇圓とするが如きである。

(15) 級俸定額に該當せぬ俸給を減俸する場合(例、高等官官等俸給令附則第五項)等に圓位未滿を圓位に滿たしめることになつてゐるので其の反對の場合たる減俸規程に依る俸給を還元する場合には圓位未滿を切捨てることになつてゐるのである。

(16) 這般の減俸は概して俸給月額一〇〇圓以上の者に付て行つたのであるから還元セラルヘキ最低額は多くの場合改正前の一〇〇圓に對する改正俸給即九五圓であるが併し個々の場合には一〇〇圓以下の俸給を減額したのもあり従て改正俸給が九五圓未滿でも最低額である場合も澤山あるのであるから各俸給令毎に決定するの外ない、例

へば公立學校職員俸給令第四號表の職員の内助教、生徒主事補、學校長、教諭等に在つては十級五五圓、師範學校、校首學校、聾啞學校の訓導に在つては八級六五圓、助教諭、舎監、保母書記等は六級六五圓を以て還元セラルヘキ最低額とするのである。

(17) 反言すれば本俸と準本俸とを合し還元セラルヘキ最低額に達する場合には本俸のみにては最低額に達せざる場合でも準本俸のみは(ハ)に依り還元するのである、蓋し一定額以上の俸給を還元する場合に準本俸も俸給の一種であるから之を除外することは妥當でないであつて本俸と準本俸と合して其の一定額に達する場合には矢張り還元すべきである、唯此の場合に本俸は其の一定額に達せぬと還元する規定がないから還元せぬのであつて準俸給のみは額に拘らず常に還元し得るから是だけは還元しようとする建前である。

(18) 第二條は昭和六年勅令第一四三號、二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件ノ裏に相當する規定である、同勅令は昭和六年六月一日前から在職し同令公布の日たる同月二二日現在も在職してゐた二官職以上併有の者に公布の日から併有官職に對する俸給合算額を夫々各官職に對し一の俸給を受けたかの如く看做して減俸(斯の如く看做して減俸する結果は各俸給を單獨に減俸する場合には減俸されざる低き俸給が減俸されるに至ることあり、例へば待遇職員として三〇〇圓、文官として三〇圓を受けた者は六月一日より待遇職員として二七七〇圓、文官として矢張り三〇圓を受けることとなるも右勅令に依れば六月二二日より文官として二七圓に俸減せらる)した規定であるから六月二二日以降に二官職以上併有の者の俸給は觀念上は恰も右勅令に依る減俸の制限下に受けてゐるもの如く看做し從て斯かる者同月以降其の官職を同時に退職し又は死亡した場合に之を還元するには右勅令の裏に相當する規定を設けて還元するを

妥當としたのである、本俸ニ準ズベキモノヲ含マズとしたのは右勅令に年功加俸、職務俸の類ヲ含マズと同趣の規定があり而して還元すべき俸給の範圍は同範圍なるを要するからである。

(19) (20) 五ニ他ノ俸給ノ額ヲ合算シといふのは前述勅令第一條の「俸給ノ各方夫々他ノ俸給ノ額ヲ其ノ額ニ合算シタリシモノトセバ」といふのと同旨である、五に他の俸給を合算すれば還元すべき額は同額となるが公務員別の俸給令の種類に依り其の直近下位の俸給の新舊の比率は必ずしも同じでない場合もある(殊に判任奏任の別に依り)ので公務員別に其の比率で算出した還元額從て之を按分した額も各俸給毎に單獨に還元した場合の額と異なることがあり得るのである。又本條は前條第一項第二號(イ)又は(ロ)に該當する場合即減俸の爲改正した俸給規程施行の際在職して減俸を受け爾後其の俸給を變動せられて退職又は死亡した者及該俸給規程施行後就職し退職又は死亡した者の本俸の還元の場合の規定であるが同じく該當といつても二以上の俸給の内或るものは變動し或るものは變動せぬ場合もあり全部が變動した場合もある。

(イ) 減俸後一又は二以上の俸給は變動せられ他の一又は二以上の俸給は變動せられざりし場合には前者に付ては第一條第一號に依り減俸直前の俸給を還元額とし後者に付ては第二條に依り還元額を算出する。
(ロ) 各俸給共減俸後に變動せられた場合には第二條に依り還元額を算出すること勿論である。
尙六月二二日に減俸された儘各俸給共爾後變動せられざりし場合には各俸給毎に第一條第一號の規定を適用して然るべきである。

(21) 例へばA、B二官職を併有し其の俸給a、bとすればa+bをA官職として還元したa'をaとbの割合に按分し其のaに屬す恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令——一八

べきもの即ち $a \times \frac{a}{a+b}$ をA官職の改正前の俸給規程に依り受くべかりし還元俸給額、其のbに屬すべきもの即ち $b \times \frac{b}{a+b}$ をB官職の改正前の俸給規程に依り受くべかりし還元俸給額とするといふことである。

第二條を適用した一例を示すに、昭和六年六月一日前より判任待遇の待遇職員と兼任文官とを併有し待遇職員として月俸一三五圓、文官として年俸三〇圓を受け同月二日に二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件に依り待遇職員として二七圓に文官として二七圓に減俸せられ其の後兩官職を同時に退職し其の基礎俸給待遇職員月俸一四五圓、文官年俸一〇〇圓なりし場合に之を還元するには

特文合算額を待遇職員として受けたるものと假定しての還元額は $(1740+100) \times \frac{165}{145}$ (判任待遇者の俸給新舊比率に依ること)に注意)

文符合算額を文官として受けたるものと假定しての還元額は $(1740+100) \times \frac{2000}{1820}$ (高等文官の俸給新舊比率に依ること)に注意)

待遇職員として受くべかりし俸給は $(1740+100) \times \frac{165}{145} \times \frac{1740}{1840} = 1740 \times \frac{160}{145}$ (年額)

月額 $\frac{1740}{12} \times \frac{160}{145} = 145 \times \frac{160}{145} = 160$ 圓

文官として受くべかりし俸給は $(1740+100) \times \frac{2000}{1820} = 100 = 100 \times \frac{2000}{1820} = (\text{基礎俸給}) \times (\text{合算額の直定下位の俸給新舊比率}) = 109$ 圓

(22) 昭和七年法律第一三號第二條の趣旨は既述の如くで本勅令第一、二條の場合と恰度反對に減俸前の基礎俸給を減俸しようといふことに歸著するから退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給の算出方法は總て第一、二條の規定の反對である。

(23) 大正一二年一〇月一日に恩給法施行と同時に同日前に退職又は死亡した者の恩給額を更正し(同法第一〇一條

第一〇二條) 其の更正額算出の基礎たる退職當時の俸給も同法施行令第三六條、第三七條に依り増加したので大正一二年一〇月を限界として規定した。

(參考) 大正一二年九月三〇日以前に本俸六〇圓加俸五四圓(第一次三〇圓第二次二四圓)俸給合計七一四圓にて退職し同年一〇月一日恩給法施行令第三六條第一項第一號に依り同令別表第四號表にて之を一一九一圓に換算し之を基礎俸給として恩給を更正増額せられた者に付昭和七年法律第一三號施行令第三條第一項第二號で退職當時の俸給に相當する俸給を算出する方法は左の如くする。右別表第四號表は本俸加俸を分たず兩者合して俸給として換算したから一一九一圓を本俸加俸に分つには按分法に依り $119 \times \frac{60}{714} = 1100.6031$ (本俸)、 $1191 \times \frac{54}{714} = 90.0396$ (加俸) 加俸を更に第一次第二次に按分するに $90.0396 \times \frac{30}{54} = 50.01088, 90.0396 \times \frac{24}{54} = 40.01359$ 。しかるに市町村立小學校教員加俸令の加給額は改正前は最高三六圓なるをもつて第二次加俸は三六圓とし超過額 $(40.1359 - 36) = 4.01359$ は第一次加俸中に算入する、即第一次加俸は 54.02447 圓とする、以上を第三條第一號にて減俸するに加俸は三六圓が三〇圓となり五四・〇二…は還元の要はないし本俸は 1100.6031 圓は減俸すべき額に達せざるを以て其の儘とする、假に減俸すれば圓位未滿は圓位に滿たしめる(第三條第二項)のであるから圓位未滿は各之を圓位に滿たしめ本俸 1101 圓、加俸 $35 + 30 = 65$ 圓を還元額とする。

(24) 昭和六年勅令第一四三號二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件

第一條 昭和六年六月一日ニ於テ官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給(年功加俸、職務俸ノ類ヲ含マズ)ヲ受クル者ハ其ノ同日直前ノ俸給ノ各ガ夫々他ノ俸給ノ額ヲ其ノ額ニ合算シタル額タリシモノトセバ勅令ノ定ムル所ニ依リ同日ニ於テ減額セラルベカリシ割合ト同一ノ割合ニ依リ夫々同日直前ノ各俸給ヲ減額シタル額ノ俸給ヲ受ク

前項ニ規定スル合算額ガ昭和六年六月一日ニ於テ減額セラレタル最低俸給ノ額（判任官又ハ判任官待遇職員ノ俸給ニ在リテハ月額九十七圓）ヲ超エ且其ノ額ノ俸給ニ付減額ノ定ナキモノナルトキハ其ノ直近下位ノ俸給ニ付定メタル減額ノ割合ニ依リ（判任官又ハ判任官待遇職員ノ俸給ニシテ月額九十七圓ニ減額セララルモノトシテ其ノ減額ノ割合ニ依リ（前項ノ規定ヲ適用ス但シ直近上位ノ俸給ノ減額セラレタル額ヲ超ユルコトナキモノトス前二項ノ規定ニ依リ計算シテ得タル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第二條 公立學校職員ニシテ前條ノ規定ニ該當スル者ハ同條ノ規定ニ依ル改正俸給額ヲ合算シタル額ガ昭和六年勅令第二百一十一號(ハ)附則第二項第三號及第四項ニ規定スル改正俸ノ額タリシモノトセバ同令附則第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ昭和六年六月一日ニ於テ受クベカリシ年功加俸額ト同一ノ額ノ年功加俸ヲ受ク

第三條 昭和六年六月一日以後新ニ辭令ヲ發セラレタル俸給又ハ年功加俸ニ付テハ前二條ノ規定ニ依リ減額ヲ爲スコトナシ

第四條 第一條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ昭和六年勅令第百號附則第四項第五項、同年勅令第百五號附則第三項及同年勅令第百五號附則第六項乃至第八項ノ規定ヲ準用ス

第一條ノ規定ニ該當スル者ハ本令ニ依リ其ノ俸給額ニ變更アルモ仍從前ノ等級又ハ待遇官等級ヲ保有ス

公立學校職員ニシテ俸給月額八十圓以上ヲ受クル者第一條ノ規定ニ依リ其ノ俸給月額八十圓未滿ヲ減額セララルモ公立學校職員年功加俸令ノ適用ニ付テハ仍俸給月額八十圓以上ヲ受クル者ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（六月二日官報公布）

(a) 昭和六年勅令第一二二號公立學校職員年功加俸令改正ノ件

附則第二項乃至第五項

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ百圓以上ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十三ノ額ヲ、百圓未滿ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十六ノ額ヲ受ク但シ左ノ制限ニ依ル

一 所定ノ最高限ヲ超エ又ハ所定ノ最低限ヲ下ルコトヲ得ズ

二 百圓未滿ノ場合ニ在リテハ年額九十三圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

三 奏任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ年額千三百三十圓ヲ、判任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ月額九十七圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

前二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ其ノ年功加俸ト改正本俸トノ合計額ガ奏任官待遇ノ者ニ在リテハ年額千三百三十圓未滿判任官待遇ノ者ニ在リテハ月額九十七圓未滿ノモノニハ之ヲ適用セズ
前項ニ規定スル者ハ別表ノ改正ニ拘ラズ現ニ受クル年功加俸ヲ受クルモノトス

(25) 昭和七年法律第一三號第二條の趣旨は前に述べた如く差額停止の基礎たる退職當時の俸給を減俸規程と同率にて減じ以て減俸後在職する公務員の俸給との均衡を得しむるに在るから二以上の地位に基き二以上の俸給を受け之を同時に退職した場合にも恰も減俸當時在職したかの如く看做し昭和六年勅令第一四三號を準用するの要があるのである、元來第三條及第五條の規定の内容も減俸規程を準用するのと同じことなのである。

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令——二二

(26) 昭和六年六月一日から二一日迄に退職した者は六月一日以降の減俸規程で既に各俸給毎に減俸を受けたのであるから此の減額した俸給に更に勅令第一四三號を準用しては酷であるから此の減額した俸給を減俸前の之に對應する俸給に還元した額を以て換算すべき俸給とし其の本俸に勅令第一四三號を準用して換算した俸給額を算出しようといふ意味である。

(27) 昭和六年勅令第一一五號公立學校職員俸給令改正の件同年勅令第一〇〇號判任官俸給令中改正ノ件其の他減俸規程の多くは減俸規程施行當時の在職者に付ては同規程施行後俸給を給する場合の額と異り經過的に特に少い減率で減額した俸給を給する規定がある(例へば施行前一六〇圓の者に一四五圓を給せずして一四八圓を給するが如し)。然るに前にも述べた如く差額停止の規定は差額停止規定適用の場合に其の受くる恩給の基礎となつた前退職當時の俸給額だけは保障してやるのであつて即本人から見れば再任の場合には恰も退職當時の俸給を受けてゐるのと同視して差支ないのであるから減俸規程施行當時斯の如き者が差額停止規定の適用せらるべき教育職員、教育文官として在職してゐるならば同じく減俸規程適用當時に在職する受恩給者に非ざる教育職員、教育文官と同様の俸給減額上の利益不利益を以て待遇すべきである、仍て後者に付て特に少い減率で減俸を行ふならば前者に付ても退職當時の俸給を減俸規程適用の際受けてゐたとしたら矢張り此の特に少い減率で減額した俸給を受くべき場合換言すれば後者と同一の減俸規程を適用せらるべかりし後者と同一の官職に退職當時に在つた者の場合には退職當時の俸給額に假に此の少い減率の經過の規定を適用した場合に給すべき額を以て法律第二條に所謂其ノ(即退職當時の)俸給ニ相當スル俸給」とすることが妥當であるとして本條の規定が設けられたのである。而して前述所謂後者に少い減率に依

る減俸を給するのは減俸規程施行當時在職した場合の經過的處置であるから同様前述所謂前者には減俸規程施行當時から在職して引續き在職する間だけ此の少い減率に隨ふの利益を與へればよいのであるから「引續き在職スル間ニ限り」と規定したのである(所謂前者は引續き在職しても昇給すれば經過の規定に依る利益を失ふが其の代り昇給するのである。所謂前者は常に一定の退職當時の俸給を基準とし昇給に相當する利益がないから引續き在職する間はいつまでも經過の規定に依る利益を與へて然るべきである)。尙本條には「引續き在職スル」とあり官職の種類を限定してゐないから「低キ減率ニ依ル俸給ヲ給スル規定アリタル官職」に引續き在職する場合に限らず其の「官職」(例、教育職員)から矢張り差額停止に關係のある他の官職(例、教育文官)に轉じた場合をも包含するのである。

(28) 減俸規程に依り多少の差異はあるも大體に於て九五圓を超える俸給を減額した規定が多いので年額中一一四〇圓即月額九五圓以下のものを減額せぬことにしたのである。

(29) 年額一一四〇圓即月額九五圓を超え年額一二〇〇圓即月額一〇〇圓以下なるときは大多數の減俸規程は之を月額九五圓年額一一四〇圓に減じたから小異を捨てて大同に就いたのである。

(30) 本條は昭和八年九月二二日勅令第二四七號(昭和七年法律第十三號施行令中改正ノ件)を以て追加された條文で(附則に同年一〇月一日より施行の旨規定す)之は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律(第五九條ノ二第八二條第三項)を以て同年一〇月一日以後の恩給は退職又は死亡前一年内の俸給の總額を基礎とすることに改正されたから之に應じて爲された當然の改正である。

昭和七年附令第一號 (昭和七年七月三〇日公布)

昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給又ハ追給スベキ恩給中、内閣、恩給局長、管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム
昭和七年法律第十三號恩給更正手續

第一條 昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給ヲ爲サルベキ年金タル恩給ニシテ昭和七年七月三十一日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給セラルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟、タズ、(一)其ノ金額ヲ更正シ従前ノ證書ニ代ヘ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ差額ヲ追給セラレベキ一時金タル恩給ニシテ昭和七年七月三十一日以前ノ日附アル裁定通知書ニ依リ支給セラルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟、タズ、(二)其ノ追給スベキ金額ヲ記載シタル追給裁定通知書ヲ發行ス

第二條 昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給ヲ爲サルベキ年金タル恩給又ハ差額ヲ追給セラレベキ一時金タル恩給ニシテ昭和七年八月一日以降(一)裁定セラルモノニ付テハ裁定ニ當リ直ニ更正年額ヲ表示シタル證書又ハ更正額ヲ表示シタル裁定通知書ヲ發行ス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ發行スル新證書又ハ追給裁定通知書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付請求書(別記様式)ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ内閣恩給局ニ差出スベシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場又ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明ヲ受ケベシ

第四條 前條ノ交付請求書提出後住所地ヲ變更シタルトキハ現住地ノ警察官署、領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第五條 内閣恩給局ニ於テ第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ之ヲ貯金局ニ送付シ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シテハ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ従前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受ケベシ
前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得ザル事由(一)ニ因リ従前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得ザルトキハ内閣恩給局ノ承認書ヲ以テ従前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ取ケントスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得ザル事由ヲ詳記シタル書面ヲ内閣恩給局ニ差出スベシ

第六條 内閣恩給局ニ於テ第一條ノ追給裁定通知書ヲ發行シタルトキハ貯金局ヲ經テ之ヲ交付請求書ヲ差出シタル者ニ送付ス

第七條 恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規程ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記交付請求書様式略す)

(1) 故に請求時效に罹らぬ。

(3) 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律の註(6)で述べた如く増額、追給は絶えず更正する觀念であるが將來即昭和七年八月一日即本令施行後裁定せらるるものは事務取扱上の便宜及本人の利益の爲最初から更正額を記載した證書や裁定通知書を發行しようとするのである、それで恩給給與規則別紙様式(書式)の普通恩給金額計算書、一時恩給金額計算書、扶助料金額計算書、一時扶助料金額計算書の退職(死亡)前(當時)の俸給年額の欄には減俸後の改正俸給規程に依り實際に受けた額を赤字にて括弧内に記し還元額を其の右側に黒字にて記し恩給金額の欄には還元額を基礎として算出した實際に給すべき額のみを記すことに實際の扱がなつてゐるのである。

恩給請求手續問答

(規則とあるは大正一二年勅令第三六九號恩給與規則、規則とあるは大正一二年閣令第七號恩給與規則)

【問】 普通恩給を請求する手續を問ふ

【答】 普通恩給請求書(別記書式一)、在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及退職後請求時迄の間に作製せられた戸籍抄本(之に準ずべきものを含む以下皆同じ)を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せよるしい(規則第一、二條)。

【問】 普通恩給を受くる者再任して退職し恩給法第五、四條に依り恩給の改定を受ける手續如何

【答】 (一)の答に記した書類の外前に受けた普通恩給證書を添附せねばならぬ(規則第二條第二項)(參照)。

【問】 普通恩給を恩給法第五、四條第一號に依り改定する場合に同法第五、六條に依り改定前の恩給額を給せられ改定に依り恩給額が増加せぬ場合には改定を受ける手續を採る必要なきに非ずや

【答】 其の手續をせぬと後に更に再任して第二次改定に依り恩給額が増加すべき場合に第一次改定の原因たる在職年が第一次改定の時効消滅の爲除算されたる場合が起ることがあるから是非改定請求をしていくべきである。

【問】 増加恩給を請求する手續を問ふ

【答】 恩給法第四、六條第一項に依る請求の場合には別記書式二の普通恩給請求書を、同條第二又は三項の爾後重症に依る請求の場合には別記書式三の増加恩給請求書を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すべく

之に在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)退職後請求迄の間に作成せられた戸籍抄本、傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五)等)、症状の経過を記載した書類(病床日誌、診断書等)、請求當時の診断書を添附すればよろしい(規則一、二條)。増加恩給を請求する場合に前に普通恩給を受けたことがある場合には右の外普通恩給證書を添附せねばならぬ(參照)。

【問】 恩給法第五、四條第二、三號、第五、五條又は第五、五條ノ二に依り増加恩給の改定又は傷病年金の増加恩給改定を請求する手續は如何

【答】 (四)の答の書類の外前に受けた普通恩給増加恩給又は傷病年金の證書を添附せねばならぬ(規則第一、二條)(參照)。

【問】 傷病年金を請求する手續を問ふ

【答】 恩給法第四、六條ノ二第一項に依る請求の場合には別記書式七の傷病年金請求書を、同條第二項の爾後重症に依る請求の場合には別記書式八の傷病年金請求書を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出するの外の答の書類全部を添附すればよろしい(規則第一、二條)。(在職年數に依ては別に普通恩給又は一時恩給を請求出来る)。

【問】 恩給法第五、五條ノ二に依り傷病年金の改定を請求する手續は如何

【答】 (六)の答の書類の外前に受けた傷病年金證書を添附せねばならぬ(規則第一、二條)(參照)。

【問】 恩給法第五、〇條第二項又は同條第三項に依り有期増加恩給又は有期傷病年金の期間満了六月前迄に傷痍疾病の回復せざるを理由とし再審査を請求する手續を問ふ

【答】 再審査請求書(別記書式六又は九)に症状の経過を記載した書類(病床日誌、診断書等)及請求當時の診断書を添へ裁定官廳に差出せばよろしい。尙裁定官廳が必要と認め醫師を指定して現在症状證明書の提出を命じた場合には之をも提出せね

らぬ(規則第三條)。

(九) 一時恩給を請求する手續を問ふ

【答】 一時恩給法請求書(別記書式一〇)に在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)を添へ退職當時の本屬職(註二)を經由し裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第四條)。

(八) 傷病賜金請求の手續を問ふ

【答】 傷病賜金請求書(別記書式一一)に傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診断書等)及請求當時の診断書を添へ陸軍軍人は陸軍大臣、海軍軍人は海軍大臣を經て(註)内閣恩給局長に差出せばよろしい(規則第五條)(普通恩給を受くべき在職年數があるときは別に(一)に依り普通恩給請求をなすべきである)。

(七) 公務員が在職中に死亡し(公務に因らず平病で死んだ場合)其の在職年數が普通恩給を給せらるべき年限に達してゐた場合に第一次に扶助料を請求する手續を問ふ

【答】 扶助料請求書(別記書式一二)に公務員の在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本(之に準ずべきものを含む、以下皆同じ)を添附し、尙公務員が前に恩給證書(普通恩給證書、普通恩給及増加恩給證書、傷病年金證書)を受けたことがある場合には其の恩給證書をも添附し公務員の所屬した本屬職(註二)を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第六、七條)。

(六) 公務員が在職中に公務に因る傷疾、病に起因して死亡した場合に第一次に扶助料を請求する手續は如何

【答】 (二)の答の書類の外傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明

書(別記書式五)等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診断書等)及死亡者の死亡診断書又は屍體檢案書を添附せねばならぬ、提出すべき裁定廳及經由廳は(二)に同じ。若し死亡診断書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合には之の代りに死亡の事實を證する公の證明書を添附せねばならぬ(規則第六、七、九條)。

(五) 普通恩給權者が普通恩給の裁定を受けて後死亡し(公務に起因せず平病で死んだ場合)遺族が第一次に扶助料を請求する場合の手續を問ふ

【答】 扶助料請求書(別記書式一二)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本及恩給證書(普通恩給證書又は普通恩給及増加恩給證書)を添附し(又別に傷病年金證書を受けてゐた場合に其の證書をも添附する)(參照)裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すればよろしい(規則第六、八條)。

(四) 普通恩給權者が普通恩給の裁定前に死亡し(公務に起因せず平病で死んだ場合)遺族が第一次に扶助料を請求する場合の手續如何

【答】 扶助料請求書(別記書式一二)に公務員の在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附し、尙公務員が前に恩給證書を受けたことがある場合には其の恩給證書(普通恩給證書、普通恩給及増加恩給證書、傷病年金證書をも添附し)(參照)公務員の所屬した本屬職(註二)を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第六、八條)。

(三) 三の場合に公務員の死亡が公務に因る傷疾、病に起因したものなるときは如何

【答】 (三)の答の書類の外傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五)等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診断書等)及死亡者の死亡診断書又は屍體檢案書を添附せ

ねばならぬ、書類を提出すべき裁定廳は(三)に同じ、若し死亡診断書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合には之の代りに死亡の事實を證する公の證明書を添附せねばならぬ(規則第六、八、九條)。

(六)【問】(四)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷痍疾病に起因したものであるときは如何

【答】(四)の書類の外(五)の「傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類」以下の書類を提出すればよろしい、書類を提出すべき裁定廳及經由廳は(四)に同じ(規則第六、八、九條)。

(七)【問】前扶助料權者が死亡其の他の事由に依り失權し次順位者が扶助料を請求する場合の手續を問ふ

【答】扶助料請求書(別記書式一三)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得べき請求者の戸籍謄本及前扶助料權者の扶助料證書を添附して戸籍謄本では明瞭ならぬ失權の場合には其の失權を證する書類をも添附のこと)裁定官廳(恩給法施行令第三條参照)に提出すればよろしい(註三)。但し前扶助料權者が未だ扶助料の裁定を経てゐないとき即此の請求が第一次の扶助料請求であるときには前扶助料權者の扶助料證書を添附し得ないのであつて此の場合には前扶助料權者が扶助料を請求したりとせば添附すべかりし書類(即前扶助料權者が第二項以下の扶助料請求者なる場合には前々扶助料權者の扶助料證書、又第一次の扶助料請求者なる場合には(二)又は(三)又は(四)又は(五)又は(六)の書類)を添附せねばならぬ、而して其の添附すべかりし書類に履歷書を含む場合には公務員の所屬した本屬廳(註二)を經由して裁定官廳に提出せねばならぬ(規則第六、一〇條)。尙此の場合に死亡した前扶助料權者の受くべかりし扶助料は後日に至り恩給法第一〇條及恩給法施行令第二條第一項に依り遺族又は相続人が請求することを得る次第であり(註參照)其の際及死亡以外の事由に依り失權した前扶助料權者が後日請求する際には添附すべき扶助料證書又は恩給證書は既に次順位者が請求の際裁定廳に返還した旨附記すればよろしい。

(八)【問】公務員の夫又は成年の子が不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且つ扶養者もない場合(即恩給法第七四條第二項の場合)に扶助料を請求する手續を問ふ

【答】扶助料請求書(別記書式一三)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具癡疾を證する診断書、生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書を添附し、尙此の外此の請求が公務員が普通恩給の裁定を受けて死亡した後第一次の扶助料請求である場合には其の普通恩給證書(又別に傷病年金證書を受けてゐた場合には之をも)を添附し、此の請求が公務員が普通恩給の裁定を受けずして死亡した後第一次の扶助料請求である場合には普通恩給證書を添附する代りに(但し以前に別に傷病年金證書、普通恩給又は増加恩給證書を受けてゐた場合には之を添附する)公務員在職中の履歷書を添附し、此の請求が第二次以降の扶助料請求である場合には前扶助料權者の扶助料證書を添附して裁定官廳(恩給法施行令第三條参照)に提出すべく尙右の各場合の内履歷書を添附すべき場合には其の提出には公務員の所屬した本屬廳(註二)を經由せねばならぬ(規則第六、一一條)。

(九)【問】扶助料を給せらるべき者が一年以上所在不明なるとき(即恩給法第七八、九條の場合)に次順位者が轉給を請求する手續を問ふ

【答】扶助料停止申請書(別記書式一六)及扶助料轉給請求書(別記書式一七)に扶助料權者の所在不明なことを證する公の證明書、公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附して裁定官廳(恩給法施行令第三條参照)に提出すればよろしい(規則第一二、一三條)。所在不明者の死亡が確定した時には更に通告の扶助料請求書を提出すべきであらう。

(一〇)【問】普通恩給權者が既に普通恩給の裁定を受けて後死亡し兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者なく其の兄弟姉妹

が未成年又は不具癡疾にして生活資料を得る途なく且つ之を扶助する者のない場合（即恩給第八一條の場合）に兄弟姉妹が一時扶助料を請求する手續を問ふ

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一四）に恩給證書（普通恩給證書又は普通恩給及増加恩給證書）（又別に傷病年金證書を受けてゐた場合には之をも）、公務員死亡當時の請求者の身分を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具癡疾を證する診斷書及生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書を添附し裁定官廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよい（規則第一四、一五條）。一時扶助料を給せらるべき者數人あるときは其の中一人を總代者として請求すべきである（規則第一九條）。

(三) 公務員が在職中に平病で死亡し、又は退職した普通恩給權者が普通恩給の裁定前に平病で死亡し、兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき者なく其の兄弟姉妹が未成年又は不具癡疾にして生活資料を得る途なく且つ之を扶助する者のない場合（即恩給法第八一條の場合）に兄弟姉妹が一時扶助料を請求する手續は如何

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一四）に公務員の在職中の履歴書（別記書式一八）（註三）公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具癡疾を證する診斷書及生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書を（又此の點規定なきも公務員が前に普通恩給證書、普通恩給及増加恩給證書又は傷病年金證書を受けたことあるときは之をも）添附し公務員の所屬した本屬廳（註二）を經由して裁定廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよろしい（規則第一四、一五條）。一時扶助料を給せらるべき者數人あるときは其の中一人を總代者として他の相続人は連署して請求すべきである（規則第一九條）。

(三) 【問】 (三)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷疾疾病に起因したものは如何

【答】 (三)の答の書類の外傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類（現認證明書）、所屬長の事實證明書等）、症狀の經過を記載した書類（病床日誌、診斷書等）及死亡者の死亡診斷書又は屍體檢案書を添附せねばならぬ、若し死亡診斷書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合には之の代りに死亡の事實を證する公の證明書の添附を要する。

(三) 【問】 (三)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷疾疾病に起因したものは如何

【答】 (三)の答の書類の外(三)の「傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類」以下の書類を提出する要がある。

(三) 【問】 公務員が普通恩給年限に達せずして在職中死亡し遺族が一時扶助料を請求する場合（即恩給法第八二條の場合）の手續を問ふ

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一五）に公務員の在職中の履歴書（別記書式一八）（註三）公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附し公務員の所屬した本屬廳（註二）を經由し裁定官廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよい（規則第一四、一六條）。成年の子が請求するには尙八一五頁四行目記載の診斷書及證明書を要する。

(三) 【問】 恩給權者（即普通恩給權者、普通恩給及増加恩給權者、傷病年金權者、一時恩給權者、傷病賜金權者、扶助料權者又は一時扶助料權者）が其の生存中受くべかりし恩給の請求を爲さず若し請求しても裁定を受ける前に死亡し公務員の遺族又は死亡者の相続人が其の恩給の裁定、給與を受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第一項の場合）の請求手續を問ふ

【答】 遺族又は相続人は自己の名を以て恩給（普通恩給、普通恩給及増加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料、一時扶助料）の請求書（別記書式一乃至一七に準ず）に死亡した恩給權者の死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本及死亡した恩給權者が生存中に恩給を請求したとせば添附することを要すべき書類（即其の死亡した恩給權者の恩給請求手續問答——八

請求の種類に随ひ一乃至(三)の何れかの書類)を添附し死亡した恩給権者が生存中に恩給を請求したとせば其の本願(一)を經由すべき場合には其の本願を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條参照)に、本願を經由するを要せざる場合には直接に裁定官廳に提出すればよろしい(規則第一七、一八條)。此の請求の場合に相続人が数人あるときは其の中一人を總代者とし他の相続人は連署して請求すべきである(規則第一九條)。裁定後に請求者が死亡したことを證書又は裁定通知書發送前に裁定廳が知つた場合には裁定廳が恩給局の場合には恩給法施行令第二條第二項に依り遺族又は相続人に支給を受けしめる爲遺族又は相続人に住所姓名の申出及遺族又は相続人たることを證する戸籍謄本の提出をなさしめ其の證書又は裁定通知書の代りに(本人は死亡したから其の證書又は裁定通知書は交付する譯に行かぬ)遺族又は相続人受取名義の裁定通知書を貯金局を通じ送付するの扱である。尙本問の未給與恩給金に付ては恩給が年金たる恩給にして次順位者たる遺族がある場合に於ては次順位者が扶助料を請求して扶助料證書を受けて扶助料の支給を受ける時に郵便局に死亡届及戸籍謄本を出して支給を受けることを得る。故に未受領金を證書が亡失其の他の事由で無くなつた爲に受取ることが出来ぬ場合には證書の再交付手續をするより此の方法に依り先に扶助料を請求してから一緒に受取る方が便利である、證書は亡失し次順位者もない場合には恩給局の場合には亡失に因る再交付請求書を提出せしめ理由ありと認むるときは、貯金局に通牒を發して未受領金の支拂をして貰ふことになつてゐる(本人は死亡したから證書は再交付せぬ)。

(三) 普通恩給(再任改定の場合)、扶助料等各種の恩給を請求する場合に添附すべき恩給證書が亡失其の他の事由に因り添附出来ぬ場合には如何すべきや

【答】 亡失、火災、盜難、詐取等の爲添附出来ぬ場合には其の事實、事後探つた處置等を詳細に記した願末書等を添へて添附出来ぬ旨を——擔保に入れた爲添附出来ぬ場合には債權債務關係の願末と債權者に内容證明郵便を以て債權者に返還を請求し

たるも之に應ぜざる事實(返書あらば之を添へ)を記載して添附出来ぬ旨を——裁定官廳に届出ればよろしい(規則第二〇條)。

(三) 未成年者や禁治産者たる請求権者が扶助料、一時扶助料、(三)の未給與恩給等の請求を爲す場合には如何すべきや

【答】 法定代理人(親權者、指定後見人、戸主、選定後見人等)が其の本籍、現住所を書いて連署した恩給請求書を提出せねばならぬ。

(六) 恩給請求書類を裁定官廳に提出する場合の經由廳が廢止せられた場合は如何すべきや

【答】 其の廢止せられた經由廳の事務を引継いだ廳を經由すべきである(規則第二一條)。

(元) 恩給請求書提出後現住所が變つた場合は如何すべきか

【答】 速に現住所變更届を裁定廳に提出せぬと舊住所宛に證書等が發送せられ誤つて他人の手に受領せられる虞があるから出来るだけ速に提出すべきである、届書には新舊住所を併記し新現住地所轄警察署の現住證明(奥書で宜し)を受け請求書に用ひた印章と同じ印章を捺さねばならぬ。同時に支給郵便局を變更するには新舊支給局を記載した支給郵便局變更届を速に提出すればよい。

(三) 恩給を請求するには權利發生後何時迄に請求すべきであるか

【答】 權利發生事由の生じた日(即退職又は死亡の日)から七年内に請求せぬと時效に因て其の權利が消滅する(恩給法第五條)而して右七年の期間内に適法に請求書を發送したことの郵便局の公認(日附印)あるときは七年内に權限ある官公署(裁定廳但し法令上經由すべき經由廳あるときは經由廳)に到達しなくても之を右の期間内に到達したものと看做される(恩給法

第七條第三項。

尙右七年の時効期間の算へ方に付ては左の例外がある。

- イ、普通恩給、増加恩給又は傷病年金を受ける権利ある者が退職後一年内に再就職したときは再就職した官職を退職した日から七年内に請求すればよい。(恩給法第六條)
- ロ、七年の時効期間満了前二〇日以内に天災其他避くべからざる事變の爲請求することが出来ぬときは其の妨碍の止んだ日から二〇日以内は時効が完成せぬ。(恩給法第二七條一項)
- ハ、時効期間満了前六ヶ月以内に前権利者の生死若は所在不明の爲又は未成年者若は禁治産者が法定代理人を有せぬ爲請求が出来ぬときは請求が出来ぬやうになつた日から六ヶ月以内は時効が完成せぬ。(恩給法第七條第二項)

〔註一〕 大正一二年閉令第七號、國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ保ルモノノ給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

- 一 本廳ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ高等文官、同待遇、高等官試補、軍人及準軍人ニ在リテハ所管大臣ニ、判任文官、同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長官ニ之ヲ差出スヘシ
- 二 陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ本廳長官、陸軍大臣又ハ海軍大臣ナルトキハ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ニ之ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ハ順序ヲ經テ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ進達スヘシ
- 三 在外指定學校職員ノ差出スヘキモノハ所管領事官ニ之ヲ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ内閣恩給局長ニ差出スヘシ

〔註二〕 扶助料請求書を直接に裁定官廳に差出す場合に於て帝國外に居住する者は所管領事官の現住證明を受け書留郵便を以て之を

裁定官廳に差出せばよろしい(同上給與細則第四條)。
〔註三〕 恩給給與細則

第十二條ノ二 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作リ恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

別記

書式一 (細則第一號書式)

普通恩給請求書

年月日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ
給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給請求手續問答——一二

書式二 (細則第二號書式)

普通恩給
増加恩給請求書

年月日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増
加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式三 (細則第三號書式)

增加恩給請求書

年月日 (官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷痍(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式五 (細則第一五號書式)

事實證明書

公務員ノ官職名

右者 年月 日ヨリ(何)ニ從事中 年月 日(何)ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ 月 日頃ヨリ(何)ノ症狀アルヲ訴ヘ爾後(何)ノ處置ヲ施シタリ

右證明ス

年月日

所屬長 氏 名印

備考 本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

書式四 (細則第一四號書式)

現認證明書

公務員ノ官職名

右者 年月 日午前(後)時 地ニ於テ(何)ニ從事中(何)ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負傷(罹病)シタルコトヲ現認候也

住所又ハ官職名
現認者 氏 名印

年月日

備考 本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ二名以上連名スヘシ

書式六 (細則第一二號書式)

再審査請求書

年月 日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラレ候處未タ傷痍(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式七 (細則第二號書式ノ二)

傷病年金請求書

年月 日(官職)ヲ退職シ(年月 日 役ヲ免セラレ)候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長 氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式九 (細則第一二號書式ノ二)

再審査請求書

年月 日退職(シ)年月 日 役ヲ免セラレタルニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未タ傷痍(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長 氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式八 (細則第三號書式ノ二)

傷病年金請求書

年月 日(官職)ヲ退職シ(年月 日 役ヲ免セラレ候處傷痍(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長 氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一〇 (細則第六號書式)

一時恩給請求書

年月 日 (官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一一 (細則第九號書式)

傷病賜金請求書

年月日(官職)ヲ退職(シ)年月日役ヲ免セラレ候ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一三 (細則第五號書式)

扶助料請求書

前扶助料權者 氏 名

右者 年月 日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一二 (細則第四號書式)

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者 氏 名

右者 年月 日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一四 (細則第七號書式)

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名

右者 年月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一五 (細則第八號書式)

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名 氏 名

右者 年月 日在職中死亡候ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一六 (細則第一一號書式)

扶助料停止請求書

停止セラルヘキ扶助料權者 氏 名

右者 年月 日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係

年月日

申請者 氏 名印

内閣恩給局長氏名殿

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給請求手續問答——一六

書式一七 (細則第一〇號書式)

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料權者 氏 名

右者 所在不明ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續

(△)は内閣恩給局長管掌の恩給にのみ關する手續

(規則とあるは大年一二年勅令第三六九號恩給給與規則) (細則とあるは大正一二年閣令第七號恩給給與細則)

恩給請求書類の進達

經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ恩給金額計算書ヲ作り履歷書證明書其ノ他ノ添附書類ニ付テ其ノ廳ニ於テ證明シ得ヘキモノハ證明シ速ニ裁定官廳ニ之ヲ送付スヘシ(規則二二條一項)

(△) 本廳其ノ他ノ經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十六號乃至第二十一號書式)(本書別記恩給金額計算書様式一乃至八)ヲ作り證據書類ヲ添附シ内閣恩給局ニ送付スヘシ但シ數個ノ經由廳アルトキハ最終ノ經由廳ニ於テ計算書ヲ作成スヘシ(細則五)

(△) 恩給法施行令第十四條(註、航空加算)又ハ第十七條(註、不健康業務加算)ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬官長ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ(細則二二ノ二)

經由廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得(規則二二條二項)

請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ經由廳恩給請求理由ナシト認メタルトキハ經由廳ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定官廳ニ送付スヘシ(規則二二條三項)

裁定

裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ點ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認メタルトキハ年金タル恩給ニ付テハ恩給證書ヲ、一時金タル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘシ但第十七條ニ規定スル恩給ノ請求(即恩給法施行令第二條第一項の規定に依る請求)ニ對シテハ裁定通知書ヲ交付ス

裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得
請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ裁定官廳恩給ヲ受クルノ權利ナシト認メタルトキハ裁定官廳ハ理由ヲ附シテ其ノ請求ヲ却下スヘシ(以上規則二三)

(△) 内閣恩給局ニ於テ給與ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ(細則六)

(△) 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ内閣恩給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ門係廳ニ通知スヘシ(細則七)

裁定官廳ハ審査上必要アリト認ムルトキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得(規則二六)

恩給證書裁定通知書ノ誤謬訂正
權利者又ハ關係廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ(規則二四)

裁定官廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ訂正ノ爲必要ナル手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ關係廳ヲ經テ權利者ニ通知スヘシ(規則二五)

(△) 内閣恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續

恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續
恩給金額計算書様式八 (細則第二一號書式)

傷病賜金金額計算書		退職年月日	年月日
兵役免除年月日		年月日	年月日
退職(兵役免除)ノ事由		退職當時ノ官職名	
退職當時ノ階等		氏名	
傷病ニ罹リタル年月日		傷病賜金金額	
公務傷病ノ原因		金額	
症狀等差		圓	
右取調候處相違無之ニ付給與相成度		官職氏名印	
内閣恩給局長 氏名殿		支給郵便局名	
年 月 日		局	

處刑通知様式一 (細則第二二號書式)

年月日	裁判所	内閣恩給局宛 (貯金局經由)
氏名		住所
住 所		退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係
罪 名		恩給證書ノ記號番號
刑 名		第 號
刑 期		
判決言渡年月日	年月日	
判決確定年月日	年月日	
刑期起算年月日	年月日	
刑期滿了年月日	年月日	

處刑通知様式二 (細則第二三號書式)

年月日	裁判所	内閣恩給局宛 (貯金局經由)
氏名		住所
住 所		退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係
罪 名		恩給證書ノ記號番號
刑 名		第 號
刑 期		
判決言渡年月日	年月日	
判決確定年月日	年月日	
刑期起算年月日	年月日	
刑期滿了年月日	年月日	
執行猶豫期間	年月日	
執行猶豫言渡	年月日	
取消年月日	年月日	

恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

(*)は國庫支辨のみならず一般に準用すべき共通の事項を示す

(規則とあるは大正一二年勅令第三六九號恩給與規則
支給規則とあるは大正一二年選信省令第九二號年金恩給支給規則)

甲 年金たる恩給(普通恩給、扶助料、増加恩給、傷病年金)に關する心得

- (一) 裁定官廳に恩給を請求した者は裁定官廳で裁定が済むと別記(證書様式一乃至六)の様式の證書を裁定廳から直接に書留郵便で送付される(規則二三)から證書と同封で送られる恩給證書受領證(別記様式)になるべく請求書に捺した印章と同じ印章を捺して速に裁定廳に其の受領證を送付すべきである。但し恩給權者の生存中受くべかりし恩給を請求した者(恩給法施行令第二條第一項の場合)(恩給請求手續問答一五の場合)は證書の代りに裁定通知書を裁定廳から貯金局及郵便局を経て交付されるから其の支給受領方法は乙(一)に同じ(*) (規則二三)(支給規則一六、一七)
- (二) 恩給證書を受取つたならば速に印鑑届(別記書式一)(用紙は郵便局にあり)を支給郵便局(恩給請求書に書いた局)に提出すること(支給規則七)。親權者後見人等の法定代理人から印鑑届を提出する場合には法定代理人たること

を證明する爲戸籍謄本を添附せねばならぬ。

- (三) 國庫の支辨に屬する恩給(恩給法一六條參照)の支給事務は選信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳の所管に屬する郵便官署(貯金局、各郵便局)が取扱ふことになつてゐる(明治四三、勅令二五、郵便官署ヲシテ年金及恩給ノ支給事務ヲ取扱ハシムルノ件)。
- (四) 恩給證書を受取つた後最初の支給金(恩給權發生の月の翌月から最近の支給期月の前月迄の分)は貯金局から通知のあり次第支給郵便局で受取ること。
- (五) 第二回目以後の支給金は年額を毎年一月、四月、七月、一〇月の四つの支給期に分割して各支給期月の前月分迄を支給する。
例へば年額一二〇〇圓の恩給は四月には一、二、三の三ヶ月分として三〇〇圓を支給するが如し(*) (規則二八)。各支給期月には其の月の一日から二〇日迄に爲替貯金の受拂時間と同じ時間内に拂ふことになつてゐる、但し恩給受給權が消滅した場合には別記書式四の届書を本人、遺族又は相續人から最寄郵便局又は直接に貯金局に提出すれば右の支給期月及支給期日に關係なく消滅の月迄の分を支給される(規則二八、支給規則三)。
- (六) 支給を受けるには給與金受領證書(別記書式二)(用紙は郵便局に在る、私製差支なし)と恩給證書(*) (規則二七)とを支給郵便局に提出して現金を受ける、恩給證書は直に返戻される(規則二七、支給規則八)。
- (七) 支給期月經過後に支給を受けるには支給請求書(別記書式三)を貯金局に直接又は最寄郵便局に提出し貯金局よりの支給の通知に依り恩給證書を呈示し給與金受領證書に依り受取る(規則二八、支給規則九)。

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

- (八) 事故の爲自ら支給を受けに郵便局に行かれぬ場合には各支給期毎に委任状（収入印紙貼付のこと）を以て代人をして代理受領を爲さしめることを得る、此の場合には支給の際提出すべき記名調印を要する書類には代人たる肩書を附して記名調印することを要する。尙委任状は給與金受領證書用紙裏面の委任欄を利用するも差支なし（支給規則六）。
- (九) 改印するには適宜の用紙（なるべく日本紙）に居所、氏名、恩給證書の種類及記號番號等を記入し新印章を押して支給郵便局に提出する（支給規則七）。
- (一〇) 支給郵便局を変更するには恩給證書の種類及記號番號、新舊支給郵便局名、新支給局にて支給を開始する支給期月等を記入した支給郵便局變更請求書を新舊何れかの支給郵便局に差出すこと（支給規則五）、手續がすめば局から通知がある。
- (一一) 居所を変更した場合には恩給證書の種類及記號番號等を記入した居所變更届を支給郵便局に提出する（支給規則四）。居所と支給郵便局とを同時に變更する場合には支給郵便局變更請求書の餘白に新舊居所及轉居の旨を附記するを以て足りる。
- (一二) 氏名を変更した場合には恩給證書及戸籍謄本を添へ其の旨裁定官廳に届出れば裁定官廳は恩給證書に改氏名の事實を記載し支給廳（貯金局）を經由して権利者に返付する（*）（規則三八）。
- (一三) 未成年者、心神喪失の常況に在る者が支給を受けるには親権者、戸主、後見人等の法定代理人が戸籍謄本を以て自己が法定代理人たることを證し支給に關し提出する書類に法定代理人たる肩書を附し本籍、現住所を書いて

記名調印すること（*）。

- (一四) 恩給権者が恩給の裁定を受けた後死亡し其の生存中に受くべかりし恩給の全部又は一部の支給を遺族又は相続人が受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第二項の場合）には別記書式四の死亡届書（戸籍謄本添附）を最寄郵便局又は直接に貯金局に提出するのであるが（五）参照）此の場合に同順位の遺産相続人、遺産相續人、あるときは其の中の一人を總代者として（他の遺産相続人は連署して之を證明すること）支給を受けねばならぬ（*）（規則一九）。
- (一五) 権利者が恩給證書に誤謬あることを發見したときは證據書類を添附して其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ（規則二四）。
- (一六) （振替預入） 受給者が支給期毎に恩給證書、印章を持參し給與金受領證書を提出して支給を受くるの煩を避くそには恩給の振替預入の方法がある、即振替預入請求書（別記書式五）と恩給證書とを支給郵便局に提出するときは郵便局は證書の受領證を、貯金局よりは保管證書（別記書式六）を送付すべく爾後の支給金は貯金局に於て支給期毎に受給者の郵便貯金（月掛貯金を除く）に組入るるを以て支給期毎に郵便貯金通帳を支給郵便局に差出すときは之に振替預入金の記入を受ける（支給規則一〇乃至一三）。保管證書を亡失した場合には其の事由を具し毀損した場合には保管證書を添へ貯金局に再交付を請求すべく再交付があつたときには従前の保管證書は效力を失ふ（支給規則一五）。振替預入を廢止するには振替預入廢止請求書（別記書式七）を支給郵便局又は貯金局に提出すれば保管してゐる恩給證書を書留郵便で受給者に還付する（支給規則一四）。
- (一七) （失権の届出） 恩給を受けた者左記に該當し権利を失ひ又は本籍を変更した場合には本人、遺族又は縁故者か

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

ら速に其の旨を支給廳を経て(註)裁定官廳に届出でねばならぬ(規則三二、三三、三四)。之を届出でずに給與を受けたりすると後に受給權調査等に依り判明して過拂金の返還請求を受けることになる(届の書式は別記書式四)。

イ、死亡したとき(法九)

ロ、未成年者成年に達したとき(法七三)。

ハ、其の家を去つたとき、但し妻が夫の屬した家から分家し又は遺族たる子にして分家するものに伴ひ其の家に入ったとき及び父の家から分家し又は公務員若は之に準ずべき者の妻若は子にして分家するものに伴ひ其の家に入ったときを除く(法八〇)

ニ、妻、子又は夫が婚姻したとき(法八〇)

ホ、死刑又は無期若は二年を超える懲役若は禁錮の刑に處せられたとき(法九)

ヘ、不具發疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきに因り扶助料を受けた夫又は成年の子が右の事情の止んだとき(法八〇)

ト、國籍を失つたとき(法九)

チ、傷兵院に入院中の傷兵が死亡又は退院したとき(傷兵院法三)

以上の中イ、ホ、トは各恩給に共通の失權原因で他は扶助料のみの失權原因である。

(六) 扶助料權者たる遺族が婚姻を正式に戸籍吏に届出ですとも事實上婚姻關係と同様の事情に入つたものと裁定官廳に認められると恩給審査會の議を経て扶助料權を取上げられることがある(恩給法八〇)。

(五) (證書の返還) 受給者死亡し又は失權した場合に恩給を受ける順位者が無いときには恩給證書の占有者は(五)の末段の手續に依り權利消滅の月迄の分の支給を受けた後)速に裁定官廳に其の證書を返還せねばならぬ。此の場合に亡失

其の他の事由に因り恩給證書を返還出来ぬときは速に其の旨裁定官廳に届出でねばならぬ(規則三五)。

(五) (證書の再交付) 恩給證書を亡失し又は毀損した場合には恩給證書再交付申請書(内閣恩給局長の裁定した證書に付ては別記書式八)に亡失の場合には亡失の事由、搜索の方法亡失後執つた措置を詳記した顛末書、亡失の事實を證するに足る所轄警察官署等の公の證明書、所轄警察官署の現任證明書を添へ毀損の場合には其の顛末書及毀損した恩給證書を添へて裁定官廳に再交付を申請することが出来る、恩給證書の再交付があると従前の恩給證書は其の效力を失ふ、再交付後に従前の恩給證書を發見したときには速に其の發見した證書を裁定官廳に返還せねばならぬ(規則三六、三七、細則一〇)。

(三) (普通恩給受給者の再任) 普通恩給受給者が公務員に再就職したり宮内省恩給令に依り宮内省恩給權の基礎となるべき宮内職員に再就職すると就職の月の翌月から退職の月迄恩給を停止され支給を受けることが出来ぬ(此の再就職の事實は就職當時の本屬廳が直に裁定官廳に通知することになつてゐるから受給者は恩給權者たることを本屬廳に採用された時に必ず履歷事項として書かねば不可ぬ)、但し例外の場合が三ある(恩給法五八)。

イ、准士官以下の軍人若は準軍人として普通恩給を受けた者が軍人以外の公務員に再就職した場合には停止せぬ。——尤も此の場合には明治三三年三月三十一日、勅令第一三二號(陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官列任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方)に依り其の受くべき俸給額から恩給額を控除した額を支給することになつてゐるから本人の受ける額は停止されたのと同様である、唯俸給經濟の負擔を軽くして採用に便ならしめる効果がある。

ロ、再就職の實在職期間が一ヶ月未満の場合。——故に事變等に召集されて出征して其の期間が加算年と合して一ヶ月を超える恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

やうな場合でも實在職期間が満一ヶ月未滿の場合には停止されぬ。

ハ、軍人以外の公務員として普通恩給を受ける者が陸軍若しくは海軍の兵卒として再就職した場合。

(三) 普通恩給又は増加恩給又は傷病年金の犯罪に因る停止 普通恩給受給者又は増加恩給受給者が二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられると刑の確定の月の翌月から其の執行を終り又は執行を受けることなきに至つた月迄其の恩給を停止せられる、但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは停止せぬ、執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至つた月迄停止する(恩給法五八)。

(三) 普通恩給の所得の多いに因る停止 年額一千圓を超える普通恩給の受給者が恩給以外の所得年額五千圓を超えるやうな多額の所得を有する場合には普通恩給年額と其の所得年額との合計の六千圓を超える額の二割を停止される、尤も停止額は普通恩給年額の二割を超えず支給年額は一千圓より減じてはならぬとの制限がある(恩給法五八條)、此の場合の所得の範圍は恩給法施行令第二四條の三乃至八に規定されてゐる。「尙普通恩給受給者傷兵院に入院すると増加恩給と共に停止される(傷兵院法三條)。

(三) 扶助料の停止 扶助料受給者

イ、二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたときは其の月の翌月から刑の執行を終り又は其の執行を受けることなきに至つた月迄扶助料を停止される——但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは停止せぬ、執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至つた月迄停止する(恩給法七七)。

ロ、一年以上所在不明にして次順位者の申請に依り裁定官廳が停止を命じたときは所在不明中停止される(恩給法七八)。

(三) 年金たる恩給を受ける者が證書の占有を他人に奪はれたり紛失したりして他人に不當に恩給金を受領される虞あるときは貯金局に其の事由を書いた支給見合(又は差止)願といふやうなものを差出せば貯金局の裁量に依り後に支給見合(又は差止)解除願を

出す迄一應支給を見合せて恩給金を保護して貰へるであらう。

(三) 外國に居住して恩給の支給を受けるには其の居住地を管轄する日本領事館に恩給證書を提示し其の恩給證書檢閲證明を添へ貯金局長宛に支給請求書(記號番號、恩給額、支給額、住所、氏名を記載し捺印す)を送付すれば同局長は日本銀行宛小切手を振出し同行は正金銀行を介し銀行爲替に依り本人宛送金する。

(参考) 外國人が日本政府給與の外國人年金恩給を外國で受給する方法は先づ貯金局より振出した小切手に依り外務省を通じ豫め任命せられある在外公館出納官吏宛送金し受給者は右出納官吏に恩給證書の檢閲を受けて支給される。

(三) 毎支給期の恩給支給金は受給者が支給廳に五年間請求せぬと會計法第三二條の時効に罹る。支給廳の過誤拂金は支給廳が受給者に一〇年間返還請求をせぬと民法一六七條一項の時効に罹る(昭一〇大審院(オ)二〇五〇號判決)。

(具申裁決例) 扶助料受給者失權の場合に付て、失權後の誤拂支給金は法律上の原因なくして得た不當利得(民法七〇三)とし貯金局(逓信局)が其の扶助料受給者の死亡後は一〇年の時効完成の部分を除き遺産相續人(數人あるときは數人)に返還を命じたのは正當な處分であるとした(而して法規上の當然失權の場合には失權の原因たる事實發生の時より時効は進行する)。

(六) 恩給法施行前分家失權した扶助料受給者後に分家無効の裁判に依り戸籍を訂正せられ舊戸籍に復し扶助料を請求すると次順位者以下の既に裁定せられた扶助料を取消し(取消に因る誤拂金返還請求の一〇年の時効は取消の時から進行すると昭一〇大審院(オ)二〇五〇號は判決した)分家失權の時に遡り扶助料を給する。

(元) (受給權調査) 年金たる恩給扶助料を受ける者は誰でも隔年に一回宛恩給受給權調査票に戸籍謄本(又は抄本)等を添附して裁定廳に直接に提出し恩給を受ける權利が存續してゐるかどうかの調査を受ける義務がある、之を

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受領者の心得置くべきこと

怠ると恩給の支拂を差止められる結果にたるから注意を要する、提出書類、提出の年月、調査票の形式等の詳細に付ては本書九條ノ二の説明参照のこと。

〔註一〕 恩給給與細則

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應テ經テ内閣恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

乙 一時金たる恩給（一時恩給、一時扶助料、傷病賜金）に關する心得

- (一) 裁定官廳に一時金たる恩給を請求した者は裁定官廳の裁定が済むと別記（裁定通知書様式）の様式の裁定通知書を裁定廳から貯金局及支給郵便局を経て送付され（*）（規則二三、細則五）同時に貯金局から支給郵便局を経て支給通知書（別記支給通知書様式）を送付される（支給規則一六）から受給者は裁定通知書を支給郵便局に呈示して（規則二七）（支給期日等の定めは一時金の場合には存せぬ）（支給規則第三）権利者たることを證明した上支給通知書の受領證の部に記名調印し之を現金と引換に提出すればよろしい（支給規則一七）此の場合に必要に依り支給郵便局は受給者に市區町村長又は之に準すべき者の作成した印鑑證明書の提出を求めるところもある（同上）。（尙次頁參考参照）
- (二) 事故の爲受取名義人自ら支給を受けに郵便局に行かれぬ場合には委任狀（收入印紙貼付のこと）を以て代人をして代理受領を爲さしめることを得る、此の場合には支給を受ける際提出すべき支給通知書に代人たる肩書を附して記名調印すればよい（支給規則六）。

- (三) 一時金たる恩給を受くるの権利ある者が裁定を受けた後死亡し其の生存中に受くべかりし恩給を遺族又は相續人が受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第二項の場合）には別記書式四の死亡届書を最寄郵便局又は直接に貯金局に提出するのであるが此の場合に同順位の遺族相續人數人あるときは其の中の一人を總代者として（他の遺族相續人は連署して之を證明すること）支給を受けねばならぬ（*）（規則一九條）。
- (四) 権利者が裁定通知書に誤謬あることを發見した時は證據書類を添附し裁定官廳に通知せねばならぬ（規則二四）。
- (五) 《裁定通知書の再交付》 裁定通知書を亡失し又は毀損した場合には裁定通知書再交付申請書（内閣恩給局長の裁定した裁定通知書に付ては別記書式八）に亡失の場合には亡失の事由、捜索の方法及亡失後執つた措置を詳記した願末書、所轄警察官署の現住證明書を添へ毀損の場合には其の願末書及毀損した裁定通知書を添へて裁定廳に再交付を申請することが出来る、裁定通知書の再交付があると従前の裁定通知書は其の效力を失ふ、再交付後に従前の裁定通知書を發見したときには速に其の發見した裁定通知書を裁定廳に返還せねばならぬ（*）（規則三六、三七、細則一〇）。

〔參考〕 地方費支辨の府縣判任官等恩給法施行令第六條の文官や八五三頁裁定通知書様式（注意）記載の學校職員に付ては規定なきも恩給局より府縣等の支給廳を経て裁定通知書を本人に交付する扱で本人は支給廳の指定する金庫等より受給する。

(別記)

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

證書様式一 (普通恩給)

第 號	恩給證書
普通恩給年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第五八條第一項第三號の年齢に因る停止額の記載方に付ては同條說明(9)參照

證書様式二 (増加恩給)

第 號	恩給證書
普通恩給年額金	月生
増加恩給年額金	
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第五〇條第一項の有期の増加恩給の終期の記載方に付ては同條說明(1)參照

證書様式三 (傷病年金)

第 號	恩給證書
傷病年金年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第五〇條第三項の有期の傷病年金の終期の記載方に付ては同條說明(1)參照

證書様式四 (扶助料)

第 號	扶助料證書
扶助料年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第七五條第二項の加給扶助料額及其の給與期間の記載方に付ては同條說明(3)參照

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

證書様式五 (執達吏普通恩給)

第 號	恩給證書
元執達吏	月 日
普通恩給年額金	
右執達吏規則ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

證書様式六 (傷兵親族扶助料)

第 號	扶助料證書
扶助料年額金	月 生
右傷兵院法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

裁定通知書様式

裁定年月日	裁定通知書
記號番號	
恩給種別	給與
氏名	
現住所	
支給郵便局	

右ノ通り裁定相成タルニ付本通知ヲ提示シテ支給郵便局ヨリ右金額ヲ受領セラルヘシ

内閣恩給局

支給通知書様式

受領者	支給通知書
前記ノ金額正ニ受領候也	原簿記號番號
年月日	種類
氏名 印	別類
	年月日
	同定
	番上
	支給郵便局名
	附行日
	附貯金
	附渡日
	附局拂
	附支給

一金 圓也

右支拂致可候條受領證ノ部ニ記名調印ノ上裁定通知書ト共ニ支給郵便局ニ提出シ現金受領相成度候也

貯金局長

(注意) 恩給法施行令の第六條各號の公務員の一時恩給及立正一五年勅令第一九四號關東州公立學校官制に依る公立の高等女學校及實業學校(大連市公立實業學校、高等女學校)の職員の時恩給の場合(一)二頁(注意)參照には支給郵便局の欄に記載を爲さず斜線を引き「支給郵便局ヨリ」の代りに「支給郵便局指定スル處ニ從ヒ」とする。

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

恩給證書受領證

内閣恩給局

拜啓 普通恩給(又ハ扶助料)證書送付候條御査收ノ上ハ左ニ記
 名調印ノ上(義ニ請求書ニ使用シタル印章押捺ノコト)本書御
 返戻相煩度

第 號

右證書受領候也

昭和 年 月 日

氏名印

支給ニ關シテハ追テ貯金局ヨリ何分ノ通知アルベク詳細
 ハ同局又ハ支給郵便局ニ就キ御問合セ相成度

(本書返戻ノ際切手ハ必ず貼付有之度)

(表面は内閣恩給局宛)

書式一

考 備	局郵支 名便給	印 鑑			番記證 號號書	印 鑑 届
		(印)				
附 入 局 支 印 日 受 給	名 氏 書 肩	所 居	籍 本	別 種 類 類		

書式二

調 記 印 名	居 所	受 給 者	給與金受領證書			番 證 號 書	記 證 號 書
			一金 圓也				
右正ニ受領候也			種 類 別	支 給 期 月	受 領 月 日	印 附 日 渡 拂	
			年 額	年 月 渡	年 月 日		

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

書式三

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

支給請求書

給與金の種類
證書記號番號
給與金額
支給期月

右給與金 郵便局ニ於テ御交付相成度此段及請
求候也

年月日

居所 肩書 氏名

貯金局長殿

書式四

八五六

死亡(又ハ婚姻、去籍、成年)届

一 給與金種類
一 證書記號番號
一 給與金額
一 受給者肩書氏名 *

右 年月 日死亡(又ハ婚姻、去籍、成年)候ニ付別紙
戸籍原本相添へ此段及御届候也

年月日

現住所 右遺族氏名

内閣恩給局 御中

(注意) 貯金局を經由して提出すること。
* 普通恩給権者は氏名のみ書くこと、扶助料権者は公務員との關係と氏名とを書くこと。
* 葬儀が届出づる場合には抄本でも差支ない、遺族は次順位置を書くこと。

書式五

振替預入請求書

貯金通帳
記號番號
證書種類
證書記號番號

右給與金ハ 年月 月渡ヨリ支給ノ都度拙者所
持ニ係ル前記番號ノ貯金ニ振替預入相成度此段請
求候也

年月日

居所 氏名

貯金局 御中

書式六

八五七

保管證書

保管番號
證書種類
證書記號番號

一金 圓也

右給與金郵便貯金ニ振替預入ノ爲當該證書當局へ
寄托ニ付正ニ保管候也

年月日

貯金局長殿

振替預入開始期月 年月 月 渡

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

書式七

振替預入廢止請求書

貯金通帳
記號番號

證書種類
證書記號番號

右給與金振替預入ハ 年 月 渡分ヨリ廢止相成
度此段請求候也

年月日

居所 氏名印

貯金局 御中

書式八(細則第二四號書式)

恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

一 恩給證書ノ記號番號(裁定通知書ノ番號)
一 恩給證書ノ日附(裁定通知書ノ日附)
一 恩給金額

右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(毀損)致候ニ
付再交付相成度申請候

年月日

退職當時ノ官職名又ハ
公務員トノ身分關係

本籍地
現住所

氏名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

以上「恩給請求手續問答」及「恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと」にて述べた恩給給與規則は内閣恩給局長の管掌に係る恩給及内閣恩給局長以外の者の管掌に係る恩給に共通であるが恩給給與細則は國庫の支辨に屬する恩給中内閣恩給局長の管掌に係るものみに關するものであるから左に參考の爲各種民地長官の管掌に係る恩給給與細則を掲げることとする。

朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與細則 (大正二年一月一日)

朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與細則左ノ通定ム

第一條 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

一 警察職員及其ノ遺族ニ在リテハ警察官講習所長ニ之ヲ差出スヘシ

二 監獄職員及其ノ遺族ニ在リテハ監獄職員ノ退職當時ノ所屬刑務所長ニ之ヲ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概テ別紙様式(第一號乃至第十五號書式)ニ準シ作成スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ朝鮮總督府ニ差出スヘシ

第五條 恩給給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付ス

第六條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知ス

第七條 恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付ス

第八條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル朝鮮總督府裁判所ハ別紙様式(第十六號又ハ第十七號書式)ニ準シ貯金局ヲ經テ朝鮮總督府ニ通知スヘシ

第九條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概テ別紙様式(第十八號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ朝鮮總督府ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス

二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十條 恩給給與規則ニ依リ支給應ラシテ朝鮮總督府ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局又ハ支給郵便所ニ差出スヘシ

第十一條 恩給法施行令第十七條ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スヘキ勤務ニ關シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年朝鮮總督府令第七十一號及大正十一年法律第十八號施行手續ハ之ヲ廢止ス

(別紙様式略ス)

恩給給與細則

(大正二年一月二十六日 臺灣總督府令第七十八號)

臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ル恩給給與細則左ノ通相定ム

恩給給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付本屬廳ヲ經テ差出スヘキコトノ定メアルモノハ臺灣總督府所屬ノ職員ニ在リテハ臺灣總督、州所屬ノ職員ニ在リテハ州知事、廳所屬ノ職員ニ在リテハ廳長、監獄職員ニ在リテハ監獄ノ長ニ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接差出スヘキコトヲ定メタル書類ニシテ教育職員、準教育職員、警察職員及待遇職員並其ノ遺族ニ係ルモノハ所屬ノ州又ハ廳ニ、監獄職員及其ノ遺族ニ係ルモノハ臺灣總督ニ之ヲ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概テ別紙様式(第一號乃至第十四號書式)ニ準シ作成スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ臺灣總督、州知事又ハ廳長ニ差出スヘシ

第五條 本屬廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十五號乃至第十九號書式)ヲ作り證據書類ヲ添附シ裁定官廳ニ送付スヘシ

第六條 裁定官廳ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ

第七條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ裁定官廳ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ

第八條 裁定官廳ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

第九條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル臺灣總督府法院ハ別紙様式(第二十號又ハ第二十一號ノ書式)ニ準シ貯金局ヲ經テ裁定官廳ニ通知スヘシ

第十條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概テ別紙様式(第二十二號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス

二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應テ經テ裁定官廳ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十二條 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

第十三條 國庫負擔ニ屬セサル恩給等ニ關シテハ第六條中ノ通知ニ關スル規定並第八條及第九條中ノ經由ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス
左ノ府令ハ之ヲ廢止ス

明治三十四年府令第四十六號臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料支給規則

明治三十四年府令第六十一號巡查看守退職料及遺族扶助料取扱規程
大正十一年府令第六十號大正十一年法律第十八號施行手續

(別紙書式略)

恩給給與細則 (大正一二年一月一七日)

改正 昭和二年第二二號

恩給給與細則左ノ通定ム

恩給給與細則

第一條 關東長官ノ管掌ニ係ル恩給給與ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ニ依ル

第二條 恩給請求書類ハ別記第一號乃至第十四號書式ニ準シ之ヲ作成シ退官、退職又ハ公務員死亡當時ノ所屬廳ヲ經テ關東廳ニ差出スヘシ但關東州地方費ノ支辨ニ屬スル恩給請求ニ付テハ別記書式中支給郵便局ノ指定ヲ要セス

恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ關東廳ニ差出スヘシ

第三條 前條ノ所屬廳恩給請求書類ヲ受ケタルトキハ恩給給與規則第二十二條ノ規定ニ依リ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ履歴書、證明書等其ノ廳ニ於テ證明シ得ヘキモノハ之ヲ證明シ速ニ關東廳ニ送付スヘシ

前項ノ所屬廳ハ恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタル者アルトキハ其ノ所屬長官ノ作りタル勤務日誌ヲ請ケ請求書類ニ添付スヘシ

恩給請求書類ニ不備ノ點アリ請求者指定ノ期間内ニ其ノ追完ヲ爲ササルトキハ其ノ事由ヲ具シ請求書類ヲ關東廳ニ送付スヘシ

第四條 關東廳ニ於テ恩給給與規則第二十三條ノ規定ニ依リ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り之ヲ請求者ニ交付シ其ノ給與國庫ノ支辨ニ屬スルモノニ付テハ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知ス

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

第五條 關東廳ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依ル誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改定ヲ爲シタルトキハ之ヲ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付シ其ノ給與國庫ノ支辨ニ屬スルモノニ付テハ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知ス

第五條ノ二 關東州地方費ノ支辨ニ屬スル恩給ノ支給ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

- 一 本條ノ恩給金ヲ受ケムトスルトキハ別記第十六號又ハ第十七號書式ノ請求書ヲ支給期月ノ前月末日迄ハ關東廳ニ差出スヘシ其ノ恩給金ヲ受ケタルトキハ別記第十八號又ハ第十九號書式ノ領收書ヲ差出スヘシ
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ現金受領ノ爲之ヲ呈示スルトコトヲ要セス但シ年金タル恩給ニ付テハ必要ニ依リ證書ヲ呈示セシムルコトアルヘシ

三 年金タル恩給金ノ支給期日ノ十一日ヨリ二十日迄トス

四 一時限リノ恩給金ハ前號ノ期日ニ拘ラス之ヲ支給ス

五 代人ニ於テ第一號ノ手續ヲ爲サムトスルトキハ當該書類ニ本人ノ委任狀ヲ添附スヘシ

六 繼續支給セラルヘキ恩給ヲ受クル者ハ證書交付ノ際添送スル印鑑簿用紙ニ將來使用スヘキ印章ヲ押捺シ之ヲ關東廳ニ返送シ印鑑届ニ代フヘシ改印ノ場合ニ於テハ右用紙ヲ請求シ新印ヲ押捺シ改印ノ事由ヲ記載シタル書面ト共ニ之ヲ關東廳ニ送付シ改印届ニ代フヘシ

第六條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ再交付ヲ申請セムトスル者ハ別記様式(第十五號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添ヘ之ヲ關東廳ニ差出スヘシ

- 一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ル警察官署等ノ公ノ證明書
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式略)

地方恩給裁定廳の恩給支給等の手續

小學校教員、巡查、待遇職員等の恩給を裁定する地方廳（府縣知事等）の恩給を支給する場合の手續は大體に於て大同小異である、仍て左に代表的に二三の縣の恩給給與規則を掲げる。

○群馬縣

恩給法ニ依ル恩給中群馬縣知事ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通定ム（大正十二年縣令第五二號）

第一條 恩給請求書類ハ大正十二年十月閣令第七號恩給給與細則第三條ニ恩給證書裁定通知書再交付申請書類ハ同第十條ニ準シ作成スヘシ

前項恩給請求書類ヲ提出スル場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ナルトキハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ之ヲ添附スヘシ

第二條 年金タル恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ現住地市、區、町、村長若ハ領事官ニ就キ當該證書ノ檢閱ヲ受ケ其ノ證明ヲ得第

一號書式ノ請求書ヲ毎支給期月ノ十日迄ニ差出スヘシ

一時金タル恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ第二號書式ニ依リ請求スヘシ

第三條 年金タル恩給ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ權利消滅シ又ハ資格若ハ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ尙恩給ノ支給ヲ受クル分アルトキハ第三號書式ニ依リ期月ニ拘ハラズ之ヲ請求スヘシ恩給全額支給停止ノ場合亦同シ

第四條 教育職員ニシテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者恩給法第九十九條ニ依リ其ノ恩給ノ支給停止ヲ受クヘキ官職ニ就キタルトキハ當該官公署ノ證明ヲ得テ第四號書式ニ依リ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ休職退職俸給増減ノ場合亦同シ

○長崎縣

恩給法ニ依ル恩給中知事ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通定ム（大正十三年縣令第三號）

第一條 恩給請求書類ハ別紙（第一號乃至第十四號）様式ニ據リ複製シ當廳ニ差出スヘシ但教育職員ニアリテハ在職最終地所轄ノ島嶼又ハ郡市役所ヲ經由スルヲ要ス

第二條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セントスル者ハ別紙第十五號様式ニ據リ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ當廳ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書

二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第三條 年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別紙第十六號様式ニ據リ請求書ヲ當廳ニ差出スヘシ
前項ノ請求ヲナサントスル者ハ恩給證書ヲ現住地市町村長若ハ之ニ準スヘキモノニ提示シテ請求書ノ餘白ニ受領權存在ノ證明ヲ受クヘシ但直接本廳ニ證書ヲ持参スル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シタル爲遺族ニ於テ其ノ生存中ニ係ル給額ヲ受領セムトスルトキハ恩給法第十條ニ定ムル相當順位者ニ於テ戸籍簿本ヲ添へ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

普通恩給（増加恩給又ハ扶助料）金請求書

第 號 （證書番號）

年 額 金 何 圓

一金 圓 錢也

但何年何月渡分

右 請 求 候 也

元 官 職
現 住 所

氏 名
氏 名

又ハ元何官職何某寡婦（其他續柄）

氏 名
氏 名

印 印

備 考

- 一、請求者未成年者ナルトキハ親權者又ハ後見人連署スヘシ
- 一、普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルモノニシテ有給ノ公務ニ就キタル者ハ就職年月日退職當時ノ俸給（加俸ヲ含ム）及現時ノ俸給額（加俸ヲ含ム）ヲ附記スヘシ

特別會計の恩給負擔

従前は恩給給與額を二以上の經濟で分擔するといふことはなかつたが恩給法施行と同時に同法第一七條の規定で國庫と地方經濟間及地方經濟相互間に分擔を認めることになつた、併し茲に國庫とは一般會計のことで國の分擔すべき恩給金は總て一般會計で負擔してゐたのであつて未だ國の分擔を細別して一般會計と特別會計との分擔に分つことはしなかつたのである、然るに其の後一般會計の歳出豫算膨大し種々豫算編成の都合もあり特別會計の自治性も強調されて特別會計に屬する官廳から俸給を得て在職した期間は特別會計で後始末をするがよいといふことになり昭和六年度から恩給法以外の法律即後述昭和六年法律第八號を以て一般會計の恩給負擔を特別會計で分擔することになつた。而も其の分擔する恩給の種類は特別會計分擔開始當時恩給法（第一七條）上の國庫地方經濟間及地方經濟相互間の分擔が普通恩給及扶助料に限られてゐた（恩給法施行令第四條第一項）の對し一躍して總ゆる恩給即普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金（傷病年金は創設と同時に之を加へた）、扶助料、一時扶助料の外外國人恩給にも及んだのである。先づ特別會計の種類を左に掲げる（人件費のない特別會計は負擔がないから掲げぬ）。

造 幣 局	明治二三、三、一七（法一七）明治三三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ
特別會計の恩給負擔	右法改正 明治三〇、三、一七（法八）明治三一年度ヨリ現行 人件費アリ

印 刷 局	明治二三、三、一七(法一七)明治二三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ 右法改正 明治三〇、三、一七(法八)明治三一年度ヨリ現行 人件費アリ
海 軍 火 藥 廠	大正八、三、二四(法八)大正八年度ヨリ現行 人件費アリ
製 鐵 所	大正一五、三、三〇(法四六)昭和二年ヨリ現行 人件費アリ 製鐵所、明治三二、二、七(法一一)明治三二年度ヨリ施行 人件費アリ 昭和九法四〇號ヲ以テ 廢止一般會計ニ歸屬ス
海 軍 燃 料 廠	大正一〇、三、二九(法八)大正一〇年度ヨリ現行 人件費アリ 廣島鐵山 明治二三、三、一七(法一七)明治二三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ 右法改正 明治三〇、三、一七(法八)明治三一年度ヨリ施行 人件費アリ 海軍探炭所 明治三九、三、二〇(法一一)明治四〇年度ヨリ施行 人件費アリ
學 賣 局	明治三二、三、一(法三〇)明治三三年度ヨリ現行 人件費アリ ▼藥煙草專賣資金會計法 明治二九、四、一〇(法七九)明治三一、一、一ヨリ施行 人件費ナシ 右法律ハ明治三二年度限り廢止、明治三二、三、一(法三一)
陸 軍 造 兵 廠	▼東京砲兵工廠 明治二三、三、一七(法一八)明治二三年度ヨリ施行 人件費ナシ 右法改正 明治四五、三、二九(法一〇) ○右ハ大正二、三、二九、勅四一ヲ以テ大正二、四、一ヨリ現行 人件費アリ 陸軍造兵廠トナル(大正一二、三、二七、法七)大正一二年度ヨリ適用
十 住 製 絨 所	明治二三、三、一七(法一八)明治二三、四、一ヨリ現行 人件費アリ 官設鐵道會計法 明治二三、三、一七(法二〇)明治二三年度ヨリ施行 人件費アリ ▲官設鐵道用品資金會計法 明治二六、一、一七(法二)明治二七年度ヨリ施行 人件費ナシ

帝 國 鐵 道	右法改正 明治三九、四、一〇(法三八) 「官設鐵道ヲ帝國鐵道ト改ム」 帝國鐵道會計法 明治三九、四、一一(法三七) 帝國鐵道會計法 明治四二、三、二〇(法六) 明治四二年度ヨリ現行 人件費アリ 大正一二、三、三〇(法三六)大正一二年度ヨリ現行 人件費アリ
對 支 文 化 事 業	明治四〇、三、二三(法一九)明治四〇年度ヨリ施行 人件費アリ 帝國大學 明治二三、四、一ヨリ 人件費アリ 大學特別會計法 大正一〇、三、二九(法一一)大正一〇年度ヨリ施行 人件費アリ 右法中改正 大正一四、三、二八(法一七)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ
帝 國 大 學	明治四〇、三、二六(法二三)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 官立學校及圖書館會計法 明治二三、三、二七(法二六)明治二三年度ヨリ施行 人件費アリ
學 校 及 圖 書 館	明治三〇、二、二四(法二)明治三〇年度ヨリ現行 人件費アリ
臺 灣 總 督 府	明治四〇、三、一九(法一七)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 關東州ニ關東廳ヲ置ク 大正八、四、一一、勅九四公布ノ日ヨリ施行(關東廳ヲ廢止シ關東局ヲ設 置ス 昭和九、二、二六勅 令第三四八號同日ヨリ施行) 關東都督府官制ハ廢止
關 東 局	明治四〇、三、一九(法一七)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 關東州ニ關東廳ヲ置ク 大正八、四、一一、勅九四公布ノ日ヨリ施行(關東廳ヲ廢止シ關東局ヲ設 置ス 昭和九、二、二六勅 令第三四八號同日ヨリ施行) 關東都督府官制ハ廢止

特別會計の恩給負擔

樺太廳	明治四〇、三、一九(法一八)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ
朝鮮總督府	明治四三、九、二九(緊勅四〇六)明治四三、一〇、一ヨリ現行 人件費アリ 備考 朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置キタルハ明治四三、八、二九勅三一九ニ依ル本令ハ公布ノ日ヨリ施行 ▲帝國鐵道會計法及帝國鐵道用品資金會計法ハ韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ之ヲ準用ス(明治三九、四、一一、法三九) 右ハ明治三九、六、六勅一三九、ヲ以テ明治三九、七、一ヨリ施行 人件費アリ
朝鮮鐵道用品資金	大正一四、三、二八(法一八)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ
郵便年金	大正一五、三、二九(法四〇)大正一五、八、九、勅二八〇ヲ以テ大正一五、一〇、一ヨリ現行 人件費アリ
健康保險	大正一五、三、二七(法二六)昭和二、一、一ヨリ現行 人件費アリ
簡易生命保險	大正五、七、八(法四三)大正五、八、一七、勅二〇五ヲ以テ大正五、八、二〇ヨリ現行 人件費アリ
賠償金	大正九、八、二(法二五)公布ノ日ヨリ現行 人件費アリ 昭和五年度限り廢止(昭和六、法七)本會計資金及權利義務ハ一般會計ニ歸屬ス
米穀需給調節	大正一〇、四、二(法三七)大正一〇年度ヨリ現行 人件費アリ
南洋廳	大正一一、三、三〇(法二五)大正一一年度ヨリ現行 人件費アリ
	大正一四、三、二八(法一三)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ

特別會計負擔總額は初年度たる昭和六年度(負擔額調査の基礎たる支給義務額は後述昭和六年度勅令第二〇三號第七條に依り昭和四年度末即昭和五年三月三十一日現在)に於て一一、八〇五、六八七圓四九錢(二五、五四四件)(内年金一一、〇一七、八八九圓二五錢)であつた。昭和一二年度豫算に計上された負擔額(支給義務額は昭和一〇年度)を參考の爲左に表示する。

大藏省預金部	備考 明治二三、法二一 郵便貯金 郵便爲替金 郵便取立金 特別會計法ハ人件費ナシ
家畜再保險	明治四三、二、八(法一一)昭和四年度ヨリ施行 人件費アリ
通信事業	昭和八、四、一(法四一)(昭和九年度ヨリ施行) 備考 逓信省ノ中電氣局航空局管船局及電氣試驗場ノ一部ノ事業ヲ除キタルモノニ相當ス 右法四一、通信事業特別會計法ハ從來ノ通信事業ノ設備資本等ヲ包含スルヲ以テ恩給負擔ハ過去ノ通信事業人件費ニ過ツテ之ヲ爲ス但シ負擔開始ハ昭和一一年度ヨリトス
労働者災害扶助責任保險	昭和六、四、一(法五六)昭和六、九、一ヨリ施行 人件費アリ
朝鮮簡易生命保險	昭和四、五、三(法六五)昭和四、七、一ヨリ施行 人件費アリ(勅二一四ヲ以テ施行期日指定)
會計別 負擔額	會計別 負擔額
印刷局	三五〇、〇〇一、二四
海軍火藥廠	一一、三一四、一九
海軍燃料廠	二六、九四一、三五
專賣局	一、一五九、〇八六、〇六
	陸軍造兵廠 三五〇、〇〇一、二四
	千住製絨所 二二、八二二、七八
	帝國鐵道 四、九二一、八三五、三九
	對支文化事業 七八四、五八

特別會計の恩給負擔

特別會計の恩給負擔

帝國大學	九〇五、〇七三、七七	簡易生命保險	六三、〇八八、六九
官立大學	三五二、三一五、〇四	米穀需給調節	四、〇三一、七七
直轄學校	八〇〇、九三九、二六	南洋廳	七一、二七〇、四三
圖書館	七、二六四、六〇	大藏省預金部	二、二一八、一〇
臺灣總督府	五、〇八七、六五七、二三	造幣局	二四、四三四、八〇
關東局	一、三三六、六七八、一一	家畜再保險	三一三、七六
樺太廳	三四三、五七〇、六六	通信事業	二、九六六、七六四、五〇
朝鮮總督府	七、六〇〇、〇四八、四九	郵便年金	六四二、五七
健康保險	一七、〇〇三、三〇	合計	二二六、一〇七、三三四、七六錢
		丙年金	二四、七六七、五三一、四七五七錢

八七四

次に特別會計の恩給負擔に關する法律及施行勅令並に施行勅令の施行に關する閣令、大藏省令を掲げる。

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルコトニ關スル法律(昭六、三、二八法律第八號)
(總理、大藏大臣副署)

各特別會計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該會計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支辨シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給(外國人恩給ヲ含ム)支拂ニ充ツベキ金額ヲ一般會計ニ繰入ルコトヲ得恩給法第十七條ノ規定ニ依リ國庫ノ分擔スル金額ニ付亦同ジ

附則

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

(1) 次に掲げる昭和六年度勅令第二百三號のことである。

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件(昭六、七、二八勅令第二〇三號)
(總理、大藏大臣副署)

第一條 昭和六年法律第八號ニ依リ特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ依リ當該特別會計ノ負擔額トシテ算定シタル金額ノ合計トス

第二條 國庫ニ於テ恩給ヲ負擔スル場合ニ於テ其ノ基礎ト爲リタル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ノ全部ニ付同一特別會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタルトキハ其ノ恩給金額ヲ當該特別會計ノ負擔額トス

前項ノ場合ニ於テ恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ國庫ガ國庫以外ノ經濟ニ恩給金額ノ分擔ヲ請求シ得ルトキハ當該公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給額ヨリ恩給法施行令第四條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シタル分擔請求額ヲ控除シタル殘額ヲ當該特別會計ノ負擔額トス

第三條 國庫ニ於テ普通恩給又ハ扶助料ヲ負擔スル場合ニ於テ其ノ基礎ト爲リタル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ在職年中ニ二以上ノ會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ヲ含ムトキハ各會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル夫々ノ在職年ヲ其ノ會計ニ於テ支辨セラレタル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給又ハ給料ノ年額(軍人及準軍人ノ俸給又ハ給料ノ年額ハ大正十二年九月三十日以前ニ在リテハ其ノ當時其ノ官職ノ者ニ付軍人恩給法第一號表又ハ第二號表ニ依リ服役十一年ノ者ニ給スベキ恩給金額ノ四倍ニ相當スル金額、大正十二年十月一日以後昭和八年九月

特別會計の恩給負擔

八七五

ノ當時
 三十日以前ニ在リテハ其ノ官職ノ者ニ付恩給法別表第一號表ニ依リ在職年十一年ノ者ニ給スベキ恩給金額ノ三倍ニ相當スル金額昭和八年十月一日以後ニ在リテハ其ノ官職ノ者ニ付定メタル恩給法別表第一號表ノ假定俸給年額ニ依ル)ニ乗ジタル數ニ比例シ當該恩給ニ付各會計ノ負擔額ヲ定ム但シ公務員ノ恩給ノ負擔ヲ異ニスベキ在職ガ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラザルモノナル場合ニ在リテハ其ノ最終ノ俸給又ハ給料ノ年額ニ乗ジタル數ニ比例シテ之ヲ定ム(4)

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給又ハ給料ノ年額ノ計算ニ付テハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用ス(5)

前條第二項並ニ恩給法施行令第四條第三項(1)及第四項(1)ノ規定ハ前項ノ恩給負擔額ノ計算ニ付之ヲ準用ス但シ恩給法施行令第四條第三項中當該恩給ノ負擔者ニ歸スベキ在職年トアルハ第四條ノ規定ニ依リ增加恩給ノ負擔者ニ歸スベキ在職年トス(6)

第四條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タザル年月數ハ負擔額計算上第四條ノ規定ニ依リ增加恩給ヲ負擔スル各會計ニ於ケル當該公務員ノ在職年ニ比例シテ之ヲ分チ各會計ノ負擔ニ歸スベキ在職年ヲ定ム

第四條 國庫ニ於テ增加恩給又ハ傷病年金ヲ負擔スル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ在職年中ニ二以上ノ會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ヲ含ムトキハ當該增加恩給ハ之ヲ受ケル原因タル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル當時ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル會計ノ負擔トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ增加恩給又ハ傷病年金ガ恩給法第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノニシテ其ノ改定恩給額從前ノ恩給額ヨリ多額ナルトキハ從前ノ恩給額及之ト改定恩給額トノ差額ニ分チ其ノ各金額毎ニ前項ノ規定ニ依リ負擔スベキ會計ヲ定ム但シ從前ノ恩給ヲ國庫以外ノ經濟ニ於テ負擔シタルモノナルトキハ其ノ恩給額ハ之ヲ改定スベキ原因ノ生ジタル當時ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル會計ニ於テ負擔ス

第五條 第二條第一項ノ規定ハ外國人恩給ノ、第三條第一項ノ規定ハ一時恩給、一時扶助料及外國人恩給ノ、第四條第一項ノ規定ハ傷病賜金ノ會計別恩給負擔額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第六條 第二條第一項及第三條第一項ノ規定ハ恩給法第十六條ノ規定ニ依リ國庫以外ノ經濟ニ於テ負擔スル恩給ニ付國庫ガ恩給法第十七條第二項ノ規定ニ依リ恩給金額ヲ分擔スル場合ニ於ケル分擔額ニ付之ヲ準用ス

第七條 特別會計恩給負擔額ハ前々年度ニ於ケル支給義務額ニ依リ之ヲ算定ス但シ支給義務額ハ爾後ノ年度ニ於テ異動ヲ生ズルコトアルモノ之ヲ訂正セザルモノトス(6)

第八條 内閣恩給局長ハ各特別會計恩給負擔額ヲ前々年度ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ各特別會計毎ニ仕書ニ通テ作成シ前年度七月三十一日迄ニ恩給負擔額ノ繰入ヲ爲スベキ當該特別會計ノ所管大臣ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル特別會計恩給負擔額通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第九條 本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ其ノ收入支出ニ關スルモノニ付テハ大藏大臣其ノ他ノ事項ニ關スルモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム(7)

附則

本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ適用ス但シ内閣恩給局長以外ノ者ノ裁定ニ係ル恩給(大正十二年九月三十日以前ニ於ケル内閣總理大臣ノ裁定ニ係ル恩給ヲ含マズ)ニ付テハ昭和八年度迄之ヲ適用セズ
 本令中増加恩給、傷病賜金及外國人恩給ニ關スル規定並ニ第八條ノ特別會計恩給負擔額通知書及仕譯書ニ關スル規定ハ昭和六年度分ニ在リテハ之ヲ適用セズ
 大正十二年九月三十日以前ニ於ケル内閣總理大臣以外ノ者ノ裁定ニ係ル恩給ニシテ國庫ノ負擔スルモノニ付テハ之ガ裁定官廳ハ當該公務員ノ履歷書ノ謄本ヲ内閣恩給局長ニ送付スベシ

附則 (昭和八年勅令第二四八號)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル恩給及昭和八年法律第五十號附則第十五條ノ規定ニ依リ改定スル恩給ノ負擔ニ付テハ第三條ノ改正ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル

(1) 昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正勅令を以て同令第四條第一項の次に新に一項を追加した爲項數が増したから昭和八年九月二二日勅令第二四八號昭和六年勅令第二三三號中改正ノ件を以て第二條第二項の「第三項」を「第四項」に改め第三條第二項の「第二項」を「第三項」に「第三項」を「第四項」に改めた。

(2)(5) 昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律は同法施行(同年十月一日)以後は退職前一年内の俸給の總額を以て恩給の基礎とすることに改正した(第五九條ノ二、第八二條第三項)のに伴つて昭和八年勅令第二四八號を以て分擔

の基礎俸給も退職又は死亡前一年内の俸給に改め而して其の算出方法を恩給法第五九條ノ二の方法を準用することにしたのである。

(3) 軍人、準軍人には昭和八年一〇月の改正恩給法施行前は假定俸給を基礎とした表に依て恩給を給したのであるから其の假定俸給を基礎とするを要し而して大正一二年一〇月一日の恩給法施行の前後に依り文官等他種公務員は俸給の四分の一(施行前)、三分の一(施行後)を恩給の最低額とした區別があつたから軍人、準軍人も之に應じて遂に在職年十一年の最低額の四倍(施行前)又は三倍(施行後)を假定俸給の年額とした次第であり、昭和八年一〇月の改正後は假定俸給額を恩給法中に別表第一號表として規定し舊恩給額表を削除したから本令も昭和八年勅令第二四八號を以て新第一號表の假定俸給年額を基礎とすることに改めたのである。

(4) 但書も昭和八年勅令第二四八號を以て追加されたもので之は退職又は死亡を以て終らぬ負擔別在職に付てまで一々其の在職最終一年間の俸給の總額を算出しては非常な手数を要することであり又退職死亡前には不當な昇給をさせることも稀であるから從來通り其の在職最終の俸給を基礎にしても弊なしと思はれるからである、此の場合にも軍人、準軍人の俸給は別表第一號表の假定俸給年額に依るべきこと勿論である。

又本條の改正は昭和八年一〇月一日から施行される(昭和八年勅令第二四八號附則第二條)ことも従前の規定に依り分擔する普通恩給が昭和八年一〇月一日以後に扶助料に轉化したり再任改定された場合にも従前の規定で扶助料の分擔又は同日前の普通恩給基礎在職年に對する分擔を律するものと解することも恩給法施行令第四條の場合(一七條一四頁)と同様に考へる。

(5) 國庫と地方經濟、地方經濟相互間の分擔に關する恩給法施行令第四條第二項は増加恩給と併給の普通恩給の所定年數未滿の年數に對する分は普通恩給の負擔者(恩給法第一六條)に負擔せしめる主義であるが國庫間に關する本勅令では増加恩給の負擔分擔に特別會計の恩給負擔

つき第四條に詳細な規定を爲したことであり而して所定年數未滿の普通恩給は増加恩給あつての普通恩給であるとして第四條の増加恩給の負擔者に負擔せしめることにしたのである。

(6) 支給義務額に依るといふのは實際の支給額に依らず(但し實際の支給額と一致する場合が大多数であらう)或る年度に支給すべきことが政府の義務として豫定されてゐる其の額に依るといふことである、換言すれば恩給證書又は裁定通知書の額面に依るといふことになる、故に或る期間の恩給支給金が支給者が支拂の請求を怠つた爲五年の會計時效に罹つたり或る年度に請求すべき恩給支給金を翌年に一緒に請求した場合でも矢張り毎年度一定の支給義務額はあつたといふことになる、以上は國庫と地方經濟間及地方經濟相互間の分擔の場合に關する恩給法施行令第五條が「恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス」といふのと全然同義である。但書は後の年度に至つて裁定額に課のあつたこと前の年度に死亡してゐたこと等を知つても遡つて訂正せず知つた年度以後だけの支給義務額を變更するといふ意味である、此の點は國庫と地方經濟及地方經濟相互間の分擔を規定する恩給法施行令には規定がない。それは國庫内の分擔は國庫以外の經濟の場合程嚴密にする必要なしと認められるからであらう。

(7) 括弧内は大正一二年九月三〇日以前即恩給法施行前は内閣總理大臣が同法施行後の内閣恩給局長の裁定に相當する權限を有してゐたから之を内閣恩給局長以外の者の裁定と看做さぬことにしたのである。

第一項を換言すれば大正一二年九月三〇日以前の内閣總理大臣の裁定に係る恩給及大正一二年一〇月一日以後の内閣恩給局長の裁定に係る恩給に付ては昭和六年度より適用するも大正一二年九月三〇日以前の内閣總理大臣以外の者の裁定した恩給及大正一二年一〇月一日以後の内閣恩給局長以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するものは裁定原書は勿論裁定要項及履歴書の寫も恩給局に存しない爲内閣恩給局長は第八條に依る恩給負擔額の調査が不可能であるから之に付ては昭和九年度から適用することとし其の間に右恩給局に存しない裁定原書中の履歴書の寫を裁定廳から恩給局に送付せしめて恩給局で恩給負擔額の調査をさせようといふ意である。而して

(1) 大正一二年一〇月一日以後に内閣恩給局長以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するもの裁定要項及履歴書は大正一二年勅令第四三九號恩給年額分擔及國庫納金收入等取扱規則第八條に依り普通恩給及扶助料に付ては現に送付せられつつあるのであつて唯増加恩給、一時恩給、一時扶助料及傷病賜金に付ては恩給法施行令第四條第一項に依る國庫地方經濟間及地方經濟相互間では未だ分擔が行はれてゐなかつたので從て送付せられてゐないから之を送付せしむる爲昭和七年勅令第三七五號が公布せられた、即勅令第三七五號、恩給金額分擔國庫納金收入等取扱規則改正ノ件(昭七、二、一七公布)

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則中左ノ通改正ス

第八條第一項中「普通恩給又は扶助料」ヲ「恩給」ニ改ム

第九條第二項中「普通恩給權又ハ扶助料權」ヲ「年金タル恩給ヲ受クルノ權利」ニ改ム

附則

本令ハ昭和七年四月一日以後ノ裁定ニ係ル恩給ニ付之ヲ適用ス(但シ昭和七年四月一日以後昭和八年一月三十一日迄ノ裁定ニ係ル増加恩給及一時金タル恩給ニ付履歴書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ其ノ原本ヲ添附スルヲ以テ足ル)

(a) 第九條第二項は權利消滅通知の規定であるが一時金たる恩給の負擔は一時的にして消滅の通知を要せぬから「恩給ヲ受クルノ權利」とせず「年金タル恩給ヲ受クルノ權利」としたのである。

(b) 昭和九年度から適用する爲には昭和六年度勅令第二〇三號第七條に依り昭和七年度以降各年度の恩給支給義務額に依り負擔額を算定せねばならぬが普通恩給及扶助料に付ては前述の如く既に送付済であるから之には觸れず是等の恩給以外の恩給即増加恩給及一時金たる恩給に付履歴書及裁定要項を送付せしめんとするのである。實は増加恩給に付ては昭和七年四月前のもも要する管であるが増加恩給は併給の普通恩給と共に送付済であるから昭和七年四月一日以後云々としたのであつて實際は一時金恩給のみの送付に關する規定であると謂つても差支ない。

(c) 一時金恩給等に付ては恩給負擔分擔の豫想せず請求當時履歴書一通を提出したに止まり二通以上を提出しなかつたものも

特別會計の恩給負擔

あるべく斯の如き者に今更履歴書の提出を命ずること困難であるから裁定官廳に其の謄本を作らしめ之を裁定要項に添附送付するを以て足ることとしたのであつて而して昭和八年二月一日以降裁定する恩給に付ては本令公布の日より相當の日數を経過するが故に添附送付せしむべき履歴書を恩給請求の際恩給請求者に提出せしむること可能なりと認められたので前述謄本を添附送付するを以て足れりとするものは昭和七年四月一日以後同八年一月三十一日の期間に裁定したものに限つたのである。

(ロ) 大正一二年九月三〇日以前に内閣總理大臣以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するものの履歴書に付ては前述大正一二年勅令第四三九號施行前の事と同勅令の適用なく其の以前に於ては之を送付せしむる規定が存しなかつたから新に大正一二年九月三〇日以前に遡て全部を當時の裁定官廳に送付せしめる事にするの外ないのであつて附則第三項に之を規定したのである。謄本としたのは(イ)同様可成手数を省く爲である、又裁定要項に相當するもの及送付の時期に關しては第九條に依る閣令を發して定められた。即

昭和六年勅令第二號、昭和六年勅令第二百三號附則第三項施行細則(昭和七年一月十七日公布)

昭和六年勅令第二百三號(昭和六年法律第八號特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件) 附則第三項ニ規定スル履歴書ノ謄本ハ昭和七年四月一日現在ニ於テ(イ)恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付作成シ昭和八年二月二十

八日迄ニ内閣恩給局長ニ送付スヘシ 前項ノ履歴書ノ謄本ヲ送付スル場合ニハ其ノ公務員ノ現ニ受クル恩給年額、其ノ算出ノ基礎ト爲リタル在職年數及俸給年額並ニ證書記號番號ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(a) 昭和六年勅令第二〇三號第七條に依り昭和九年度の適用の前々年度即昭和七年四月一日以降迄權利の存續するものに付支給義務額を定める爲である。

(b) 右第七條に依り前年度即昭和八年七月三十一日迄に負擔額を決定するの要あり之に間に合はす爲には大體二月末日迄に履歴書の謄本の送付を爲さしむるを適當としたものである。

(參考) 内閣恩給局長以外の者に於て裁定し國庫に於て負擔する恩給の一覽表

裁定官廳	公務員ノ種類	恩給ノ種類	恩給與(負擔主)	俸給與(負擔主)	待遇
朝鮮總督(道所屬ノモノハ道知事)	警察監獄職員(地方費支辨ノ消防手ヲ除ク)	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
朝鮮道知事	教育職員(公立小學校) 普通通學學校 補習學校 幼稚學校	時金扶助恩給	國庫	地方	判任
臺灣總督(州、廳所屬ノモノハ州知事又ハ廳長)	警察監獄職員(大正一〇年三月以前ニ退職シタルモノヲ除ク)	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
臺灣州知事又ハ廳長	教育職員(公立小學校) 普通通學學校 補習學校 幼稚學校	時金扶助恩給	地方	地方	判任
樺太廳長(刑務所ニ屬スルモノヲ除ク)	警察監獄職員	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
樺太廳長	教育職員(公立小學校)	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
關東廳長	警察監獄職員(地方費支辨ノ消防手ヲ除ク)	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
南洋廳長官	警察監獄職員	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇

(8) 増加恩給、傷病賜金及外國人恩給は最初負擔の對象とすべきや否や不完であつた爲事實上前に合はなかつたからである。特別會計の恩給負擔

特別會計の恩給負擔

- (9) 前述(5)の(ロ)を参照のこと。
- (10) 傷病年金は昭和九年四月から新設されるから當然のことである。
- (11) 第二項前段規定の趣旨は昭和八年勅令第三三六號恩給法施行令改正勅令附則第二條(第一七條―四頁)と同様である。附則第一五條も同様に「本法施行前ノ規定ニ依リ」とあるから分擔も従前の規定に依らしめるのである。

昭和六年大藏省令第二十七號、特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱細則(昭和六年七月二十八日 前送昭和六年勅令第二〇三號第九條に基くもの) (改正昭和九年第六號)

第一條 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行規則第八條ニ規定スル特別會計恩給負擔額通知書ハ第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第二條 特別會計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支辨スル公務員ニ關ル恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十條ノ規定ニ依ル收入金ハ當該特別會計ノ歳入トシテ之ガ整理ヲ爲スベシ

第三條 特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル恩給負擔金ハ之ヲ當該年度三月三十一日迄ニ一般會計大藏省所管歳入トシテ拂込ムベシ

附則 本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ適用ス

第一號書式

特別會計恩給負擔額通知書

一金

右昭和何年度分貴省所管何特別會計恩給負擔額ニ有之候條別紙仕譯書添附及通知候也

年 月 日

所管大臣 宛

内閣恩給局長

何特別會計		何年度分恩給負擔額仕譯書		額		備考
恩給負擔額計	件	數	金	額	額	
區分	年	國庫負擔恩給ノ分		國庫以外經濟負擔恩給ノ分		額
		件	金額	件	金額	
文官	普通恩給					
	增加恩給					
	傷病年金扶助料					
軍人	普通恩給					
	增加恩給					
	傷病年金扶助料					
教育職員	普通恩給					
	增加恩給					
	傷病年金扶助料					
警察監獄職員	普通恩給					
	增加恩給					
	傷病年金扶助料					
待遇職員	普通恩給					
	增加恩給					
	傷病年金扶助料					
一時金						
(年金ニ準ジ區分スルモノトス)						
外國人恩給						
合計						

特別會計の恩給負擔

減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表

(黒太数字は減俸額、其の左) (過渡的俸給) (又は下括弧内は減俸前の額) (額は略す)

(1) 高等官官等俸給令 (年功加俸六〇〇以内)

親任	勅任官				奏任官											
	一級	二級	三級	四級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
大, 七, 〇〇〇	大, 六, 〇〇〇	大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 七, 〇〇〇	大, 六, 〇〇〇	大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 六, 〇〇〇	大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 六, 〇〇〇	大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 五, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 四, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 三, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 二, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 一, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇
大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇	大, 〇, 〇〇〇

(2) 高等官準本俸

帝國大學高等官、官立大學教官の準本俸に付第四條一三、四頁を見よ。

京城帝國大學高等官準本俸

學部長、醫院長職務俸一、〇五〇(一、二〇〇)以内。

講座職務俸五〇〇(六〇〇)以上一、六〇〇(一、八〇〇)以下、但本俸と合し五、一〇〇(五、七〇〇)を不可超。

助教授職務俸二五〇(三〇〇)以上八〇〇(九〇〇)以下。

教授、助教授職務俸は合計一、九五〇(二、二〇〇)を、本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

臺北帝國大學高等官準本俸

學部長職務俸一、〇五〇(一、二〇〇)以内、植物園長、農場長、圖書館長職務俸五三〇(六〇〇)以内。

講座職務俸五〇〇(六〇〇)以上一、六〇〇(一、八〇〇)以下、但本俸と合し五、一〇〇(五、七〇〇)を不可超。

助教授職務俸二五〇(三〇〇)以上八〇〇(九〇〇)以下。

教授、助教授職務俸は合計一、九五〇(二、二〇〇)を、本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

旅順工科大学教官職務俸

教授職務俸一、九五〇(二、二〇〇)以下、助教授同、一、二五〇(一、四〇〇)以下、但何れも本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

(3) 府縣知事指定地加俸

年額七〇〇(八〇〇)、五〇〇(六〇〇)、但本俸と合し五、八〇〇(六、五〇〇)を不可超。

(4) 判任官俸給令 (特別俸一八〇迄)

減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表

一級	一四〇
二級	一三五
三級	一四〇
四級	一〇〇
五級	八五
六級	七五
七級	六五
八級	五五
九級	五〇
十級	四五
十一級	四〇

(5) 神宮司廳高等官俸給 (年功加俸六〇〇以內)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
祭主	七,〇〇〇	六,〇〇〇									
大官司	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇						
少官司	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇						
禰士長	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
禰士宜	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
技師	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							

(6) 神宮司廳判任官俸給 (加給月額三五〇以內)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
權禰宜	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
宮掌	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
衛士副長	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
技手	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							
伶人	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇							

(7) 公立大學職員俸給 (高等官待遇者) (年功加俸七〇〇以內)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
大學總長	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	〇							

減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表

大 學 長	附 醫 院 藥 局 長 授	助 教 授	幹 事 主 事	學 生 主 事
一級 五,三〇〇	一級 四,〇〇〇	一級 三,〇〇〇	一級 三,〇〇〇	一級 三,〇〇〇
二級 四,〇〇〇	二級 三,〇〇〇	二級 二,〇〇〇	二級 二,〇〇〇	二級 二,〇〇〇
三級 三,〇〇〇	三級 二,〇〇〇	三級 一,〇〇〇	三級 一,〇〇〇	三級 一,〇〇〇
四級 二,〇〇〇	四級 一,〇〇〇	四級 一,〇〇〇	四級 一,〇〇〇	四級 一,〇〇〇
五級 一,〇〇〇	五級 一,〇〇〇	五級 一,〇〇〇	五級 一,〇〇〇	五級 一,〇〇〇
六級 一,〇〇〇	六級 一,〇〇〇	六級 一,〇〇〇	六級 一,〇〇〇	六級 一,〇〇〇
七級 一,〇〇〇	七級 一,〇〇〇	七級 一,〇〇〇	七級 一,〇〇〇	七級 一,〇〇〇
八級 一,〇〇〇	八級 一,〇〇〇	八級 一,〇〇〇	八級 一,〇〇〇	八級 一,〇〇〇
九級 一,〇〇〇	九級 一,〇〇〇	九級 一,〇〇〇	九級 一,〇〇〇	九級 一,〇〇〇
十級 一,〇〇〇	十級 一,〇〇〇	十級 一,〇〇〇	十級 一,〇〇〇	十級 一,〇〇〇
十一級 一,〇〇〇	十一級 一,〇〇〇	十一級 一,〇〇〇	十一級 一,〇〇〇	十一級 一,〇〇〇
十二級 一,〇〇〇	十二級 一,〇〇〇	十二級 一,〇〇〇	十二級 一,〇〇〇	十二級 一,〇〇〇
十三級 一,〇〇〇	十三級 一,〇〇〇	十三級 一,〇〇〇	十三級 一,〇〇〇	十三級 一,〇〇〇

教授職務俸年額一、九五〇(二、二〇〇)以下、助教授同一、二五〇(一、四〇〇)以下、但何れも本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

公立大學職員俸給(判任待遇者)(特別俸一八〇迄)

職 名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
助 手	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
*書 記	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

*學生主事補、附屬醫院藥劑手、附屬醫院看護長も同じ。

(8) 公立學校職員俸給令

(專門學校、實業專門學校、大學豫科、高等學校の高等官待遇者、公立大學を除く)(加俸七〇〇以内)

職 名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
學 校 長	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
教 授	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
教 生 主 事	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

公立學校職員俸給令

(高等科を置く高等女學校の高等官待遇者)(加俸七〇〇以内)

職 名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
學 校 長	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
教 授	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
教 諭	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

減俸前後俸給額對照表

公立學校職員俸給令

(高等學校尋常科及理科、師範學校、中學校、高等科、實業學校、盲學校、聾啞學校、高等官待遇者) (加俸六〇〇以內)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
校長	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇
教諭	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇

公立學校職員俸給令 (公立學校判任待遇者)

(加俸四〇〇以內)

學校	職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
專門學校等 (*1)	助教	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
	主任	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
實科高等女學校等 (*2)	校長	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
	教諭	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
高等學校、師範學校等 (*3)	校長	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
	教諭	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
專門學校、高等專門學校、實業專門學校	校長	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇
	教諭	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇

(9) 公立學校職員年功加俸令

- (*1) 實業專門學校、大學預科、高等學校、高等科を置く高等女學校皆同じ。
- (*2) 女子實業學校、實業補習學校、盲學校、聾啞學校皆同じ。
- (*3) 師範學校及*4の諸學校皆同じ。
- (*4) 中學校、高等女學校、實業學校(實業專門學校を除く)、盲學校、聾啞學校。

勤続一年以上一〇年未滿	校長、所長、教諭、助教諭、舎監		調 導、保 姆	
	俸給月額八〇以上	俸給月額八〇未滿	俸給月額八〇以上	俸給月額八〇未滿
勤続五年以上一〇年未滿	六〇乃至一〇〇	六〇乃至七〇	三〇乃至六〇	三〇乃至四〇
勤続一〇年以上一五年未滿	一〇〇乃至一五〇	一〇〇乃至一五〇	一三〇乃至一八〇	一三〇乃至一八〇

減俸前後俸給額對照表

勤績一五年以上	一六 二六	乃至 三三 三六	一三 一六	乃至 一五 一六	一六 一三	乃至 三六 三三	一六 一三	乃至 一五 一六	一六 一三	乃至 一五 一六
---------	----------	----------------	----------	----------------	----------	----------------	----------	----------------	----------	----------------

(別表)
(10) 師範學校長勤績加俸

勤績年數	勤績加俸年額
五年以上一〇年未滿	九六 乃至 一三〇 一〇八 一三一
一〇年以上一五年未滿	一四四 乃至 一六八 一五六 一八〇
一五年以上	一九二 乃至 二五二 二一六 二七六

(11) 公立圖書館職員俸給 (加俸年額六〇〇以内)
(加俸年額七〇〇以内)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
奏任官待 遇館長年 俸	二,七〇〇	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奏任官待 遇書記月 俸	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奏任官待 遇書記月 俸	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
奏任官待 遇書記月 俸	二,七〇〇	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奏任官待 遇書記月 俸	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奏任官待 遇書記月 俸	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 括弧内ハ昭和七年法律第一三號第一條第二項ニ依ル還元額。

(12) 市町村立小學校教員俸給 (括弧内の黒太字は昭和八年一月一日の小學校令施行規則中改正(文部省令第一七號)前の額なり)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
本教員科	一六,〇〇〇 (一五,〇〇〇)	一四,〇〇〇 (一三,〇〇〇)	一二,〇〇〇 (一一,〇〇〇)	一〇,〇〇〇 (九,〇〇〇)	八,〇〇〇 (七,〇〇〇)	六,〇〇〇 (五,〇〇〇)	四,〇〇〇 (三,〇〇〇)	三,〇〇〇 (二,〇〇〇)	二,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)
專科	一八,〇〇〇 (一七,〇〇〇)	一六,〇〇〇 (一五,〇〇〇)	一四,〇〇〇 (一三,〇〇〇)	一二,〇〇〇 (一一,〇〇〇)	一〇,〇〇〇 (九,〇〇〇)	八,〇〇〇 (七,〇〇〇)	六,〇〇〇 (五,〇〇〇)	四,〇〇〇 (三,〇〇〇)	三,〇〇〇 (二,〇〇〇)	二,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)
正教員科	一四,〇〇〇 (一三,〇〇〇)	一二,〇〇〇 (一一,〇〇〇)	一〇,〇〇〇 (九,〇〇〇)	八,〇〇〇 (七,〇〇〇)	六,〇〇〇 (五,〇〇〇)	四,〇〇〇 (三,〇〇〇)	三,〇〇〇 (二,〇〇〇)	二,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)

減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表

准教員	下	下	上	上
	(10)	(11)	(12)	(13)
	110	120	130	140
	(14)	(15)	(16)	(17)
	150	160	170	180
	(18)	(19)	(20)	(21)
	190	200	210	220
	(22)	(23)	(24)	(25)
	230	240	250	260
	(26)	(27)	(28)	(29)
	270	280	290	300
	(30)	(31)	(32)	(33)
	310	320	330	340
	(34)	(35)	(36)	(37)
	350	360	370	380
	(38)	(39)	(40)	(41)
	390	400	410	420
	(42)	(43)	(44)	(45)
	430	440	450	460
	(46)	(47)	(48)	(49)
	470	480	490	500
	(50)	(51)	(52)	(53)
	510	520	530	540
	(54)	(55)	(56)	(57)
	550	560	570	580
	(58)	(59)	(60)	(61)
	590	600	610	620
	(62)	(63)	(64)	(65)
	630	640	650	660
	(66)	(67)	(68)	(69)
	670	680	690	700
	(70)	(71)	(72)	(73)
	710	720	730	740
	(74)	(75)	(76)	(77)
	750	760	770	780
	(78)	(79)	(80)	(81)
	790	800	810	820
	(82)	(83)	(84)	(85)
	830	840	850	860
	(86)	(87)	(88)	(89)
	870	880	890	900
	(90)	(91)	(92)	(93)
	910	920	930	940
	(94)	(95)	(96)	(97)
	950	960	970	980
	(98)	(99)	(100)	(101)
	990	1000	1010	1020

(13) 市町村立小學校教員加俸令 (第四四條—二頁を見よ)
 (14) 地方待遇職員給與令

特別級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
奏任待遇 4,500以下 5,000以下	4,500 5,000	5,500 6,000	6,500 7,000	7,500 8,000	8,500 9,000	9,500 10,000	10,500 11,000	11,500 12,000	12,500 13,000	13,500 14,000	14,500 15,000	15,500 16,000
判任待遇 10以下 15以下	15 20	25 30	35 40	45 50	55 60	65 70	75 80	85 90	95 100	105 110	115 120	125 130
月額	100 150	150 200	200 250	250 300	300 350	350 400	400 450	450 500	500 550	550 600	600 650	650 700

(15) 造幣醫及專賣醫官等級俸給令
 奏任官者待遇年俸 (加給年額六〇〇以内)
 判任官者待遇年俸 (加給年額七〇〇以内)

造幣醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
專賣醫	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 3,500	3,500 4,000	4,000 4,500	4,500 5,000	5,000 5,500	5,500 6,000	6,000 6,500	6,500 7,000
造幣醫	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 3,500	3,500 4,000	4,000 4,500	4,500 5,000	5,000 5,500	5,500 6,000	6,000 6,500	6,500 7,000
專賣醫	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 3,500	3,500 4,000	4,000 4,500	4,500 5,000	5,000 5,500	5,500 6,000	6,000 6,500	6,500 7,000

判任官待遇者月俸 (加給月額三五)
 四〇以内)

(16) 奏任官及判任官待遇監獄職員俸給令
 奏任官待遇者年俸 (加給年額六〇〇以内)
 判任官待遇者年俸 (加給年額七〇〇以内)

保健技師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
作業技師	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 3,500	3,500 4,000	4,000 4,500	4,500 5,000	5,000 5,500	5,500 6,000	6,000 6,500	6,500 7,000
教諭師	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 3,500	3,500 4,000	4,000 4,500	4,500 5,000	5,000 5,500	5,500 6,000	6,000 6,500	6,500 7,000

減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表

判任官待遇者月俸 (加給月額三五)

保健技師	一級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
作業者	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
教師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
醫師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	

(17) 道府縣立感化院職員俸給令 (奏任官待遇者年俸)

院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級

道府縣立感化院職員俸給令 (判任官待遇者月俸)

院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
院教	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級

(18) 朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及鐵道藥劑師俸給

奏任官待遇者月俸 (加給年額六〇〇以內)

鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級

判任官待遇者月俸 (加給月額三五以內)

鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
鐵道醫	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
鐵道藥劑師	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級

(19) 臺灣總督府警察醫官等等級給與令

判任官待遇者年俸 (加給年額四五〇以內)

減俸前後俸給額對照表

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200

判任官待遇年俸 (加給月額三五以內)
四〇以內

(20) 臺灣總督府監獄待遇職員給與令
兼任官待遇者年俸

保健技師	作業技師	教諭師
一級	一級	一級
1,100	1,000	900
二級	二級	二級
1,000	900	800
三級	三級	三級
900	800	700
四級	四級	四級
800	700	600
五級	五級	五級
700	600	500
六級	六級	六級
600	500	400
七級	七級	七級
500	400	300
八級	八級	八級
400	300	200
九級	九級	九級
300	200	100
十級	十級	十級
200	100	0
十一級	十一級	十一級
100	0	0

判任官待遇者年俸

保健技師	作業技師	教諭師
一級	一級	一級
1,100	1,000	900
二級	二級	二級
1,000	900	800
三級	三級	三級
900	800	700
四級	四級	四級
800	700	600
五級	五級	五級
700	600	500
六級	六級	六級
600	500	400
七級	七級	七級
500	400	300
八級	八級	八級
400	300	200
九級	九級	九級
300	200	100
十級	十級	十級
200	100	0

○附錄 年度末現在恩給國庫(貯金局)支給額及年末現在恩給支給義務(恩給局裁定)總額 (日本帝國統計)
年額ニ據ル

年次	文官	陸軍軍人	海軍軍人	學校職員	警察刑務所職員	待遇職員	外國人特別給與	親族扶助料	合計	一時金	總計
大正十二年度	七,八八,九六三,六三三,五三三	八,一六七,七六三	一,一六六,九四三	九七〇,一九一	三,五〇〇,〇〇〇	〇	一,一〇〇,〇〇〇	四,二二一,〇二二	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
同 年 末	二,九三三,五五五,六六六	三,一七〇,七六六	四,〇〇〇,〇〇〇	二,七七八,八八八	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
大正十三年度	二,九三三,五五五,六六六	三,一七〇,七六六	四,〇〇〇,〇〇〇	二,七七八,八八八	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
同 年 末	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
大正十四年度	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
同 年 末	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
昭和元年度	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇
同 年 末	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,五七九,〇九〇	〇	四三,一五八,一八〇

恩給總額累年比較表

通遼日本小學校	通遼日本居留民會	昭和九、九、二六	文告第二五七號
新京白菊尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、二〇	文告第二八七號
北票日本人居留民會立尋常小學校	北票日本人居留民會	昭和九、一、二、四	文告第二九〇號
奉天高千穗尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一〇、一、一〇	關東局告示第一號
新京八鳥尋常小學校	"	昭和一〇、一、一〇	關東局告示第二號
鄭家屯尋常高等小學校	"	昭和一〇、四、二六	文告第一七一號
范家屯尋常小學校	"	昭和一〇、四、一	關東局告示第三九號
撫順普通學校	"	昭和一〇、五、一	關東局告示第五四號
鐵嶺普通學校	"	"	"
開原普通學校	"	"	"
四平街普通學校	"	"	"
新京普通學校	"	"	"
朝陽川尋常小學校	朝陽川內地人民會	昭和一〇、五、三	文告第一八二號
承德日本人居留民會立承德日本尋常小學校	承德日本人居留民會	昭和一〇、五、三	文告第一八三號
平泉日本人居留民會立尋常小學校	平泉日本人居留民會	昭和一〇、五、三	"
凌源日本人居留民會立凌源日本尋常小學校	凌源日本人居留民會	昭和一〇、五、三	"
一面坡尋常高等小學校	一面坡日本在留民會	昭和一〇、五、九	文告第一九〇號
財團法人光明學園小學部	財團法人光明學園	昭和一〇、五、二〇	文告第二〇三號

天津、日本商業補習學校
昭和八年文告第二六一號ヲ以テ同年七月四日指定、昭和一〇年一月一日文告第三五二號ニテ廢止セラレテ天津日本青年學校トナル

明月溝尋常小學校	明月溝內地人民會	昭和一〇、六、一二	文告第二二三號
哈爾濱第二尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一〇、六、二〇	文告第二二七號
牡丹江日本尋常高等小學校	牡丹江日本居留民會	昭和一〇、七、二五	文告第二五九號
山城鎮日本小學校	山城鎮居留民會	昭和一一、〇、七、二五	文告第二六〇號
洮安日本小學校	洮安日本居留民會	昭和一一、〇、八、一六	文告第二七二號
天津日本青年學校	財團法人天津共益會	昭和一一、〇、一〇、一	文告第三五一號
綏芬河日本尋常高等小學校	綏芬河居留民會	昭和一一、〇、一〇、二六	文告第三九五號
三姓日本尋常高等小學校	三姓日本在留民會	昭和一一、〇、一〇、二六	文告第三九六號
寧古塔尋常高等小學校	寧古塔日本在留民會	昭和一一、〇、一〇、二〇	文告第四〇四號

(二三條) 一〇頁在外指定學校一覽表(中等學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス

學校名	設立者	指定年月日	備考
奉天商業學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、三、一二	關東廳告示第三〇號
鞍山高等女學校	"	昭和九、四、一	關東廳告示第五五號
哈爾濱高等女學校	哈爾濱日本居留民會	昭和九、七、二六	文告第二三一號
財團法人光明學園中學部	財團法人光明學園	昭和一一、〇、一、三〇	文告第一三號
財團法人光明學園高等女學部	"	昭和一一、〇、一、三〇	"

奉天朝日高等女學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一〇、四、一	關東局告示第三八號
哈爾濱日本中學校	哈爾濱日本居留民會	昭和一〇、七、二	文告第二三七號

(二二條—二六頁終ヨリ第二行ノ下ニ)

給料の意義は従前は退隱料の基礎たる本俸、年功加俸の外在勤加俸、手當等を包含せしめて解したが大正九年法律第一〇號施行の日即同年八月一日よりは同法第五條ノ二「本法ニ依リ退隱料ノ増額ヲ受クル者公務ニ就キ又ハ在外指定學校ノ職員ト爲リ退隱料ノ支給ヲ停止セラルル場合ニ於テハ其ノ増額ノ基礎ト爲リタル俸給額ヲ以テ退職當時ノ俸給額トス」の規定及其の趣旨に依リ同法の適用を受けた者も受けぬ者即俸給令改正後の退職者に付ても恩給の基礎となつた俸給のみを指すことになつた。逡查看守退隱料及遺族扶料法第一四條第二項に付ても同様で退隱料の基礎たる本俸、精勤加俸及功勞加俸以外の在勤加俸手當等を含ましめぬ。

第九條第二項

(九條—五頁終ニ)

刑法第四五條の併合罪に於て第四七條に依り處斷せられ又は第五四條第一項の想像的(觀念的)競合犯又は牽連犯に於て其の最も重きに從て處斷せられ又は軍刑法の罪と刑法等軍刑法以外の法に依る罪と併合し又は競合、牽連し刑法第四七條又は第五七條第一項に依り處斷せられたときは其の言渡刑の内容たる數罪の各罪毎に分離して刑を量定するものでないから恩給法第九條第二項の職務に關する犯罪と其の他の犯罪とが右の關係に於て併合又は牽連する場合に

於ても其の職務に關する犯罪の分子に對する刑を量定するを得ぬから苟も職務に關する犯罪の分子を認めらるる限りは刑法等軍刑法以外の法に依る禁錮以上の刑を言渡され又は軍刑法に依る一年の禁錮以上の刑を言渡されたときは第九條第二項に依り失權すると解せられる。

普通恩給の再任改定を受けた後第九條第二項但書に依り再任職に因る普通恩給權を失權した者再任職前の再任改定前の消滅せざる普通恩給權に對する恩給證書を受けるには其の恩給の裁定廳に普通恩給交付請求書を提出して受ける取扱である。此の場合に其の裁定廳が再任改定恩給の裁定廳と異るときは再任改定廳は裁判所よりの通知書及判決謄本を裁定廳に一時送付して前後の關係を明かにすることになつてゐる。

第一一條

(第一一條—九頁第三行ノ下ニ)

恩給法第一〇條に依り死亡した恩給權者の生存中の恩給の未受領金を遺族又は相續人に給與せられる場合の其の給與金は死亡した恩給權者の恩給其のものであると解することが第一〇條を設けられた法意に合するから其の給與金に付ても又差押に關する第一一條第二項の制限に服すべきものと解するを正當と考へる(同旨判決大審院昭和一〇年(ク)第七七〇號、一〇、六、六言渡)。從て例へば普通恩給權者が區役所の税金滞納の爲第一一條第二項但書に依り國稅徵收の例に依り昭和一〇年二月分乃至九月分の恩給金を差押へられた場合に其の普通恩給權者が差押完了前たる同年九月に死亡し

(二四條—一六頁造幣局官制ノ項造幣醫ノ次ニ)

造幣藥劑師 判待 昭一〇〇、七、二〇
追加 勅二〇〇七號ニテ

第三三條

(三三條—三頁餘白ニ)

昭和十一年三月一九日內閣告示第二號

公務員ノ在職年ニ付恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ戰爭ニ準ズベキ事變ノ期間、地域及職務ノ範圍竝ニ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ擾亂ノ地域及期間左ノ趣勅裁ヲ經タリ

從軍加算及擾亂地勤務加算ニ關スル件
曩ニ勅裁ヲ經テ昭和八年十二月七日內閣告示第五號ヲ以テ告示シタル昭和六年九月十八日以後滿洲、東內蒙古及熱河竝ニ其ノ接壤地帯ニ在リテ戰鬥力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依リテ爲ス加算ノ地域ハ昭和九年四月一日以後昭和十年十一月三十日迄ハ之ヲ環瑛、龍鎮、通北、海倫、望奎、綏化、呼蘭、阿城、雙城(哈爾濱新京間鐵道沿線以西ヲ除ク)、榆樹、舒蘭、永吉、磐石、伊通(滿鐵本線沿線以西ヲ除ク)、西安、東豐、清原、興京、桓仁、寬甸ノ各縣ヲ連スル地域以東ノ滿洲トス昭和十年十二月以後ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十年四月一日ヨリ同年十一月三十日ニ至ル期間熱河ニ在リテ戰鬥力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲ス
昭和九年四月一日以後滿洲、其ノ沿海、東內蒙古及熱河(此ノ地域中前二項ニ依リテ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲サルル部分ニ付テハ右加算ヲ爲サルル期間其ノ部分ヲ除ク)ニ在リテ危險ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務ノ加算ヲ爲ス

第四四條

(第四四條—二頁第三行ノ下ニ)

〔判例〕 昭和九年一月二日一日宣告行政裁判所昭和九年第三〇二號事件——明治三一年二月九日無給の理事試補と爲り同年一〇月一日年俸三〇〇圓を給せられ明治三二年十二月二六日理事に任官、大正一一年四月一日陸軍法務官と改稱、昭和七年四月二一日退職の原告が理事試補の無給期間をも二分の一を在職年に通算すべしと主張したに對シ判決理由中に曰く「恩給法第六十條乃至第六十四條、第六十七條乃至第七十條及第八十二條等ヲ通覽スルニ恩給ハ俸給ヲ基礎トスルモノナルコトヲ觀取シ得ヘキノミナラス若シ無給ノ在職年ヲ算入スヘキモノトセンカ國庫其ノ他ノ經濟ハ全在職年ニ對スル恩給ヲ給スルニ拘ラス同法第十七條及同法施行令第四條ニ依リ分擔請求ヲ爲スコト能ハサルカ如キ不當ノ結果ヲ生スヘキコトヲ考量スルトキハ無給ノ在職年ハ恩給ノ基本タル在職年ニ算入スヘカラサルモノト解スルヲ相當トス原告ハ恩給法第四十一條ノ除算規定中ニ無給ノ高等文官試補ノ在職年ヲ掲ケス又同法第四十二條第一項第三號ニ單ニ高等文官ノ試補ト記シ俸給ノ有無ヲ別タサルコトヲ舉ケテ無給ノ理事試補ノ在職年ト雖モ之ヲ恩給ノ基礎タル在職年ニ算入スヘキモノナル旨主張スルモ右ハ恩給ハ俸給ヲ基礎トスルモノナルコトノ原則ニ照シ特ニ之ヲ明規スルノ要ナキカ爲ニ外ナラサレハ之ヲ以テ原告ノ主張ヲ支持スルノ資料ト爲スニ足ラス」

(四四條—六頁第九行ノ下ニ)

(大正九年勅令第二六二號第二條に教官ニシテ他ノ教官ヲ兼ヌル者ノ俸給ハ之ヲ分割シテ各職ヨリ給スルコトヲ得とあるが文字は兼でも俸給が附著してゐると恩給法上は併有と解するのである。)

第四六條

(四六條—二頁終ヨリ四行目(五)執務の性質上其の傷病が一般に豫見し得べきものであることニ關シテ)

一般に豫見し得べきものであることとは之を健康状態に關して謂ふならば通常の健康人の場合に其の執務の爲或疾病に罹ることが不
思議でないことであつて例へば通常人が一時的の感冒に罹つてゐるとき職務の爲、通常は許さるべき静養を許されずして酷寒中にて
職務の執行を餘儀なくされ爲に重症に趨き死亡したときは、一時的の感冒に罹つてゐることは通常の健康人たるを妨げず又斯かる人が
酷寒中にて執務するときは重症になることも豫見し得ることであるから之は公務の爲として扱つて差支なからうと思ふ、反之常に感
冒に罹り易き者は體質的の者であつて通常人とみることが出来ぬから斯かる人が酷寒中の執務で斃れても必しも公務の爲といふを得
ないであらう。

第五〇條

(五〇條—二頁終ヨリ六行目括弧内要件であるノ次ニ)

又右期増加恩給の期限が改正法施行後に切れた場合に症状が傷病年金を給すべき程度のものであるときにも本條第二項及同項と第三
項との關係の趣旨に依り公務員の種類を問はずして又第四六條ノ二第一項の一年内云々の要件を要せずして傷病年金を給し得べきも
のと解する。

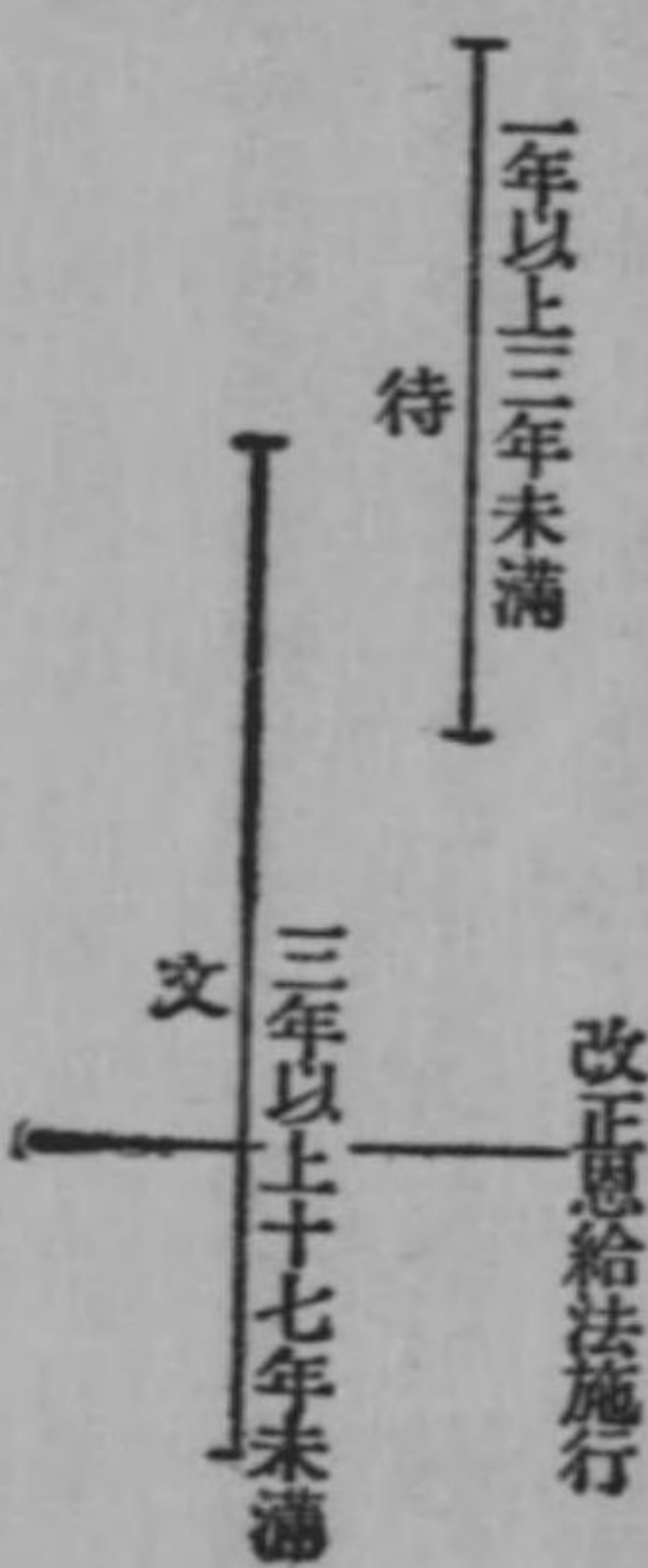
(五〇條—二頁最終行ノ下ニ)

尙改正法施行前に有期増加恩給の期限が切れて第一款以下に降症し増加恩給請求を棄却せられた下士官以下の軍人には傷病賜金以上
のものを受けてゐたのであるから「傷病賜金ヲ受クベキ事由」以上の事由を生じた者として附則第七條の趣旨に依り改正法施行後傷
病年金の請求を認め得るのであるが此の場合にも前述括弧内と同理由に依り一年云々の條件を要せぬものと解する。

第五二條

(五二條—三頁(3)ノ前キ)

〔例説〕

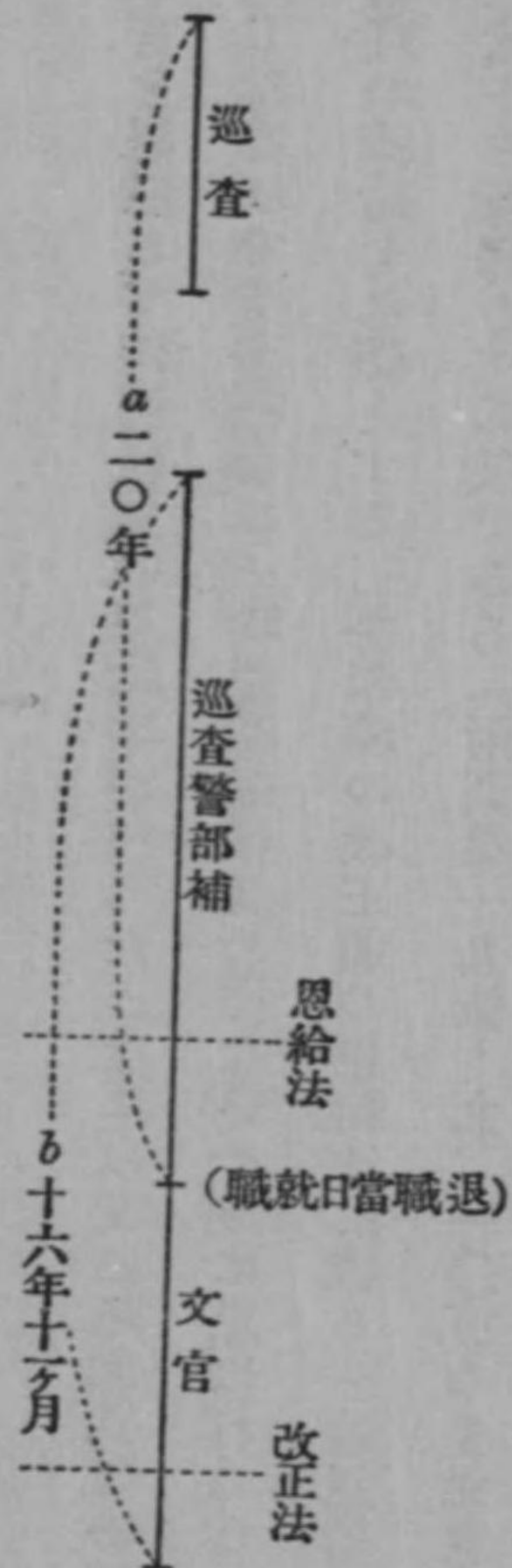


右の場合に文官を退職して待遇職員の恩給権が生じたときには既に昭和八年の恩給法の改正の結果一時恩給最短期限
は三年になつてゐるので待遇職員の一時恩給権は認め得ないやうに思はれるが待遇職員退職當時の期待権を尊重し待
遇職員退職當時の俸給を基礎とする三年未満の改正前の恩給法に依り一時恩給を認め之と改正恩給法に依る文官三年
以上の一時恩給との選擇とする扱である(附則第一九條—九、一〇頁の普通恩給の場合と同趣の扱である)。尙右に於
て待遇職員退職前に教育職員に併任してゐたとすれば矢張り當時の期待権を尊重し改正前の恩給法に依る教育職員恩
給及待遇職員一時恩給を併給するか又は教、待、文を通算した文官恩給を給するかの何れかの選擇となる。

第五四條

(五四條—四頁(4)ノ前ニ)

〔例説四〕



右の場合にaの普通恩給を選択せずbの一時恩給を選択したならば「普通恩給ヲ受クル者」でないから將來一年以上再在職せずとも前在職年月數と合して普通恩給年限に達すれば普通恩給を給せられる。(例へば文官待遇職員又は教育職員に再在職せば在職一ヶ月にしてbと通算して一七年の普通恩給を給せられ、警部補に再在職せば在職一ヶ月にして全在職を通算して普通恩給を給せられる、尤もaの普通恩給を選択すれば將來文官、待遇職員又は教育職員として一年以上在職するを要する代りに第一次巡査在職も通算される。)

第五八條

(五八條—七頁第一〇行ノ下ニ)

同範圍とすといふのは個人の第三種所得と同額とするといふことではない。施行令第二四條ノ五は恩給外の所得

計算に關し所得税法第一四條を準用してゐるが勤勞所得の控除に關する同法第一五條第一六條は準用してゐないから此の點から謂つても必しも同額でないことがわかるのである。

(五八條—二頁第二行ノ下ニ)

普通恩給權者が再任して在職一年未滿にして退職した場合にも俸給生活を餘り急激に變改させぬ點に重きを置き第一二項の適用ありと解する。

(五八條—二頁終ヨリ四行目ノ下ニ)

註 減損とは所得額算出の基礎となつた前年中の所得そのものの減損にあらず、本年の収入額が右基礎となつた所得の額より減損したことを指す。

第五九條ノ二

(五九條ノ二—五頁(4)ノ前ニ)

恩給法第二六條第四號但書は警部補から警部に轉じたときは警部補を退職したものと看做す旨規定してゐるが之は普通恩給最年限計算上警部補の利益を保護する爲の規定に外ならずして事實は本官から本官への轉任であり第五一條第二項は失格に關して右但書を適用せず又附則第九條の恩給納金に關しても之を退職と看做さず轉任として扱ふことになつてをり且つ第五九條ノ二第四項は稍名義上の俸給を基礎とする嫌ひがあつて改正法が基礎俸給を實際の俸給に改めた大眼目から成る可く其の適用を制限するのを妥當とするから警部補から警部に轉じ一年足らずで退職した場合

には基礎俸給計算上第二六條第四號但書を適用せずして警部退職前一年内の俸給總額を基礎とすべきである。

(五九條ノ二—一頁第一〇行ノ次ニ)

尤も二官職の俸給を合算すべき場合に同月内に例へば一官職の俸給を二五圓から一〇〇圓に昇すと同時に他官職の俸給を一〇〇圓から二五圓に下げた場合には其の月は二〇〇圓とせず一二五圓とすべきである、蓋し二俸給の合算は二俸給で一人前とみるが故であるから二〇〇圓とするのは合算の趣旨に合はぬのである。

第六五條

(六五條—二頁終ヨリ三行目ノ次ニ)

増加恩給及傷病年金は退職當時の階等に依り定めるのであるから例へば中尉時代に負傷しても退職當時の階等が少將であれば少將としての額を給する、其の當否は別として此の點は舊法たる軍人恩給法第六條(二一條—九頁)が事故の生じたときの現官階に依り増加恩給を給したのと趣を異にしてをる。

第七二條

(七二條—二頁第七行〔例說〕ヲ〔例說二〕トシ第九行ノ次ニ)

〔例說二〕 公務員甲某死亡後に出生無効確認の判決に依り甲家への出生入籍を無効とし更めて乙家に出生の届を出して乙家に入籍した場合に司法省民事局長回答に依れば乙家への出生届出の日を以て乙家に入籍したものと解するを相當とする、從て乙家の公務員の父母等は第七二條の遺族と解せられる。

第八〇條

(八〇條—二頁第八行目差支ない。ノ下キ)

恩給法施行前に分家した子の家に妻が施行後入籍した場合でも妻は失權しない。

(八〇條—二頁終ヨリ第二行ノ次ニ)

〔例說三〕 戸主たる公務員が生存中其の妻と共に廢家して他家に入り後に妻が扶助料權者となつてから右「他家」より離れて右廢家を再興した場合にも妻は本條第一項本文に依り失權する。

分家して失權した遺族甲が後に至つて分家無効の裁判に依り扶助料權を恢復した場合には裁定廳は其の遺族の次順位者たる遺族として扶助料を受けてゐた乙以下の扶助料權を取消し甲に扶助料證書を發行交付するのであつて支給廳たる選信局は乙以下に對し今迄受けた扶助料金を誤拂に依る不當利得として返還を請求するのであるが之に關し大審院判例(昭和一〇年(オ)一九七四號(オ)二〇五〇號)に依れば甲の分家が無効になつても既に裁定廳が甲に扶助料を給する裁定をしてある以上は其の裁定は當然無効といふことは出來ず支給廳は右裁定の取消以前に不當利得の返還を請求し得ぬから誤拂金の時効は裁定廳の取消の時から進行するものであつて而して右誤拂に依る不當利得返還請求債權は民法第一六七條第一項の一〇年の時効期間の適用を受けるものとしてゐる。(八四七頁(二八)參照)

誤拂金の返還の請求を受けた者は民法第七〇三條「法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケケカ爲メニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ」の規定に依り利益の存する限度に於て返還せねばならぬが之に付て參考になると思ふから大審院昭和七年(オ)第一九一七號事件の判決理由中一部を左に掲記する。

〔判決理由〕 案スルニ原判決理由ノ記載ハ稍々周到ヲ缺クノ憾ナキニ非スト雖其ノ全趣旨ニ依レハ被上告人先代ハ其ノ實子半六ノ死

亡當時ヨリ一貫シテ無資産ニシテ本件扶助料課拂金ヲ受ケタルモ總テ之ヲ一家ノ生活ノ爲ニ費消シ盡シタルノミナラス之ヲ以テ生活費ヲ支辨シタルコトニ因リテ喪失ヲ免レテ残存スル財産ナク只僅ニ比較的少價額ノ畑及雜地ヲ有スルモ右ハ扶助料ヲ受ケタルト否トニ關係ナク換言スレハ扶助料ヲ受ケタルカ爲ニ其ノ喪失ヲ免レタル事實關係ナク之ヲ要スルニ本件ニ在リテハ扶助料ヲ受ケサリシトセハ他ノ財産ヲ費消スヘカリシ事情ノ毫モ存セサルコトヲ確定シタルモノナルヤ明白ナリトス然リ而シテ金錢ノ不當利得ノ場合ニハ反證ノ存セサル限一應其ノ利益ハ現ニ存スルモノト認ムヘク又必シモ其ノ金錢ノ現ニ存スルコトヲ要セス其ノ金錢ヲ得タルカ爲ニ喪失ヲ免レテ残存スル他ノ財産アルトキハ之ヲ以テ民法第七百三條ノ現ニ存スル利益ナリト解スヘキモノナリト雖前示確定ニ係ル事實關係ニ於ケル如ク其ノ得タル金錢ハ現ニ存在セサルノミナラス之ヲ得タルニ因リテ喪失ヲ免レテ残存スル財産モナク其ノ他之ヲ得サリシトセハ他ノ財産ヲ費消スヘカリシ事情ノ毫モ存セサルコト明ナル場合ニ於テハ前記法條ノ目スル現存利益ナキモノト云フヘキハ當然ナリトス從テ之ト同趣旨ニ出テタル原判決ハ正當ニシテ云々。

東京控訴院昭和八年(キ)第一六六號事件判決に依れば扶助料課者から扶助料金受領の委任を受けたる扶助料課者に對する債權者が扶助料課者死亡し受領の代理權がなくなつてゐたに拘らず扶助料金を請求し受領したこと判明し支給處が其の誤拂金の返還を請求する場合には民法第一一七條の無權代理に因る損害賠償請求の方法に依ることが出来ることになつてゐる、判決理由中參考になる點が多いから左に要點を摘記する。

〔判決理由〕(前略)民法第十七條が債務ノ辨濟ニ付適用アリヤ否ハ一概ニ論ズベカラズ辨濟トシテ爲サルル給付ノ法律上ノ性質ノ如何ニヨリコノ給付ニ付或ハ適用セラレ或ハ適用セラレザルモノト云ハザルベカラズ。而シテ民法第十七條が債權契約ト物權契約トノ別ナク適用セラレベキコトハ殆ド言フ俟タザルコトコトニシテ從テ無權代理人ニ對シテ爲サレタル辨濟トシテ無權代理人トノ間ニ所有權ノ他權利ヲ移轉スル物權契約が爲サレタル場合ニハソノ權別移轉ノ行爲ニ付民法第十七條ノ適用アルコト勿論ト云フベク唯物權契約ハ之ニヨリテ後ニ履行スベキ何等ノ義務ヲ生ゼシムルモノニアラザルコトノ當然ノ結果トシテ同條ニヨリ相手方履行ヲ求ムルコトハアリ得ベカラズ常ニ必ズ損害賠償ヲ求ムルノ外ナキノミトス。而シテ茲ニ云フ損害ハ無權代理人トノ間ニ爲サレタル行爲が假ニ有效ナリトセバ生ジタルベキ法律關係ト現實ノ法律關係即チ代理人ノ無權限ナリシコトニヨリ生ジタル法律關係トヲ比較シ

タル場合ニ於テ現ハルル相手方ノ不利益、更ニ言ヒ換フレバ無權代理人トノ間ノ行爲が有效ナリトセバ相手方が受ケタルベキ利益ノ喪失及受ケベカラザリシ積極的損害ノ全部ノ意味スルモノニシテコレ即チ通例履行ニ代ルベキ損害ト云ヒ之が賠償ヲ填補賠償ト云フトコロノモノノ意味ナリ。從テ本件ニ於ケル如ク無權代理人ニ對シ金錢債務ノ辨濟ノ爲メニ金錢ノ支拂ヲ爲シタル場合ニモ民法ノ前記法條ノ適用アリ。(中略)被控訴人(債權者)等ハ何レモ本件金員受領當時本人島田ヒサヲ(扶助料課者)ノ既ニ死亡セルコトヲ知ラズ、且知ラザルコトニ付過失ナキヲ以テ損害賠償ノ責ナキ旨主張スレドモ民法第十七條ハ無權代理人ノ過失ノ有無ニヨリ責任ノ有無ヲ別ツ趣旨ヲ有セザルヲ以テ固ヨリ理由ナシ。控訴人(國、東京逓信局長)ハ島田ヒサヲ死亡當時埋葬許可ヲ爲スニ當リ死亡届ヲ受理シ同人ノ死亡ヲ知リタルモノナレバ本件金員拂渡當時ハ被控訴人等が代理權ヲ有セザルコトヲ知りタルモノ、假ニ知ラズトセバ過失ニヨリ知ラザリシモノナル旨被控訴人等ハ主張スレドモ國ノ無權代理人ノ相手方トシテ行爲ヲ爲シタル場合民法第十七條第二項ノ適用ニ當リテ無權限ノ不知ハ該行爲ニ當リタル國家機關ノ不知ヲ以テ國ノ不知ヲ決スベク本件金員拂渡ニ當リタル官廳ニ於テ島田ヒサヲノ死亡ヲ知ラズ從テ被控訴人等ノ無權限ヲ知ラザリシコトハ本件當事者間ニ爭ナシ。而シテ死亡届ヲ受クルコトト恩給支拂ヲ爲スコトトハ異ル官廳ニ於テ掌ルトコロニシテ且國民中ノ一人ノ死亡ヲアラユル國家機關ニ知悉セシメ置クコトハ殆ト不能ノコトニ屬スルヲ以テ本件恩給拂渡ヲ爲シタル官廳が被控訴人等ノ無權限ヲ知ラザリシコトハ控訴人ノ過失ニヨルモノトハ云ヒ難キヲ以テ被控訴人等ノ主張ハ理由ナシ。被控訴人ハ本件恩給金ヲ以テ訴外島田稔ニ對スル貸金ノ辨濟ニ充當シ何等利得セザルヲ以テ賠償責任ナキ旨主張スレドモ民法第十七條ニ基ク相手方ノ損害賠償請求權ハ無權代理人ガ利得シタルヤ否ニヨリ消長アルモノニ非ズ。又控訴人ハ島田稔(資力アリ)ニ對スル損害賠償請求ノ手段ヲ講ゼザルヲ以テ本件誤拂ニ付テノ關係人ニ對スル損害賠償請求權ヲ拋棄シタルモノト認ムベク從テ被控訴人等ニ對スル請求權モ既ニ存セザル旨主張スレドモ被控訴人等以外ノ者ニ損害賠償請求ノ手段ヲ講ゼザルノ事實ヨリ被控訴人等ニ對スル損害賠償請求權ヲ拋棄シタルモノトハ推斷シ難ク、他ニ控訴人ガ被控訴人ニ對スル權利ヲ拋棄シタルコトヲ認ムルニ足ル證據ナキヲ以テ被控訴人等ノ主張ハ理由ナシ。(中略)進ンデ損害ノ額ニ付考フルニ無權代理人トノ間ニ物權契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ代理人ガ無權限ナリシコトニヨリソノ行爲ニヨリ生ゼシメントシタル物權變動ハ全然發生セズ、例ヘバ無權代理人ニ對シテ物權讓渡ヲ爲スモ物權ハ移轉セズ相手方ノ物權ヲ有スルコト舊ノ如クナルベシ、從テ相手方ハ物權ヲ

喪失シタルニヨル或ハ他物權ヲ設定シタルニヨル損害ヲ蒙ルノ理ナシ。從テ債務ノ辨濟トシテ無權代理人ニ對シ金錢ノ支拂ヲ爲シタル場合ニ於テモ相手方ハ支拂ト同時ニ金錢ヲ失フモノニ非ズト解セザルヲ得ザルベシ。然レドモ金錢即通貨ノ現今文明社會ニ於ケル使命ハ主トシテ財貨交換ノ媒介手段タルニアリテ從テ金錢ハソノ性質上常ニ取引社會ニ流通ニ置カルモノト云フベク一人ヨリ他人ニ占有ヲ移サレタル金錢ハ幾何ナラズシテ更ニ第三者ニ移サレ順次轉々スルヲ通常トシ長ク一所ニ止マルハ特殊ノ例外ト云ハザルベカラズ。加之金錢ヲ個別的ニ特定シ認識スルコトハ常ニ必ズシモ不可能ニ非ザルモ極メテ困難ナルコトニ屬スルヲ以テ金錢ニ付テハ民法第百九十二條ノ適用セラルベキ事態ノ生ズルコト甚ダ多シト認ムルヲ相當トス。以上ノ事情ニ鑑ミルトキハ無權代理人ガ債務ノ辨濟トシテ受取リタル金錢ハ無權代理人ノ所有ニ歸セザルコト勿論ナリト雖モ爾後久シカラズシテ第三者ニ移轉セラレ第三者ハ民法第百九十二條ノ適用ニヨリテ之ヲ取得シ從テ辨濟ヲ爲シタル相手方ハ之ヲ失フニ至ルベキコト通常ナリト云ハザルベカラズ。然ラバ本件ノ名ク辨濟ノ行爲アリタルヨリ既ニ數年ヲ經タル件ニ於テハ反對ノ事實ヲ認ムベキ何等ノ證左ナキ以上被控訴人等ハソノ受取リタル金錢ヲ所持セズ且第三者ガ前記法條ノ適用ニヨリテ所有權ヲ取得シ控訴人ハ之ヲ失ヒタルモノト指定スルヲ相當トス。而シテ右ノ如キ關係ニヨリ民法第百九十二條ノ適用上相手方ガ支拂ヒタル金錢ヲ失ヒ之ニヨリテ蒙ル損害モ亦代理人ガ權限ヲ有セザリシコトニ基クモノトシテ無權代理人ニ於テ賠償スベキ義務アルモノト解スベキモノトス。尙控訴人ハ前記ノ如ク被控訴人等ニ拂渡シタル金錢ノ所有權ヲ失ヒタル以上ハソノ失ヒタル以後賠償ヲ受クルトキマデ金錢ノ利用ヲ爲スコト能ハザルニヨリ法定利率ニ相當スル損害ヲ蒙ルモノト認ムベク是亦控訴人等ニ於テ賠償ノ義務アルコト勿論ナルノミナラズ被控訴人等ニ拂渡シタルトキヨリ所有權ヲ失フ時迄ハ自ら所有スル金錢ナリト云ハ云ヘ被控訴人等ノ占有ニヨリテ之ヲ利用スルコト能ハズ法定利率ニ相當スル損害ヲ蒙リタルモノト認ムベキヲ以テ被控訴人等ハ之ガ賠償ノ責アルモノトス。

附則第六條

(附則第六條—一頁餘白ニ)

本條は期間の終了に依て一時恩給權の發生すべき場合に付ても適用する。

(五九條ノ二—一六頁第五行ノ餘白ニ)

之は併任の甲乙兩官職を同日に退職し俸給の合算ある場合のことであるが、一年足らずの甲在職を併任の在職一年以上の乙官職より後に退職し俸給の合算のない場合に甲としての恩給を選択したときには甲恩給の俸給計算に付て第四項を適用するのである、蓋し第四條第三項は併給の二俸給で一人前の俸給になるものと看做し俸給に關しては甲乙兩官職を一官職の如く見て設けられたのであるから俸給の合算ある場合には第四項を適用するを得ぬが合算せぬ場合には適用して差支ないのである。

恩給法施行令改正

昭和十一年勅令第六八號を以て恩給法施行令別表第二號表(一)三分の二月ヲ加算スヘキモノ中樺太の欄名好郡名好村大字安別の次に富内郡富内村大字富内字愛郎を加ヘ其の他の欄龍井村、局子街及海龍を削リニコライウスクの次に富錦、三姓、北安鎮、海拉爾を、ダウアオの次にミンタル、タワオ、バンジャルマシンを、ストラバヤの次にスマランを、孟買の次にカプールを、パナマの次にボゴタ、ベレーンを加ヘ同表(二)二分の一月ヲ加算スヘキモノ中内地の欄伊江島の次に久米島を、其の他の欄齊々哈爾の次に綏芬河、圖們、龍井村、延吉、寧安、牡丹江、海林、新安鎮、敦化、一面坡、河東、海倫、陶賴昭、盤石、山城鎮を、洮南の次に鄭家屯、通遼、北票、朝陽、承德、張家口を加ヘられ同令は公布の日たる同年五月二日より施行せられた。

昭和十一年勅令第一七五號

恩給法施行令中左ノ通改正ス

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ中、其ノ他ノ欄「農安」ヲ削リ「富錦」ノ次ニ「佳木斯」ヲ、間島頭道溝ノ次ニ「樺甸」ヲ、「ボートサイド」ノ次ニ「アデイスアベバ」ヲ加ヘ同表(二)二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ中其ノ他ノ欄「マサトラン」ヲ削リ「牡丹江」ノ次ニ「林口」「横道河子」ヲ、「新安鎮」ノ次ニ「東京城」ヲ、「海倫」ノ次ニ「雙河鎮」「雙城」ヲ、「拘鹿」ノ次ニ「安達」「扶餘」「白城子」

ヲ「アレキサンドリア」ノ次ニ「カイロ」ヲ、「墨西哥市」ノ次ニ「サンサルヴァドル」ヲ加フ

附則 本令ハ公布ノ日（七月一日）ヨリ之ヲ施行ス 本令施行前農安又ハマサトランニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和一二二勅令第四一號 恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條第十七號中「教育」ノ下ニ「社會事業」ヲ加フ

別表第二號表（三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ中其ノ他ノ欄「赤峰」ヲ削リ「百草溝」ノ次モ「依蘭溝」「八道溝」「大拉子」ヲ加ヘ同表（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ中其ノ他ノ欄「河東」ノ次ニ「帽兒山」「天理村」「五常」ヲ、「雙城」ノ次ニ「三岔河」ヲ、「掏鹿」ノ次ニ「滿溝」ヲ、「洮南」ノ次ニ「王爺廟」「索倫」ヲ、「朝陽」ノ次ニ「赤峰」「凌源」「平泉」ヲ加フ
別表第三號表中英領印度ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

アフガニスタン

マラリア、コレラ、ベスト、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢、カラアザール

附則 本法ハ公布ノ日（三月三十一日）ヨリ之ヲ施行ス 本令施行前赤峰ニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

補遺ノ二

第八條、第四條

軍人以外の公務員が在職の儘軍人として應召中に死亡し又は軍人及軍人以外の公務員を同時に退職した場合に公務員又は遺族の選擇に依り軍人又は軍人以外の公務員の何れかの公務員として給すべき普通恩給、一時恩給、扶助料又は一時扶助料は、此の場合に兩官職から俸給を受けるのは（例へば文官が陸海軍人として召集せられると召集中文官の俸給は支給を停止され、唯軍人として受ける俸給額の方が文官の俸給額よりも少い場合には其の差額を文官俸給支給官廳から補給することになつて居り、其の他の公務員に付ても概ね之に準じて扱はれてゐる、右の軍人として受ける俸給額中には職時給與規則に依る増給を算入せぬことになつてゐる）、待遇職員と文官とに併任して俸給を併給せらるる場合即兩俸給を合して一人前の俸給になる場合と趣を異にするから兩官職の俸給を合算せず公務員又は遺族の選擇した方の公務員としての俸給のみを基礎として算出すべきものである（公務員が増加恩給請求権があれば之を別に給すること勿論である）、此の場合に扶助料額は選擇した方の公務員としての死亡の原因の區別に依り第七五條第一項第一號乃至第四號の何れかを適用する。

第三條

(第二條一五頁在外指定學校一覽表(小學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス)

學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
王爺廟日本小學校	王爺廟日本居留民會立	昭和一一、一、一四	文部省告示第三號
新站尋常小學校	新站日本居留民會	同	同 第四號
奉天高等小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一〇、一、二五	關東局告示第一三七號
櫻木尋常小學校	同	昭和一一、一、二八	文部省告示第二五號
西安日本小學校	西安居留民會	昭和一一、二、二五	同 第四二號
安達尋常高等小學校	安達站日本居留民會	昭和一一、三、三	同 第五七號
甲谷陀日本小學校	甲谷陀日本人協會	昭和一一、三、七	同 第七〇號
密門日本尋常高等小學校	密門居留民會	昭和一一、二、二〇	同 第七九號
天津第二日本尋常小學校	天津共益會	昭和一一、四、一	同 第一六二號
居留民會立博古園日本尋常高等小學校	博古園日本居留民會	同	同 第一七二號
居留民會立札蘭屯日本尋常高等小學校	札蘭屯日本居留民會	同	同 第一七三號
居留民會立索倫日本尋常小學校	索倫日本居留民會	同	同 第一七四號
居留民會立黑河日本尋常高等小學校	黑河日本居留民會	同	同 第一七五號
蛟河日本居留民會立蛟河尋常小學校	蛟河日本居留民會	昭和一一、三、三一	昭和一一、七月ヨリ文部省告示第二八八號ニテ尋常ヲ尋常高等ト改稱
洮陽尋常小學校	西豐日本居留民會	昭和一一、五、七	文部省告示第一八五號

居留民會立克山日本尋常高等小學校	克山居留民會	昭和一一、五、一五	同 第二三八號
佳木斯尋常高等小學校	佳木斯日本居留民會	昭和一一、六、六	同 第二四四號
橫道河子尋常高等小學校	橫道河子在留民會	同	同 第二四五號
鳳凰城尋常小學校	同	昭和一一、四、二一	關東局告示第四二號
カリナン日本人尋常小學校	ダバオ日本人會	昭和一一、六、一九	文部省告示第二五五號
マナンブラン日本人尋常小學校	同	同	同
ラサン日本人尋常小學校	同	同	同
綏中日本人居留民會立尋常小學校	綏中日本人居留民會	昭和一一、七、一一	文部省告示第二八九號
汪清尋常高等小學校	汪清內地人民會	昭和一一、八、二一	同 第三一一號
張家口日本尋常高等小學校	張家口日本居留民會	昭和一一、一〇、一四	同 第三四一號
唐山日本尋常高等小學校	唐山居留民會	昭和一一、一、二七	同 第三五四號
イロイロ日本人小學校	イロイロ日本人會	昭和一一、一、三〇	同 第三〇號
新京順天尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一一、一、二五	文部省告示第三一號
五常日本尋常高等小學校	同	昭和一一、二、二五	同 第五二號
盤石日本尋常高等小學校	同	同	同 第五三號
訥河日本尋常高等小學校	同	同	同 第五四號
富錦日本尋常高等小學校	同	同	同 第五五號
綏化日本尋常高等小學校	同	同	同 第五六號

穆稜日本尋常高等小學校	同	同	同	同	同	第五九號
齊々哈爾濱永尋常小學校	同	同	同	同	同	第六六號
奉天葵尋常小學校	同	同	昭和一、一、一〇	同	同	關東省告示第二號
秦皇島日本居留民會 日本小學校	秦皇島日本居留民會	昭和一、二、三、二五	同	同	同	文部省告示第一二八號

(第二條一〇頁在外指定學校一覽表(中等學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス)

學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
新京錦ヶ丘高等女學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一、四、一	文部省告示第一八六號
奉天第二中學校	同	同	關東省告示第二九號
撫順工業學校	同	同	告示第三〇號
錦州高等女學校	錦州居留民會	昭和一、六、一	文部省告示第二八九號
上海居留民會立 日本實業青年學校	上海居留民會	昭和一、六、六	同 二四六號
遼湯商業學校	同	昭和一、四、一〇	關東省告示第三三號

(校名改稱ノ指定學校一覽表)

新 學 校 名	舊 學 校 名	學 校 名 變 更 年 月 日	備 考
奉天春日尋常小學校	奉天春日尋常高等小學校	昭和一、五、一	關東省告示第四一號

安東大正普通學校	安東縣普通學校	同 一、一、四、一	同 第二八號
天津第一尋常高等小學校	天津日本居留民會立 天津尋常高等小學校	同	文部省告示第一七七號
哈爾濱桃山尋常高等小學校	哈爾濱日本尋常高等小學校	同	同 第二一八號
教化尋常高等小學校	教化尋常小學校	同	同 八九號
海拉爾尋常高等小學校	海拉爾尋常小學校	同	同 第二一七號
新京白菊尋常高等小學校	新京白菊尋常小學校	同 五、一	同 第二三七號
居留民會立 北安日本尋常高等小學校	居留民會立 北安日本尋常小學校	同 七、一	文部省告示第二八七號
承德日本尋常小學校	承德居留民會立 承德日本尋常小學校	同 四、一	同 第一八〇號
平泉日本尋常小學校	平泉日本居留民會立 平泉日本尋常小學校	同	同 第一八三號
凌源日本尋常小學校	凌源日本居留民會立 凌源日本尋常小學校	同	同
哈爾濱花園尋常小學校	哈爾濱第二尋常小學校	昭和一、四、一	文部省告示第二一八號
寧安尋常高等小學校	寧古塔尋常高等小學校	同 五、一	同 第二三一號
奉天第一中學校	奉天中學校	昭和一、四、一	關東局告示第一八號

第三條、第六三條第三項

(第三條一三頁(一)ノ前)

昭和八年内閣告示第五號ヲ以テ告示シタル昭和六年九月十八日以後内國ニ在リテ直接出動部隊ニ關スル勤務ニ従事シ功績アリタル公務員ニ對シ恩給法第三十二條第一項第二號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依リテ爲ス加算ハ昭和十年十一月三十日ヲ以テ其ノ終期トス

昭和十一年内閣告示第二號及昭和十二年内閣告示第六號ヲ以テ告示シタル恩給法第三十三條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス外國擾亂地勤務ノ加算ハ昭和十二年七月六日ヲ以テ其ノ終期トス

第二 支那事變

昭和十二年七月七日以後支那及其ノ沿海ニ在リテ戰鬥力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シテハ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依ル加算ヲ爲ス

昭和十二年七月七日以後前項ノ地域以外ノ地域ニ在リテ直接出動部隊ニ關スル勤務ニ従事シ功績アリタル公務員ニ對シテハ恩給法第三十二條第一項第二號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依ル加算ヲ爲ス昭和十二年七月七日以後支那及其ノ沿海ニ、同日ヨリ昭和十二年十二月十九日ニ至ル期間承德ト赤峰トヲ連ヌル線以西ノ滿洲國熱河省ニ在リテ危險ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シテハ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務ノ加算ヲ爲ス

第一項、第二項及前項前段ノ加算ノ終期ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第三六條

(第三六條一頁(2)ニ)

〔例説〕 海軍航空廠及海軍工廠の公務員が飛行機製造後試験の爲飛行機に搭乘するのは昭和十三年一月以降に搭乘したる在職年に航空機乗員として本條の加算をすることに解釋を變更した。

第五八條

(第五八條一頁(1)ノ前ニ)

第五八條第一項第三號の普通恩給の年齢に依る停止に關しては昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律施行の同年一〇月一日に現に在職した者でも同日以後に(イ)他官職に併任して同時又は異時に兩官職を退職し又は(ロ)退職即日他官職に就職して他官職を退職し又は恩給法第二六條第四號但書に該當して後退職した各場合には他官職として普通恩給を請求したならば右法律第五〇號附則第八條第一項後段の適用なく第五八條第一項第三號に依り停止される。

第五九條ノ二

(第五九條ノ二一六頁(6)中ニ)

恩給法第五九條ノ二第一項但書第二號の前俸給二年以上据置といふのは一在職中に二年以上据置かれたことを指稱するのであるが軍人に付てのみは軍人の特殊の性質に鑑み昭和十二年七月七日の支那事變勃發以後退職した者に限り、在職が中斷せる場合でも前在職の同額の俸給を受けた期間と合して二年以上据置となるならば右第二號に該當するものと解する扱である。

第六一條

(第六一條一七頁(4)ノ次ニ)

一年以上實在職とは必しも一在職に一年以上引續いたことを要せず在職が中斷してゐても差支ない。

第七二條

(第七二條一二頁(3)ノ前キ)

公務員、準公務の實子に付てのみは戸籍法第六九條第一項の出生ノ届出ハ十四日内ニ之ヲ爲スコトヲ要スとの規定との關係からして公務員、準公務員死亡後入籍しても右一四日内に出生を届出でたものならば「死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノ」と解し昭和十二年七月一日以後出生した者に限り適用することに解釋を變更した。

附則第一五條

(昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第一五條一七頁二行目(2)B'ノ場合ヲ左ノ如ク解釋ヲ變更シ(3)B'ノ場合ヲ左ノ如ク書改ス)

(2)B'の場合にはB'退職の際A改定恩給と警察監獄職員退職料を文官を通算しB'の在職で第五四條第一項第一號に依り再任改定した恩給との何れかを選択せしめることとし、前者を選択すればB'退職後之を給し且附則第一五條第一項但書に依り控除すべきものは控除し後者を選択すれば文官一時恩給を受けた者でも返還する要がない(蓋しB'の場合には改正法施行當時後者の通りの恩給を受ける期待権があつたしそれかといつて前者の新権利の方が利益な場合もないか)

ら兩者の内利益な方を選択するのである) (3)B'の場合にはB'退職後A改定恩給を更にB'に依り改定する、而してB'就職と同時にA改定恩給は停止されるからB'退職後第一項但書に依り控除すべき残額があれば之を控除する。

(右解釋變更ニ伴ヒ請求時故ニ關スル附則第一五條一五頁二行目ニ左記ヲ追加ス)

但し(7)B'の場合には選擇であるからB'退職の日から七年内である。

恩給法施行令中改正

昭和十三年一月二四日勅令第七三二號

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第七條 恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ左ニ掲クル者ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

- 一 陸軍ノ士官候補生(見習士官タル者ヲ除ク)及軍醫候補生、陸軍豫科士官學校、陸軍幼年學校、陸軍工科學校、熊谷陸軍飛行學校、水戸陸軍飛行學校、陸軍航空整備學校、東京陸軍航空學校及陸軍通信學校ノ生徒、陸軍經理學校ノ豫科生徒並陸軍戸山學校ノ軍樂生徒

二 海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、海軍航空豫備學生、海軍豫備生徒、海軍豫備練習生及海軍豫備補習生

第十條第十四號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十四ノ三 傷兵保護院官制第十七條ノ規定ニ依ル職員

第二十六條第二號中「陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒」ヲ「陸軍ノ士官候補生(見習士官タル者ヲ除ク)及軍醫候補生、陸軍豫科士官學校生徒、陸軍經理學校豫科生徒」ニ、及海軍豫備生徒」ヲ「並海軍豫備生徒」ニ改ム
同條第三號中「及海軍豫備練習生」ヲ「海軍豫備練習生及海軍豫備補習生」ニ改ム

補遺ノ三

昭和十三年
法律第五六號

恩給法中改正法律

(昭和十三年勅令第三八二號
同年六月一日ヨリ施行)

恩給法施行令中改正勅令併説)

昭和十三年三月に第七三帝國議會の協賛を経て四月一日に恩給法中改正法律が公布されたから左に解説する。
本法律は主として昭和十二年七月勃發の支那事變に刺戟されて改正を促進された部分が最も多く主な改正點は左の

三點である。

(一) 昭和八年の改正に依り恩給法第七五條第二項は

(イ) 戦闘公務、準戦闘公務又は普通公務に因る傷病の爲在職中或は退職後死亡した(増加恩給を受け又は受けざる)公務員又は準公務員の遺族及(ロ)退職後増加恩給を受け公務傷病に起因せずして死亡した者の遺族の兩者には前者の公務の爲遽に一家の働き手を失つた損失を緩和し後者の増加恩給と普通恩給とを合せ多額に受けてゐた恩給額が急激に普通恩給額のみ半分といふ少額に減少するのを緩和する爲、公務員又は準公務員死亡の月の翌月から五年間は扶助料年額を三割増して増給することにしたのであるが、それでも何分兵の戦死者の遺族の扶助料が死亡後五年間は年額一九五圓から二三四圓五年後は年額一五〇圓から一八〇圓程度のもので遺族を扶助するには餘

りに氣の毒であつたから支那事變を契機として、右五年間の制限を撤廢し且下に厚くする趣旨の下に夫々相當の増額をしたのであつて、加之遺族の人数が扶助料權者と合して三人以上ある場合には是亦下に厚くする趣旨の下に夫々相當の割増加給をすることにしたのである。例之戰死した上等兵の遺族は改正前には戰死後五年間は扶助料年額二三四圓五年後は一八〇圓であつたのが改正後は三三四圓となり、前者に對し三割八分餘後者に對し八割の増額に當り、更に遺族が五人以上の場合ならば更に三三四圓の四・五割増の四七〇圓の扶助料となり右前者に對し一〇割強後者に對し一六・一割の増額に當る、此の兵の八割、一六・一割は改正法の最高の増率である。右人数に依る遺族加給の制度は外國の恩給規定にも稍類似の例があり可成實際に即した一種の社會的立法である。

(二) 増加恩給及傷病賜金は大正一二年の恩給法定の際増額し昭和八年には傷病賜金中第一款乃至第四款を傷病年金として新制度を設けたのであるが、其後猶増額を要求する聲息まず又傷病の程度及種類にして改正を要すべきものがあつたので支那事變に依り傷病者の増加したのを機に改正を加へ

(イ) 増加恩給に付ては佐官奏任三等乃至五等は第三項以上の重症者に對してのみ一割又は五分を増額し、尉官奏任六等以下兵判任に至る迄は第三項以上の重症者に厚く各項に互り三割乃至一割五分を増額し、新に第七項を設け従來の傷病年金の概ね第一款症程度の症狀を第七項に繰上げた。

(ロ) 傷病年金に付ては第一款乃至第四款に分つことは従來通りであるが従來の概ね第二款症乃至第四款症程度の症狀を第一款症乃至第三款症に繰上げた上其の給額を増加し増加恩給受給者との給額の懸隔を少くし従來の傷

病賜金の概ね第一目及第二目程度の症狀を第四款症に繰上げ且金額を従來の第四款よりも増額した。

(ハ) 傷病賜金に付ては概ね第三目乃至第六目は第一目乃至第四目に目數を繰上げるに止め金額は従來の第三目乃至第六目と同額にした。

(三) 恩給を擔保とする金融は従來恩給法第一一條に依り禁止せられてゐたのであるが止むを得ず事實上の擔保に供する者多く且非常に高利の金融が普通で加之恩給證書が轉帳として受給者の手に仲々還らぬこともあるので寧ろ進で安全な金融の途を講じてやるに如かずといふことになり研究の結果資金は民間から吸収し國家が嚴重な監督を加へる機關を特別法を以て作り此の機關に限り擔保禁止の例外を認めることになつた（此の機關は恩給金庫法といふ特別法に依り設立した恩給金庫であつて之に付ては別項に解説した）。

恩給法中左ノ通改正ス

第十一條中第一項ヲ左ノ如ク改ム

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ⁽¹⁾特別法⁽²⁾ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定官廳ハ支給額ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ⁽³⁾

(1) 但書を今回の改正に際し加へた次第である。恩給は受給者の一身に専屬せしむべき性質の給與であり之を擔保に供することは從來本條に於て禁止してゐたのであつて、大審院の判例も夙に、單に恩給支給金の受領を委任に依り代理することは差支ないが、代理の委任を一定期間解除せざる特約を結んで恩給を引當に金融するのは之れ事實上擔保の實を擧げんとする脱法行爲であり其の特約は無効であるとして恩給證書を受給者に返還すべきものとしてゐる。然るに斯様な判決があつて債權者に證書の返還を求めても殆ど總ての場合に執行不能に終る例である。それは證書を擔保に取つた債權者が自衛上又は資金の關係からして他の金融業者に債權と共に證書を賣渡し證書は轉讓して果して今何人の手中に在るかも知れざるに至ることさへあるからである。故に一度證書で金融を受けると債務は完済しても證書は受給者の手中に戻らぬことが多く一方債權者は大抵高利で金融する傾向があり而かも上述の次第で何時迄も證書を手中に握つて利益を貪るといふ状態で恩給給與の目的は全く達せられなくなることが非常に多い、斯の如くなるのは禁を犯して金融を受ける受給者が悪いといふ人もあるが實際問題としては受給者は在職中と異り収入が少く恩給年金を主たる生活資料とする者であつて不時の費用を支辨することが出来ぬ爲涙を飲んで金融を受けることが多いのであつて人情洵に止むを得ぬものがある。稀には受給者の側に於ても金融を受けて間もなく代理受領の委任を解除し恩給の支給の差止めを申請し以て借金の踏倒しを策する不心得者もなきにしもあらずであるが、受給者中最救済を要すべき者は傷病者、老幼者であるに拘らず是等の者は生命保険に附することが出来ざる爲是非、共生命保険を條件とする金融業者から金融を受くることを得ず非常に困窮してをる點もあり殊に是等債權の回收不能を來す危険率の多い者に低利の金融をするには同時に比較的危険率の少い青壯年者にして金融を請ふ者を悉く獨占的に一手に引受け危険率を平均して金融する必要があるから從來の擔保禁止の規定に但書を以て例外を認め獨占的恩給金融の機關を設けることにしたのである。而して其の機關に既設の銀行會社等を充當するときは非營利的使命と抵觸する虞があるから特に恩給金庫なる政府の嚴重なる監督に服する新機關を特別法たる恩給金庫法に依り設立することとしたのである。

(2) 右述の通り恩給金庫法(昭和一四年法律第五七號同年四月一日公布同年五月二日施行)のことである、同法は恩給の外動章年金の擔保に付ても規定してゐる。

(3) 此の第二項も今回新に設けたものであつて、恩給を受くるの權利を讓渡したり、恩給金庫法に依り恩給金庫に擔保に供する場合を除き擔保に供したことを知つたときは裁定官廳は貯金局其の他の其の恩給の支給額に恩給の差止通知を爲して恩給の支拂を止めることとし、從來の宮内省恩給令と同様第一項違反に對する制裁を規定したのである。此の規定なくとも第一項違反と認定した場合には恩給權の一身專屬權たる性質上支給差止を爲したのであるが本項は之を明定したに過ぎない、然るに本項新設に際し衆議院の委員會に於ては事實上の問題として恩給金庫設立と同時に認定を嚴格にし支給差止を強化し當時の金融債權者の爲酷となる虞ありと見たのであらう本改正法律の法案を

修正して附則第一條第二項に

第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セス

といふ一項を加ふべきことを議決し之が法律として成立したのである。

又擔保禁止に伴ふ支給差止の問題は恩給證書を事實上の擔保に供した後證書の取戻が不能となつた場合に常に證書再交付の問題と密接なる關係を生ずるので右委員會に於ては矢張り當時の債權者の爲酷とならざるようとの注意からであらう恩給給與規則中恩給證書の再交付に付ての改正に關する昭和一二年勅令第三六〇號の運用に關し

一 昭和十二年七月二十一日勅令第三百六十號ニ依リ恩給證書ノ再交付ヲ爲サムトスル場合ハ再交付申請人ノミナラス其ノ關係人ニ付具ニ之カ實狀ヲ調査シ萬已ムヲ得サル者ニ限り之ヲ爲スヘシ

との附帶決議を附した。關係人とは債權者のことである。此の昭和一二年勅令第三六〇號といふのは恩給給與規則第三六條は從來恩給證書の再交付は證書の亡失又は毀損の場合に限定し、而して證書を事實上の擔保に供した場合に付ては其の後手取金の大部分を辨済し且法律上の手段を盡して證書の返還を求めたるにも拘らず事實上取戻不能となりたるときに限り、此の場合に永く再交付せざるときは却て恩給給與の目的に反することでもあるから、亡失と同様に認めて再交付をする扱であつたが、事實上の擔保の場合の再交付に付ても明文を置くを妥當と認め前記昭和一二年勅令第三六〇號を以て右第三六條を改正して第二項を新設し之に對應して第三七條にも第三項を新設し

第三十六條 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ裁定官廳ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

恩給ヲ受クル者カ恩給證書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル狀況ニ在ル場合ニ於テハ裁定官廳ハ本人ノ申請ニ依リ之ニ其ノ證書ノ再交付ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ效力ヲ失フ

亡失ヲ理由トシテ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リ恩給證書ノ再交付アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

としたのであつて、同時に右再交付の手續規定として恩給給與細則に昭和一二年閣令第七號を以て改正を加へ

第十條ノ二 恩給給與規則第三十六條第二項ノ規定ニ依リ恩給證書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概テ別紙様式(第二十四號書式ノ

二)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類及證書郵送料(郵便切手十四錢)ヲ添附シ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ

一 申請者本人ノ最近ノ寫眞

二 恩給證書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル事由ヲ詳記シタル願末書

前項ノ申請書ニハ現住所ノ警察官署、領事官其ノ他申請者ガ本人タルコトヲ知レル官公署ヨリ本人タルコトノ奥書證明ヲ受クヘシ
第一項第一號ノ寫眞ハ申請書ニ貼附シ前項ノ奥書證明ヲ爲ス官公署ノ刻印ヲ受クヘシ

なる一ヶ條を新設したのである。

「呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル狀況ニ在ル場合」としたのは近く恩給金庫の成立を期待し從來よりも再交付の條件を稍寛にしたものであるとも謂へようが、證書で金融を受けて直に再交付を申請したり其の他詐欺的分子の存在を認められるやうな恩給權者に對しては社會通念よりして再交付せぬのが妥當であらう、給與細則第十條ノ二に特に第

一項第一號第二項及第三項の如き證據を要求する規定を多く入れたのは從來債權者が恩給權者を假裝して再交付證書を騙取した實例の多いのに鑑み必ず恩給權者本人に再交付せんが爲めである。

第十六條第三號中「實業補習學校」ヲ「青年學校」ニ改ム

右は昭和一〇年四月一日勅令第四一號(同日施行)を以て青年學校令を公布し實業補習學校を青年學校に改めたのに基く當然の文字整理である、在外青年學校令(昭和一〇年六月一日外務省令第七號、同日施行)も出來たが朝鮮、臺灣、樺太、南洋には青年學校存せず猶實業補習學校である。制度改正より本法施行迄の間は特に制度改正と同時に本法の施行があつた如く扱ふ例である。

第二十四條第二號中「感化院職員」ヲ「少年教護院職員」ニ改ム

右は少年教護法(昭和八年法律第五五號)が昭和九年一〇月一〇日より施行せられ其の附則を以て從來の感化法は廢止せられ同時に道府縣立感化院職員令(大正九年六月一五日施行の勅令第一八一號)は道府縣立少年教護院職員令(昭和九年一〇月一〇日施行勅令第二八二號)を以て廢止せられたのに伴ふ文字整理である。其の待遇職員は院長、教諭、院醫、保母及書記である。國立少年教護院は從來の國立感化院の後身であり其の職員(院長、教諭、院醫及書記)は文官である。

制度改正より本法施行迄の間の在職は特に制度改正と同時に本法の施行があつた如くにして通算する扱である。

第五十九條第三項中「實業補習學校」ヲ「青年學校」ニ改ム

右は前述第一六條第三號中改正と同趣旨の改正である。

第五十九條ノ二第一項第一號中「計算ス」ノ下ニ左ノ如ク加フ

退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリテ退職又ハ死亡ノ際昇給ナカリシトキ亦同シの
同條第四項ヲ左ノ如ク改ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ俸給ノ關係ニ於テハ就職前モ就職當時ノ俸給ヲ以テ在職シタルモノト看做シ計算ス

(1) 本改正法文の意味を解り易く書直せば左の如くなる

公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリテ退職又ハ死亡ノ際昇給ナカリシトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノニ付テハ一級、其ノ定ナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス

何故に斯の如き規定を設けたかと謂ふに、例へば

A		B	
昭和八年六月一日	四等水兵	昭和八年六月一日	四等水兵
同 年一月一日	三等水兵	同 年一月一日	三等水兵
昭和九年一月一日	二等水兵	昭和九年一月十日	二等水兵
昭和一〇年一月一日	一等水兵		
昭和十一年四月一日	公務死亡	昭和十一年四月一日	公務死亡、一等水兵

右A B兩水兵はA水兵の方が好成績にして進級も早かつたが爲公務死亡の際月数不足で進級令の關係で更に進級するを得ざりし故にAの基礎俸給は(60圓×6)+(45圓×6)=570圓でBの基礎俸給50圓×12=600より却て少く従てAの遺族はBの遺族よりも扶助料が少くなり好成績者の方が不利となる矛盾を生ずるから之を是正し同額にするのが目的である。

進級早き者が却て不利となることは本條第一項第二號の場合に付てもあり得るが第一號の場合には公務傷病といふ特別優待の條件あるに拘らず却て不利なる者が生ずるのは酷であるから特に第一號の場合に限り改正したのである。

本改正規定は改正法施行期日たる昭和十三年六月一日以後に退職又は死亡した者に付てのみ適用されるのであつて同日前に退職又は死亡した者には遡及適用する規定がない。

(2) 改正前の第四項は「實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス」とあつたから例之

- (A) 某年七月 二等兵
 同年十二月 一等兵上等兵トナリ死亡(公務傷病)
- (B) 某年一〇月 二等兵
 同年十二月 一等兵上等兵トナリ死亡(公務傷病)

右A B二人の軍人の場合にAの遺族の扶助料の算出の基礎になる俸給年額は(45圓+(41.25圓×5))× $\frac{12}{6}$ =(45×2)+(41.25×10)=502.5圓(第五九條ノ二第一項第一號参照)上等兵の假定俸給月額は四五圓、一等兵の假定俸給月額は四一・二五圓)であるに對しBのそれは(45圓+(41.25圓×2))× $\frac{12}{3}$ =(45×4)+(41.25×8)=510圓 となり長く在職した者の方が却て不利の結果となるから之を改正したのである。改正した第四項に依れば右は何れも 45圓+(41.25圓×11)=498.75圓となり妥當と思はれるのである。

第四項も改正法施行期日たる昭和十四年六月一日以後に退職又は死亡した者に付てのみ適用されるのであつて同日前に退職又は死亡した者には遡及適用する規定がない。

第六十二條第三項中「小學校、」ノ下ニ「青年學校、」ヲ加フ

右は第一六條第三號の改正に伴ふ當然の結果である。

第六十五條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年内ニ退職セザリシ場合ニ於テハ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年ヲ經過シタル日ニ於ケル階等ヲ以テ退職當時ノ階等ト看做ス

此の但書を加へる前には増加恩給は無制限に退職當時の階等に依り定められたのであるから例へば中尉時代に負傷しても退職當時の階等が少將であれば少將としての額を給したのであるが、傷疾疾病に拘らず長年月日間勤務出来た上に無制限に退職當時の階等の者として傷疾を受け又は疾病に罹つたのと同様の待遇をすることは稍妥當を缺くと思はれるから傷病の治療期間等をも積へ五年位で區劃して此の待遇を打切ることとし五年内に退職した場合には退職當時の階等に依り額を定め五年を經過して退職した場合には其の經過した日に在つた階等に依り定めるとし退職當時にもつと上の階等に在つてもそれに據らぬことにした次第である。「五年ヲ經過シタル日」とは例へば昭和十三年三月三十一日に傷疾を受け又は疾病に罹つた者が昭和二十〇年に退職しても昭和十一年三月三十一日現在の階等に依り恩給額を定めるといふのである。此の例で昭和十一年三月三十日以前に退職すれば「五年内ニ退職」したことになる。

舊法たる軍人恩給法第六條(二二條―九頁)は事故の生じたときの現官階に依る増加年給を給した。

本改正規定は一般の原則に従ひ改正法施行期日たる昭和十三年六月一日以後に退職した者にのみ適用する、同日前に退職した者に遡及適用する規定はない。増加恩給と併給する普通恩給に付ては本改正規定の如き特別の規定がないから退職當時の階等に依り算定すること勿論である。

第六十五條ノ二第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ普通恩給ヲ併給セラルル場合ニ於テハ別表第三號表ノ金額ノ十分ノ七・五ニ相當スル金額ヲ以テ傷病年金ノ年額トス

別表第三號表の傷病年金の金額は後述の通増加恩給金額の別表第二號表の改正に依る増額に隨伴して増額され且其の増額は従來増加恩給と之と併給する普通恩給との合計額と殆ど大低の場合普通恩給を伴はない傷病年金額との隔たりが餘りに大き過ぎたのを是正して此の隔たりを縮小する程度に迄増額したから傷病年金最高額即第一款の金額は却て増加恩給最低額即第七項の金額を超過することになつたのである、従て稀ではあるが傷病年金受給者にして其の在職年数が普通恩給年限に達した者がある場合には其の者は増加恩給第七項を受けるよりも傷病年金第一款を受ける方が却て有利となり第二款以下も割が良過ぎる理窟になる、仍て傷病年金受給者にして普通恩給を併給せらるゝ者には改正された別表第三號表の金額の二割五分を削減し七割五分を給して増加恩給受給者との均衡を圖らうといふのが本但書の改正理由である。前に改正要點(二)に述べた如く従來の傷病年金の概ね第二款乃至第四款を第一款乃至第三款に繰上げたのであるが改正額の十分の七・五の額は従來の夫々繰上げ前の額と殆ど同額となつてゐるのである。

十分の七・五に相當する金額に圓未満の端數金額が生ずる場合には第四條の規定に依り之を圓位に滿たしめる。今便宜上別表第三號表の金額の十分の七・五に相當する金額を算出し之に軍人の場合に准士官、下士官、兵の夫々

(單位円)

階等	傷病原因 症狀 等差	甲		乙	
		戦闘又ハ 戦闘ニ準 ズベキ公 務	普通公務	普通公務	普通公務
准士官	增加恩給				
	第七項	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五
下士官	增加恩給				
	第七項	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五
兵	增加恩給				
	第七項	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五	第三號表額 十分、七五
		合計	合計	合計	合計
		第一號表額	第一號表額	第一號表額	第一號表額
		第二號表額	第二號表額	第二號表額	第二號表額
		第三號表額	第三號表額	第三號表額	第三號表額
		第四號表額	第四號表額	第四號表額	第四號表額
		合計	合計	合計	合計

最低階級の概ね最低普通恩給と認めらるゝ四〇〇圓、一二五圓、一五〇圓を加へた金額と、増加恩給第七項額と之に同じく軍人の場合に右の階級に應じ夫々四〇〇圓、二二五圓、一五〇圓を加へた金額との表を作成して茲に掲げる。

第六十六條第一項中「一年」ヲ「三年」ニ改ム

傷病は種類に依ては（殊に呼吸器病の如く）退職後一年内では固定せず従て一年内に一種以上の兵役を免ずることが出来ぬ場合もあるが故に三年位に延長してはといふので本改正となつたのである。

第六十六條ノ二 下士官以下ノ軍人前條ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ受ケタル後四年内ニ第四十六條第二項又ハ第四十

六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病賜金ノ一部ヲ返還セシム

(1) 増加恩給、傷病年金及傷病賜金は何れも傷病を原因とする恩給の點では同系統のもので従て是等の恩給は同一の傷病を理由としては併給を許す規定がない、然るに従來は傷病賜金を受けた後遠からずして傷病の程度増進し第四六條第二項又は第四六條ノ二第二項の規定に依り増加恩給又は傷病年金を受けても傷病賜金は全然返還しなかつたら假に増加恩給又は傷病年金受給前も之と同額の恩給又は年金を受けたものと假定して之に對する額を傷病賜金から

差引いてみても猶餘剰があるならば其の餘剰額だけは恩給又は年金受給後或期間は恩給又は年金の外傷病賜金を併給するのと同様の理窟になる、故に之は妥當にあらずとして其の餘剰部分を返還せよといふのが本改正規定である、恰も同一在職年に對する二重給與を避ける爲に一時恩給を返還させる第六四條ノ二に相當する規定である、併し傷病賜金の返還者は傷病者であるから一時恩給の返還の場合よりも特に寛大な規定となつてゐる。

本條は改正法施行の昭和十三年六月一日以降傷病年金又は増加恩給の給與事由發生の者に適用される。

(2) 第六六條第一項の退職又は一種以上の兵役免除に因り傷病賜金給與事由の發生した日より曆法に依り數へた滿四年内に傷病賜金又は増加恩給の給與事由が發生すると本條の適用があるのである。

四年間に返還することにしたのは傷病賜金第一目が傷病年金第四款の四年分に當るから彼此權衡上傷病賜金は總て四年間に分割すべき給與を一時に給與されたものであると看做すを適當とするからである、而して滿四年としたのは月計算では時に實際の日數の長い者が返還を要せず短い者が却て返還を要するが如きことが生じ不公平となるからである。

(3) 勅令とは本條の新設に伴ひ新設した恩給法施行令第三一條ノ二の規定である。

第三十一條ノ二

恩給法第六十六條ノ二ノ規定ニ依り返還セシムヘキ額ハ傷病賜金ノ額ノ六十四分ノ一(b)ニ相當スル金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルニ至リタル月迄ノ月數ト四十八月(a)トノ差月數ヲ乘シタル金額トシ増加恩給又ハ傷病年金ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一(c)ニ相當スル金額ヲ控除シテ返還セシム

(a) 四八ヶ月を基準としたのは滿四年には傷病賜金の給與事由が月の第一日に發生した場合ならば曆月が四八他の場合には四九存在することになるが四九番目の曆月では某日以前は滿四年内某日後は滿四年を經過してゐるから四八ヶ月を計算の基準としたのであり而して傷病賜金給與事由發生の月は傷病賜金を月割給與と看做して考ふるときは恩給法第三條に依り給與せざる月の管であるが特に給與事由發生の月から起算し同月に傷病年金又は増加恩給の給與事由が發生しても「即一ヶ月に對する返還額たる賜金額の六四分の一の全四八ヶ月分を返還せしめず若干を給與した儘にすることにしたのは傷病者に對する優遇であり、從て實際は賜金給與事由發生の曆月より起算して第四七曆月迄に傷病年金又は増加恩給の給與事由の發生した者が返還することになる。

(b) 返還すべき基礎月數に乘すべき金額は賜金額の四八分の一で良い譯であるが四年間に一年分の金額を特に免除優遇する爲に一ヶ月毎に $\frac{1}{48} \times \frac{1}{48}$ 即六四分の一とした次第である、更に傷病年金又は増加恩給の毎期の支給額の三分の一宛控除するに止めたのも傷病者特遇の爲である。

第七十五條（扶助料年額、遺族加給扶助料年額）

扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル⁽¹⁾

- 一 第二號乃至第四號ニ特ニ規定スル場合ノ外⁽²⁾ハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額
 - 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ前號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第五號表⁽³⁾ノ率ヲ乘シタル金額
 - 三 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第六號表⁽⁴⁾ノ率ヲ乘シタル金額
 - 四 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷疾疾病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第七號表⁽⁵⁾ノ率ヲ乘シタル金額
- 前項第二號乃至第四號ニ規定スル場合⁽⁶⁾ニ於テ扶助料ヲ受クル者ノ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クヘキ要件ノヲ具フル遺族力扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ定メタル別表第八號表⁽⁷⁾ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給ス但シ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合及二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ勅令⁽⁸⁾ノ定ムル所ニ依ル

(1) 第七五條の全部改正である。昭和八年の改正に依り第七五條第二項は

(イ) 戰闘公務、準戰闘公務又は普通公務に因る傷病の爲在職中或は退職後死亡した（増加恩給を受け又は受けざる）公務員又は準公務員の遺族及

(ロ) 退職後増加恩給を受け公務傷病に起因せずして死亡した公務員又は準公務員の遺族

には前者の公務の爲遺に一家の働き手を失つた損失を緩和し後者の増加恩給と普通恩給とを合せ多額に受けてゐた恩給額が急激に普通恩給額のみ半分といふ少額に減少するのを緩和する爲公務員又は準公務員死亡の月の翌月から五年間は扶助料年額を三割増しして増給することにしたのであるが、それでも何分兵の戦死者の遺族の扶助料が死亡後五年間は年額一九五圓から二三四圓五年後は年額一五〇圓から一八〇圓程度のもので遺族を扶助するには餘りに氣の毒であつたから支那事變を契機として、右五年間の制限を撤廢し且下に厚くする趣旨の下に第二號乃至第四號に於て夫々相當の増額をしたのが第一項の改正である。

(2) 第一號は公務傷病に因らずして在職中又は退職後死亡した場合の規定であり改正前の第三號の規定に相當する。在職中死亡の場合には第七三條第一項第一號に依り普通恩給額を算出し（圓位未滿を圓位に滿たしめる）之を基礎として扶助料額を決定する。このことは第二、三號の場合も同様である。第一號の場合には十分の五に相當する金額の圓位未滿は第四條に依り圓位に滿たしめる、第二號乃至第四號の場合には普通恩給額の十分の五に相當する圓位未滿を圓位に滿たしめざる金額に第五乃至第七號表の率を乗じた金額の圓位未滿を圓位に滿たしめる、第二項の場合には此の圓位に滿たしめた金額に第八號表の率を乗じ其の圓位未滿を更に圓位に滿たしめる。

(3) 第二號は改正前の第一號の場合に相當する、即普通恩給を（増加恩給と共に又は單獨に）受けて後死亡したると受

人数から除くのである、此の意味に於て成年の子及養子に付ては第七四條第二、三項の要件を要するものと解する。
(8) 別表第五號表乃至第八號表は新に加へられた表である。

第八號表

階等	遺族ノ數		親任		奏任		判任	
	人	人	勅任 待遇	官任	三等乃至 五等	六等乃至 九等	一等 判任	二等 判任
五人以上	一・五	二・五	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
四人	一・〇	一・七五	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
三人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
二人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
一人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
五人以上	一・五	二・五	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
四人	一・〇	一・七五	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
三人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
二人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官
一人	〇・五	一・〇	將官	佐官	尉官	准尉官	准士官	下士官

例之上等兵が戦死して遺族が五人ある場合には第七五條第一項第二號に依る額即普通恩給年額一八〇圓の二〇分の五に三六割を乗じた三二四圓(換言すれば改正前の扶助料額たる普通恩給額の八割増)に第八號表に依り四・五割即一四五圓八〇錢を加給して四七〇圓の扶助料を給する次第で、改正前の一八〇圓の扶助料の一六・一割増に當る、此の兵の場合の扶助料の増率は改正前の扶助料額に對する改正法に依る増率の最高なるものである。

(9) 勅令とは本條の改正に伴ひ新設した恩給法施行令第三一條ノ三の規定である。

第三十一條ノ三

恩給法第七十五條第二項但書ニ規定スル遺族ノ員數ニ依ル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

一 同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合又ハ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於テハ其ノ

各ノ扶助料ニ付共通ニ(a)加給ノ原因タルヘキ遺族ハ裁定官廳ニ於テ最初ニ(b)請求ヲ受理(c)シタル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス但シ前段ノ場合(d)ニ在リテハ各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連署ヲ以テ、後段ノ場合(e)ニ在リテハ之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定官廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルシムルコトヲ請求シタルトキハ後扶助料ノ加給額カ最初ノ扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル場合(f)ニ限り改定請求アリタル月(e)ノ翌月ヨリ加給額ヲ改定ス

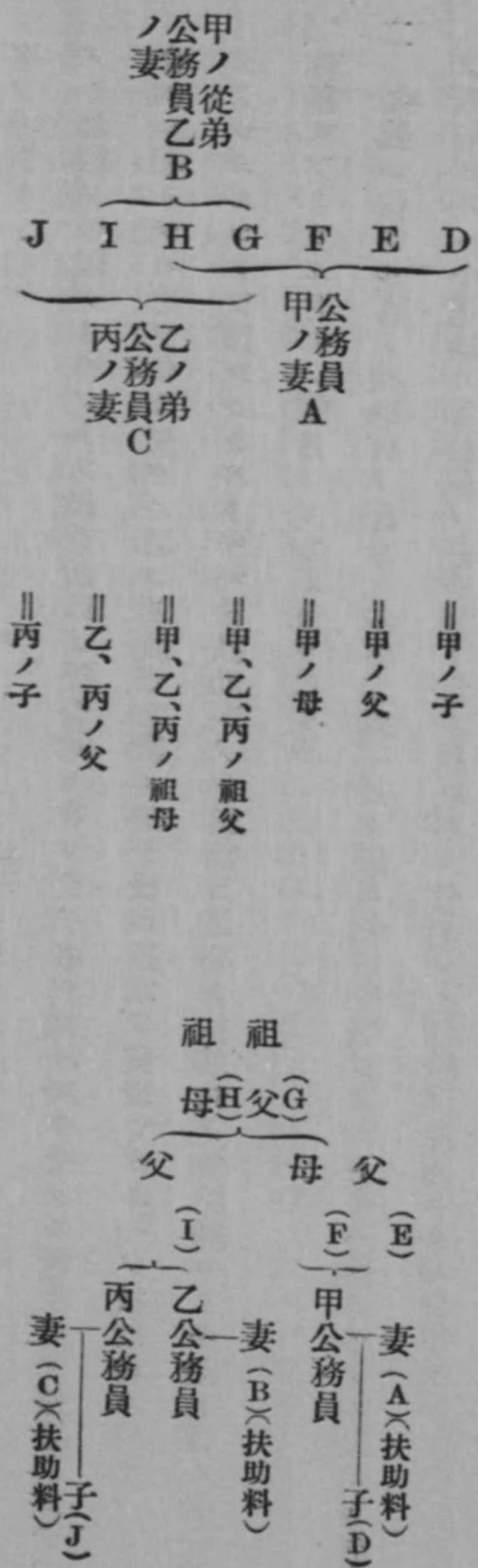
二 前號ニ掲クル各ノ扶助料ノ請求ヲ裁定官廳ニ於テ同日(h)ニ受理シタルトキハ其ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ加給額ノ最多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス

前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラレタル扶助料アル場合ニ於テハ其ノ扶助料ニ加給ヲ爲ストキ其ノ加給額カ既ニ改定セラレタル加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限り更ニ改定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準用ス(i)

(a) 遺族加給額は同一戸籍内の遺族の數に依り決定するのであるから同一戸籍内に扶助料を受ける者一人以上あり又は一人にして二以上の扶助料を併受する者があつて要するに同一戸籍内に二以上の扶助料が存在し(從て同一戸籍内に一人にして二以上の扶助料を併受する扶助料権者と然らざる扶助料権者と混合する場合を含む)且各扶助料の遺族加給の原因となるべき遺族の中に二以上の扶助料に共通の原因となる遺族がある場合に放任してをけば其の二以上の扶助料の何れにも原因として算入することになり同一人が重複して扶助料の原因となり恰も同一在職年月數を二以上の恩給の基礎とするのを禁ずる恩給法第八條の場合の如く不當であるから適當に何れか一の扶助料のみの原因(基礎)

にしようといふのが「勅令」を以て定めることになつた理由である、従て同一戸籍内に扶助料を受ける者二人以上ある場合又は二以上の扶助料を併せ受ける者ある場合でも遺族が共通の原因になつてゐないときには何等の問題も起らず勅令を以て定める必要がないのである。例へば同一戸籍内の兄たる甲公務員の妻が扶助料を受け子二人あり弟たる乙公務員の妻が扶助料を受け子二人あり尙甲乙の父母ある場合には父母は兩扶助料の遺族加給の共通の原因となるから之を何れの扶助料の原因とすべきかが問題となり施行令第三一條ノ三に依り決すべきも、右の場合に父母がないとしたならば兩扶助料の遺族加給の共通の原因となる遺族が存しないから何等の問題も起らず右施行令の適用がない。

(b) 即遺族加給の共通の原因たる遺族は先に請求を受理された扶助料の加給原因にする原則である。例へば、同一戸籍内に於ける



右の例に於て

第一順位受理のAの扶助料ではA D E F G H六人を基礎とする加給がある。

第二順位受理のBの扶助料ではAの扶助料と共通にして且既に加給の基礎となつたG Hを除きB Iのみ基礎となるも三人未滿なるが故に加給がない。

第三順位受理のCの扶助料ではA及Bの扶助料と共通にして且既に加給の基礎となつたG Hを除きC I Jを基礎とする加給がある。

(参考) Iの代りにI及I₁(乙の子が)あればBの扶助料にはB I₁を基礎とする加給があり其の結果Cの扶助料にはC Jのみが基礎となり加給がなくなる。

扶助料権が最先に生じたものでも請求が遅れば「最初ニ請求ヲ受理シタル扶助料」になるとは限らない。

(c) 受理は受付と異なること第一三條(5)に説いた通り。本號では請求書類の經由官廳ある場合には其の經由官廳に受付けた日に依らず裁定官廳で受理した日に依り扶助料の前後を定めようといふのである、蓋し順位を争を避ける爲には裁定廳で受理した日に依り裁定廳自ら順位を決定するのが最明白であると思はれるからである。最初に請求を受理したものであるかどうかは受理者名簿の調査其の方法に依り良く調査するを要する、其の結果は別項改正扶助料金額計算書(第十八號書式ノ二)に記入することになつてゐる。

(d) 前段ノ場合トハ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合のこと。連署ヲ以テは裁定官廳ニ於テ云々に接續する。

- (e) 後段ノ場合とは同一戸籍内ニ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合のこと。例へば三人の兄弟たる軍人が皆戦死して父が三つの扶助料を併受し母も祖父母もある場合の如きである。
- (f) 本文に依り扶助料の遺族加給は便宜上一應請求の順位に依り決定することにしたが後に全員又は併受者が請求順位が二番以降の一つの扶助料に加給して貰ふ方が利益であると認められた場合には其の請求をすること（加給額が多額でも全員の利害が一致せず従て全員連署の請求をせぬこともあり得るのである）及其の請求に依る加給の方が多額なることを条件として加給額を改定することにしたのが但書である。例へば(b)に掲げた例に於てA B Cの各基本扶助料が夫々一〇〇圓二〇〇圓三〇〇圓で且同階等なるときは各扶助料に共通なG HはCの扶助料に原因たらしめC G H I Jの五人を基礎とする加給を受ける方がA D E F G Hに依る加給額よりも多額であるから之を請求すれば改定する。固より此の場合共通でない部分たるA D E Fに依る加給をAの扶助料に加給することは妨げない。即「一ノ扶助料ニ付テノミ」といふのは共通な遺族を有する扶助料に付ては其の一つにのみ限定する意であり他の共通でない遺族に依る加給をも排除する意ではない。「後扶助料」とは「裁定官廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料」の意である。

(g) 改定の請求も裁定の請求であるから第五條の請求と同様に請求者が裁定官廳に又は經由すべき官廳あるときは經由官廳に到達し受付られることである、従て其の受付られた日の屬する月が「改定請求アリタル月」である、固より改定の裁定は改定請求の月の翌月後になつてもよいが翌月分から改定加給額を給與するのである、加給額の改定は既裁定の扶助料の加給額を削除し後扶助料に加給することである。改定請求の月の翌月から給することとし

前に遡及せしめないのは改定請求のときより利害關係一致したりと看做し又は給與關係の紛更を避ける爲である。改定請求の期日に付ては加給すべき「後扶助料」の權利發生日より七年間に請求せぬときは再任改定の場合と同様第五條に依り時効に因り改定請求權は消滅するものと解する。

(h) 第二號は第一號の各請求が同日に來た場合の規定であり従て第一號は異時請求の場合の規定といふことになる。同日ならば時間の前後は問はぬ。第二號は最初から第一號但書を適用したと同結果となるように裁定官廳自身が受給者に最利益になるように判断をして加給する規定である、蓋し同時に請求が來た場合には何れの加給が利益であるかが最初から判断がつくし全員の利害も一致してゐると見做さずには裁定は出來ぬから加給額が最多額となる扶助料に加給するやう職權を以て裁定するのである。各ノ扶助料とは客觀的にみて全部の扶助料を請求した場合に限らず他に裁定廳に知れざる未請求の扶助料があつても差支ないが前に既に請求した加給扶助料があつてはならぬ、此の點は受給者名簿の調査其の他の方法に依り良く調査するを要する、其の結果は別項記載の改正扶助料金額計算書（第十八號書式ノ三）に記入することになつてゐる。

(i) 以上は要するに二以上の扶助料に共通に加給の原因たる遺族の數を事情の許す限り全般的に最有效に働かせる趣旨の下に制定した規定であるから第一項第一號但書に依り最有效に即最多額に一つの扶助料に集中して改定した後更に其の加給の原因となつた遺族を共通に加給の原因とする他の新規の扶助料權が生じた場合とか他の既に前に權利は生じてゐたが未だ請求しなかつた扶助料を請求した場合に此の新規の又は後に請求した扶助料にのみ其の共通に加給の原因たる遺族に依り加給するとき其の加給額が前の改定扶助料の加給額よりも多額となる場合には第

一號但書のときと同様場合に應じて全員の連署を以て、又は併せ受くる者より其の扶助料の改定を請求したとき改定請求のあつた月の翌月より加給額を更に改定すべきは當然である。之が第二項の規定である。「改定シタル後ニ於テ」とは改定なる裁定處分のあつた日の翌日以後に於ての意である。

第一項第二號の規定に依り加給扶助料を裁定した後後に於て請求せられた扶助料のある場合は第一項第一號但書の場合になるものと解する。

施行令第三一條ノ二第一項第一號但書又は第二項に依り加給された扶助料の受給者が失權し次順位者の轉給扶助料を裁定する場合には前の扶助料の額より遺族の數の減少に應ずる加給額の減少する部分だけを減額し（加給額に影響ない場合には減ぜぬこと勿論である）て給する、之を不利とするならば第三一條の二第一項第一號但書に依り更に多額なる加給額への改定を請求し得べきものと解する。

第九十一條第一項中「關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム」ヲ削り同項ノ次ニ左ノ一項加フ

關東局職員ニシテ滿洲國新京特別市ニ在勤スルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ關東州ニ在勤スルモノト看做ス
同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

滿洲事變後昭和七年三月に滿洲國が成立し新情勢に對應する爲昭和九年二月二六日關東局が設置せられて關東廳は廢止せられ關東局長官は滿洲國駐劄特命全權大使であつて大使館に置かれ新京に進出し關東州には大使の指揮監督を受くる關東州廳を置いた、併し恩給法の在勤加算に付ては從來通り關東州を中心として考へることが實質上適當であるので旁々滿鐵附屬地行政權の移讓の點も考慮し規定を改正して新京在勤の關東局職員を關東州ニ在勤スルモノト看做スの形式の下に一項を新設したのである。本改正規定施行前の關東局職員に付ては附則に經過的規定を設けなかつたが改正後と同様の取扱をなす例である。

第二四條第五號を以て新に待遇職員となつた在滿學校組合待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受くる待遇職員は組合が滿洲各地に置かるるものであり且關東局職員でないから從來の在外指定學校職員と同様第九一條の在勤加算を爲さぬ。

別表第二號表ヲ左ノ如ク改ム

補遺ノ三 別表第二號表
第二號表

號	乙	號	甲	傷病原因	階等	
					親任	奏任
特別項	特別項	特別項	特別項	親任	奏任	奏任
第一項	第一項	第一項	第一項	親任	奏任	奏任
第二項	第二項	第二項	第二項	親任	奏任	奏任
第三項	第三項	第三項	第三項	親任	奏任	奏任
第四項	第四項	第四項	第四項	親任	奏任	奏任
第五項	第五項	第五項	第五項	親任	奏任	奏任
第六項	第六項	第六項	第六項	親任	奏任	奏任
第七項	第七項	第七項	第七項	親任	奏任	奏任
普通公務	普通公務	普通公務	普通公務	親任	奏任	奏任
第一項	第一項	第一項	第一項	親任	奏任	奏任
第二項	第二項	第二項	第二項	親任	奏任	奏任
第三項	第三項	第三項	第三項	親任	奏任	奏任
第四項	第四項	第四項	第四項	親任	奏任	奏任
第五項	第五項	第五項	第五項	親任	奏任	奏任
第六項	第六項	第六項	第六項	親任	奏任	奏任
第七項	第七項	第七項	第七項	親任	奏任	奏任

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス
(太字の部分が改正せられた個所である)

別表第三號表ヲ左ノ如ク改ム
第三號表

號	乙	號	甲	傷病原因	階等	
					親任	奏任
特別項	特別項	特別項	特別項	親任	奏任	奏任
第一項	第一項	第一項	第一項	親任	奏任	奏任
第二項	第二項	第二項	第二項	親任	奏任	奏任
第三項	第三項	第三項	第三項	親任	奏任	奏任
第四項	第四項	第四項	第四項	親任	奏任	奏任
第五項	第五項	第五項	第五項	親任	奏任	奏任
第六項	第六項	第六項	第六項	親任	奏任	奏任
第七項	第七項	第七項	第七項	親任	奏任	奏任
普通公務	普通公務	普通公務	普通公務	親任	奏任	奏任
第一項	第一項	第一項	第一項	親任	奏任	奏任
第二項	第二項	第二項	第二項	親任	奏任	奏任
第三項	第三項	第三項	第三項	親任	奏任	奏任
第四項	第四項	第四項	第四項	親任	奏任	奏任
第五項	第五項	第五項	第五項	親任	奏任	奏任
第六項	第六項	第六項	第六項	親任	奏任	奏任
第七項	第七項	第七項	第七項	親任	奏任	奏任

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

別表第四號表ヲ左ノ如ク改ム
第四號表

補遺ノ三 別表第三號表

甲號	傷病原因	症狀等差		下官士		兵		乙號	傷病原因	症狀等差		下官士		兵	
		第一目	第二目	第一目	第二目	第一目	第二目			第一目	第二目	第一目	第二目	第一目	第二目
甲號 戰闘又ハ戰 闘ニ準スヘ キ公務		第一目	六六〇円	第一目	六〇〇円	第一目	五二八円	乙號 普通公務		第一目	四八〇円	第一目	四八〇円	第一目	四八〇円
		第二目	四九五	第二目	四五〇	第二目	三九六			第二目	三六〇	第二目	三六〇		
		第三目	三三〇	第三目	三〇〇	第三目	二六四			第三目	二四〇	第三目	二四〇		
		第四目	一六五	第四目	一五〇	第四目	一三二			第四目	一二〇	第四目	一二〇		

第二號表の増加恩給額、第三號表の傷病年金額の増額及第四號表の傷病賜金の目繰上げに付ては前述改正要點の說明(イ)(ロ)(ハ)参照のこと

尙右改正と同時に從來實施の經驗上改正の要ありと認められてゐた傷病疾病の程度、種類に付て改正を爲すこととなり左記の通り昭和十三年勅令第三八二號恩給法施行令中改正ノ件(同年六月一日より施行)が公布された、之が改正要點に付ても前述改正要點の說明(イ)(ロ)(ハ)参照のこと。

(號數の太字なるものは項、款、目の改正せられたるもの又は新設のものを示す)

第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具廢疾ノ程度ヲ分チテ左ノ八項トス
特別項症

- 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二 重大ナル精神障礙ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ

四 身體諸部ノ障礙ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ
第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
- 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳全ク聾シタルモノ
- 五 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ
- 六 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 七 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

補遺ノ三 恩給法施行令第二十四條一

第三項症

- 一 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 二 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第四項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 五 泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
- 六 兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脫落症狀ノ著シカラサルモノ
- 七 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 八 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ
- 二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨アルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 脾臟ヲ失ヒタルモノ
- 五 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 六 一側總指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第七項症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
- 三 一側腎臟ヲ失ヒタルモノ
- 四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 六 一側足關節カ直角位ニ於テ強剛シタルモノ
- 七 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十四條ノ二 恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳全ク聾シタルモノ
- 三 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 五 一側總趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二款症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ
- 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 四 一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 五 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 六 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第三款症

- 一 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 三 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

- 一 一眼視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
- 三 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 五 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 六 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十一條 恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四目トス

第一目症

- 一 身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルコトアルモノ
- 二 一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

補遺ノ三 恩給法施行令第三十一條一

- 三 一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ一メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
- 四 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 五 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 六 一側第三趾乃至第五趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

- 一 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三目症

- 一 一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ三メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
- 三 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 前目ノ各症ニ次ク症ヲ貽シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

附 則

第一條 (昭和一三年法律第五六號施行期日)

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ通用セズ⁽²⁾

(1) 本法は支那事變關係者に影響する所が多いのであるべく早く施行の豫定の處他面増加恩給、傷病年金、傷病賜金の増額と同時に併行せしめる傷病の程度に關する恩給法施行令第二四條、第二四條ノ二、第三一條の改正の合議、恩給金庫等の點で各條一齊に施行し難い虞もあつたので各條毎に勅令を以て施行期日を定めることにしたが實際は一齊施行となつた、左記勅令の通り。

昭和一三年勅令三八一號昭和十三年法律第五十六號恩給法中改正法律施行期日ノ件

昭和十三年法律第五十六號ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

六月一日からの施行であるが六月一日前に給與事由の生じた年金たる恩給に付ては附則第二條及第三條に依り更正して四月分より改正法に依る恩給額を給與することになるから年金たる恩給に付ては實質上は總て四月一日から施行されたのと同結果に解し附則第二條乃至第四條の規定は四月一日以後五月三十一日以前に死亡等に因り失權した者に対しても之を適用し失權のとき迄更正額を給する扱である。傷病賜金は一時金であるから四月一日以後に給與事由が生じても六月一日以後給與事由發生のものでない限り改正前の恩給法の適用を受ける、尤も附則第五條に依り傷病年金